

令和3年 第1回定例会

南種子町議会会議録

令和3年 3月 3日 開会

令和3年 3月 19日 閉会

南種子町議会

令和3年第1回南種子町議会定例会会議録目次

第1号（3月3日）（水曜日）

1. 開 会	6
1. 開 議	6
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	6
1. 日程第2 会期の決定	6
1. 日程第3 議長諸報告	6
1. 日程第4 行政報告	7
1. 日程第5 令和3年度施政方針及び提案理由の説明	9
町長説明	9
1. 休 憩	22
1. 日程第6 議案第18号 令和3年度南種子町一般会計予算	23
1. 日程第7 議案第19号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計予算	23
1. 日程第8 議案第20号 令和3年度南種子町介護保険特別会計予 算	23
1. 日程第9 議案第21号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計予算	23
1. 日程第10 議案第22号 令和3年度南種子町水道事業会計予算	23
総務課長説明	23
質疑	26
8番 小園實重君	26
保健福祉課長説明	29
質疑	29
保健福祉課長説明	30
質疑	30
保健福祉課長説明	30
質疑	31
水道課長説明	31
質疑	33
8番 小園實重君	33
1. 休 憩	35

	て	49
	総務課長説明	49
	質疑	49
	討論	50
	採決	50
1.	日程第16 議案第6号 南種子町子ども医療費助成条例の一部 を改正する条例制定について	50
	保健福祉課長説明	50
	質疑	50
	討論	51
	採決	51
1.	日程第17 議案第7号 南種子町予防接種健康被害調査委員会 設置等に関する条例の一部を改正する 条例制定について	51
	保健福祉課長説明	51
	質疑	51
	9番 塩釜俊朗君	52
	8番 小園實重君	52
	討論	52
	採決	52
1.	日程第18 議案第8号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正 する条例制定について	53
	保健福祉課長説明	53
	質疑	53
	討論	53
	採決	53
1.	休 憩	54
1.	日程第19 議案第9号 南種子町介護保険条例の一部を改正する 条例制定について	54
	保健福祉課長説明	54
	質疑	55
	討論	55
	採決	55
1.	日程第20 議案第10号 南種子町道路占用料徴収条例の一部を改	

	正する条例制定について	55
	建設課長説明	55
	質疑	56
	討論	56
	採決	56
1.	日程第21 議案第11号 南種子町防災会議条例の一部を改正する 条例制定について	57
	総務課長説明	57
	質疑	57
	9番 塩釜俊朗君	57
	討論	58
	採決	58
1.	日程第22 議案第12号 南種子町農業者休養施設の指定管理者の 指定について	58
	総合農政課長説明	59
	質疑	59
	8番 小園實重君	59
	2番 福島照男君	60
	討論	60
	採決	61
1.	日程第23 議案第13号 令和2年度南種子町一般会計補正予算 (第15号)	61
	総務課長説明	61
	質疑	65
	9番 塩釜俊朗君	66
	8番 小園實重君	67
	討論	69
	採決	69
1.	日程第24 議案第14号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計補正予算(第5号)	69
	保健福祉課長説明	70
	質疑	70
	討論	70
	採決	71

1. 日程第25 議案第15号 令和2年度南種子町介護保険特別会計 補正予算(第5号)	71
保健福祉課長説明	71
質疑	72
討論	72
採決	72
1. 日程第26 議案第16号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第5号)	72
保健福祉課長説明	72
質疑	73
討論	73
採決	73
1. 日程第27 議案第17号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予 算(第5号)	73
水道課長説明	73
質疑	74
8番 小園實重君	74
討論	75
採決	75
1. 散 会	75

第2号(3月18日)(木曜日)

1. 開 議	79
1. 日程第1 一般質問	79
1番 濱田一徳君	79
1. 郷土史教育を通じた郷土愛醸成について	
2. 重点取り組みの成果及び来年度の取組は	
3. 前之浜に関する要望書への対応は	
1. 休 憩	92
2番 福島照男君	93
1. 消防団出動体制及び処遇について	
2. 福祉対策について	
3. 移住定住促進事業について	
4. 移住者経済効果の分析データ取得要請	

5. 新型コロナ対策について	
6. さとうきびプロジェクトエイト対策について	
1. 散 会	111

第3号（3月19日）（金曜日）

1. 開 議	114
1. 日程第1 提案理由の説明	114
町長説明	114
1. 日程第2 議案第23号 南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	114
保健福祉課長説明	114
質疑	115
討論	115
採決	115
1. 日程第3 議案第24号 南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	115
保健福祉課長説明	115
質疑	120
2番 福島照男君	120
討論	120
採決	121
1. 日程第4 議案第25号 南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	121
保健福祉課長説明	121
質疑	122
討論	122
採決	122
1. 日程第5 議案第26号 南種子町指定地域密着型介護予防サービ	

	スの事業の人員、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サービスに係る介 護予防のための効果的な支援の方法に関 する基準を定める条例の一部を改正する 条例制定について	122
	保健福祉課長説明	123
	質疑	125
	討論	125
	採決	125
1.	日程第6 議案第18号 令和3年度南種子町一般会計予算	125
1.	日程第7 議案第19号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘 定特別会計予算	125
1.	日程第8 議案第20号 令和3年度南種子町介護保険特別会計予 算	125
1.	日程第9 議案第21号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険 特別会計予算	125
1.	日程第10 議案第22号 令和3年度南種子町水道事業会計予算	125
	産業厚生委員長説明	126
	総務文教委員長説明	128
1.	休 憩	133
	質疑	133
	討論	134
	採決	134
1.	日程第11 発議第1号 南種子町議会議員の議員報酬等の特例に 関する条例制定について	135
	議会運営委員長説明	136
	質疑	137
	討論	137
	採決	137
1.	日程第12 委員長報告（総務文教委員会）	137
	総務文教委員長報告	137
1.	日程第13 委員長報告（産業厚生委員会）	141
	産業厚生委員長報告	142
1.	休 憩	145

1. 日程第14 委員長報告（請願審査）	145
南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長報告	
告	145
質疑	149
討論	150
採決	150
1. 日程第15 発議第2号 南種子町前之浜の自然環境を守るための	
意見書の提出について	150
南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長説明	
明	150
質疑	151
討論	151
採決	151
1. 日程第16 請願第1号 南種子町における自衛隊施設の誘致に関する	
請願書について	152
1. 休 憩	152
1. 日程第17 閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出	152
1. 日程第18 議員派遣	153
1. 閉 会	153

令和3年第1回南種子町議会定例会会期日程

3月3日開会～3月19日閉会 会期17日間

月	日	曜	日 程	備 考
3	3	水	本 会 議 (開 会)	1. 議長諸報告 2. 行政報告 3. 令和3年度施政方針及び提案理由の説明 4. 令和3年度予算（説明－委員会付託） 5. 議案審議 (1)承認 1件（承認第1号） (2)条例 10件（議案第2号～第11号） (3)事件 1件（議案第12号） (4)予算 5件（議案第13号～第17号）
	4	木	委 員 会	予算委員会
	5	金	委 員 会	予算委員会（議会運営委員会）
	6	⊕	休 会	
	7	⊕	休 会	
	8	月	委 員 会	南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会
	9	火	休 会	
	10	水	休 会	
	11	木	休 会	

12	金	休 会	
13	⊕	休 会	
14	⊕	休 会	
15	月	委 員 会	総務文教委員会
16	火	委 員 会	産業厚生委員会
17	水	休 会	
18	木	本 会 議	1. 一般質問（2名）
19	金	本 会 議 (閉 会)	1. 令和3年度予算審査委員会報告（報告一採決） 2. 発議（条例制定） 3. 委員長報告（総務文教委員会） 4. 委員長報告（産業厚生委員会） 5. 委員長報告（請願審査） 6. 発議（意見書） 7. 閉会中継続審査・所管事務調査 8. 議員派遣

令和3年第1回南種子町議会定例会

第 1 日

令和3年3月3日

令和3年第1回南種子町議会定例会会議録
令和3年3月3日（水曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第1号）

- 開会の宣告
- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 令和3年度施政方針及び提案理由の説明
- 日程第6 議案第18号 令和3年度南種子町一般会計予算
- 日程第7 議案第19号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 令和3年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第21号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和3年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について【令和2年度南種子町一般会計補正予算（第14号）】
- 日程第12 議案第2号 南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について
- 日程第13 議案第3号 南種子町定住化促進条例を廃止する条例制定について
- 日程第14 議案第4号 みなみたね宇宙のまち応援基金条例制定について
- 日程第15 議案第5号 南種子町まちづくり基金条例制定について
- 日程第16 議案第6号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第17 議案第7号 南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第18 議案第8号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第19 議案第9号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第20 議案第10号 南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第21 議案第11号 南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第22 議案第12号 南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第13号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第15号）

- 日程第24 議案第14号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第15号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第26 議案第16号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第27 議案第17号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）

2. 本日の会議に付した事件

- 議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん

教育委員会管理課長兼
給食センター所長
農業委員会
農事務局長

小 西 嘉 秋 君

山 田 直 樹 君

教育委員会
社会教育課長

松 山 砂 夫 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから令和3年第1回南種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、名越多喜子さん、6番、柳田 博君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月19日までの17日間にし
たいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月3日か
ら19日までの17日間に決定しました。

日程第3 議長諸報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議長諸報告を行います。

報告書をお手元に配付しておりますが、要点について局長から説明させます。
局長。

○事務局長（島崎憲一郎君） 御報告申し上げます。

お手元に議長報告書を配付してございますので、お目通しいただきたいと思いま
す。

監査結果報告書でございますが、例月出納検査報告書の令和2年11月分から令和
3年1月分までを配付しております。

次に、各種行事・業務及び動静については、令和2年12月10日から令和3年3月
2日までの分について列記してありますが、その主なものについて御報告いたしま
す。

まず、議長会関係の会議等ではありますが、2月16日、県町村議会議長会定期総会

が開催され、令和元年度の決算承認と令和3年度事業計画及び予算が提案され、原案可決しております。

また、新型コロナウイルス感染症対策の万全実施ほか10件の決議が採択されました。

同日に、県離島振興町村議会議長会定期総会が開催され、令和元年度の決算の承認と令和3年度の事業計画及び予算が提案され、原案可決しております。

また、役員の改選が行われて、会長に広浜議長が選任されました。

次に、一部事務組合関係であります。2月25日、熊毛地区消防組合議会定例会が開催され、専決処分の承認を求めることについて、熊毛地区消防組合火災予防条例の一部を改正する条例、令和2年度補正予算（第2号）及び令和3年度予算について提案され、それぞれ原案承認、可決されております。

2月26日、中南衛生管理組合議会定例会が開催され、専決処分の承認を求めることについて、令和2年度補正予算（第3号）及び令和3年度予算が提案され、それぞれ原案承認、可決されております。

同日に、公立種子島病院組合議会定例会が開催され、専決処分した事件の承認について、令和2年度補正予算（第2号）及び令和3年度予算が提案され、原案承認、可決されております。

以上で、報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで議長諸報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） それでは、行政報告2件について申し上げます。

まず、令和3年度第26期宇宙留学生の受入れ状況について御報告いたします。

第26期宇宙留学につきましては、110人の児童生徒の応募の中から、関係者の御協力により、里親留学23人、家族留学14世帯の23人、合計46人の受入れを決定をしたところであります。

小学校では、荃南小学校11人、西野小学校8人、大川小学校9人、島間小学校2人、平山小学校3人、花峰小学校4人、長谷小学校5人となっており、南種子中学校には4人の生徒を受け入れることとなっております。

第25期で受け入れた子供たちからは、ロケットの打ち上げが見られたということで大変感動したというお言葉、そしてまた種子島の自然の中で友達がたくさんできたなどの意見が聞かれ、コロナ禍の中ではありましたが、南種子町において充実し

た留学生生活を送っている様子が伝わってきております。

また、地元の子供たちからも、留学生がロケット打ち上げや自然のすばらしさに歓喜の声を上げる様子を見ながら、自分たちの住む南種子町のよさを再発見するとともに、多様な価値観と触れ合う喜びを感じ取っております。

また、令和2年度の留学生等の中で、6世帯11人、家族を含めると19人が家族で本町に引き続き居住する予定でございます。南種子町移住定住促進補助の空き家改修補助制度の創設、活用の効果もあり、家族留学がスタートした平成29年度からの累計においては、12世帯41人の定住が促進されたことになっております。

宇宙留学制度は、定住の促進と合わせて、地元の子供たちと留学生の子供たちがお互いに切磋琢磨しながら勉強や運動に取り組むことで、教育の相乗効果が期待されるものと考えております。

次に、医師確保対策について、病院議会でも申し上げ、また本議会の12月定例会において現状を報告しておりましたが、その後について報告をいたします。

令和3年4月からの医療体制の確保に向けた交渉を現在も進めておりますが、2名の医師について4月からの勤務が確定いたしましたので、報告をいたします。

まず、1名につきましては、宇宙留学制度による家族留学の方で、昨年9月1日に直接申込みのために来島された折に直接お会いすることができ、本町を私どもで案内をいたしました。そして、懇談、交渉をいたしました女性の医師でありまして、本町小学校への家族留学に決定をいたしております保護者でございます。お子様が小さいこともあり、週3日勤務を希望されておりますので、労働環境にも配慮、調整の上、勤務していただけるように進めてまいります。

もう一名につきましては、つい先日になります。宇宙留学制度の母親と子供だけで父親を残しての家族留学の方でありましたが、父親が医師であるということの情報がございましたので、一緒に御来島いただいて当病院で勤務していただけないか、相談をさせていただきました。当院での勤務が可能であれば、現在の勤務先に相談の上、勤務を希望したいということで、2月下旬に勤務先に了承いただいたということで連絡がありましたので、4月から勤務していただけることになりました。

また、もう一名につきましても、現在交渉を継続中でありまして、令和3年1月20日に事務長と私と直接お伺いをし、本人と面談をしてまいりました。

離島医療についての現状を伝えるとともに、両町での行政的な取組など、様々なことについて意見を交わすことができ、先生のほうからも病院の状況も含めた地域の実情等もお話を聞くことができ、非常によかったという感想を頂いているところであります。

本人につきましては、こちらの病院での勤務希望があるものの、現在働いている

病院や関係医局との件もあり、時期については、今のところ未定という状況であります。引き続き医師確保に向けて交渉を続けてまいります。

さらに、昨年7月に副管理者の田淵川中種子町長と鹿児島大学各医局のほうへ、離島医療に関する現況報告を含めた医師派遣等の協力要請に行った折に、小児外科医局に常勤医師の派遣協力要請をしておりましたので、再度、令和3年2月2日副管理者と事務長と3人で、小児外科医局のほうへ派遣交渉に行っていました。

令和2年4月以降の常勤医師1名体制という厳しい状況の中で、週2名の医師派遣にこれまで御協力を頂いておりましたので、そのお礼と地域医療の連携協定といった形で常勤的な医師派遣ができないか、相談をしてきたところであります。

4月からの派遣は難しいということでしたが、6月以降からの派遣に向けて、引き続き協議検討をしていくこととお話をいただいておりますので、併せて交渉を進めてまいりたいと思っております。

国・県の支援体制は、依然として大変厳しいものがありますが、全ての住民が平等に医療を受けられる体制、地域住民が安心して暮らせる地域環境づくりのために、今後も引き続き要請は継続しながら、両町の医療行政安定のために、独自ルートでの常勤医師の確保、併せて医療従事者の確保に直接医師とお会いしての交渉を基本に、全力で取り組んでまいりたいと思っております。

以上で御報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで行政報告を終わります。

日程第5 令和3年度施政方針及び提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、町長提出の承認第1号及び議案第2号から議案第22号までの計22件を一括上程します。

令和3年度施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） それでは、令和3年度における町政運営に関する基本方針と主要施策の概要並びに各議案につき、提案理由の御説明を申し上げたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、今なお、世界中で猛威を振るっております。終息の見通しは、いまだ明らかではありませんが、町民の命と生活を守るため、引き続き、国・県・医療機関等と連携を図りながら、感染拡大防止に取り組むとともに、速やかにワクチン接種が実施できるよう全力を尽くしてまいります。

昨年は、感染拡大を防止する観点から、本町においても公共施設の休館やイベント等各種事業の中止や延期を余儀なくされました。町民の皆様には、大変な御不便、

御負担をおかけいたしました。皆様の命と健康を守るための判断でありましたことを御理解いただきたいと思います。

また、町民生活を守ることが最優先と考え、新型コロナウイルス感染症対策として、国の地方創生臨時交付金を活用した5回にわたる緊急対応方針をお示しし、飲食店への支援や各種クーポン券の配布及び地域食材PR事業の実施など、町民の皆様に直結した経済対策に取り組んできたところであります。

さて、我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな打撃を受け、特に地方経済に与える影響は計り知れないものがあります。本町におきましても、コロナ禍による外出自粛などにより経済活動に甚大な影響が出ております。このことは本町の財政運営にも大きな影響が出てくると見込まれ、厳しい財政運営が予想されるところでありますが、落ち込んだ経済回復のための取組を進めるとともに、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、第6次長期振興計画における将来像の実現に向けて、積極的に各施策への取組を行ってまいります。

それでは、各施策の主な事項につきまして申し述べたいと存じます。

まず、農林水産業政策についてであります。

農業は、地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしております。今日の農林水産業・農村を取り巻く環境は、貿易の自由化に伴う農産物の価格低迷や過疎化の進行による担い手農家の減少、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加、自然災害の激甚化、特殊病害虫の対策など、持続的な地域営農の推進に多くの課題を抱えております。

このような状況の中で、本町の農林水産業を発展させるため、本年度の主な事業を申し述べます。

地域の将来を見据えた人・農地プラン活動の充実、農地の集積・集約支援を図るための農地中間管理事業、新規就農者育成確保の農業次世代人材投資事業、高収益化と高付加価値化を進め、担い手農家の育成などの経営支援に引き続き努めてまいります。

早期水稲につきましては、県から情報提供される生産の目安を基に、各生産者が需要に応じた生産量に対し、経営所得安定対策等事業の活用により、安定した所得向上対策支援に努めてまいります。

さとうきびについては、近年の低単収の課題解決に向け、令和2年度から「はるのおうぎ」の苗供給が始まり、令和4年度の収穫出荷に向け、順調な供給が図られているところであります。「はるのおうぎ」をはじめとした優良種苗の確保・供給はもとより、購入費助成を拡充して利用促進に努めます。

新植時には、地力増進のための堆肥投入を支援するさとうきびプロジェクトエイ

ト振興事業や農作業受託体制整備事業などにより生産振興に取り組んでまいります。

でん粉用サツマイモ及び青果用サツマイモについては、サツマイモ基腐病の原因究明が急務となっております。現在、被害拡大防止対策として種芋や苗消毒などの徹底を呼びかけており、熊毛地区サツマイモ基腐病プロジェクトチーム等関係機関と連携した情報収集及び経営安定対策と生産量の確保に努めてまいります。

次に、園芸、果樹、茶、葉たばこについては、土壌診断に基づく有機質肥料や堆肥投入及び緑肥の推進と生産性の向上に努め、産地間競争に打ち勝つ産地づくりを推進するため、野菜総合整備事業等を実施し、特定有人国境離島交付金を活用した農産物輸送コスト支援事業、販売促進・販路拡大等の支援に努めてまいります。

畜産については、農家戸数は減少しておりますが、子牛価格の高値基調が続いており、農業生産額の重要な地位を占め、飼育頭数についても微増で推移し、経営形態も法人化するなど大規模経営が増えつつあります。

さらなる畜産振興を図るため、畜産担い手育成総合整備事業、「肉用牛貸付基金」による優良牛導入支援、キャトルセンター施設を活用した畜産経営の合理化と生産基盤の強化に努め、堆肥センターを活用した畜産環境保全に努めるとともに、耕種部門と連携を図り、良質堆肥を活用した土づくりの推進と堆肥の安定供給及び経営改善に努めてまいります。

鳥獣対策については、本町で鹿による農産物被害が増加傾向にありますので、町鳥獣被害対策協議会を中心に、国の事業も活用した捕獲助成対策及び鹿ネット助成による被害防止に努めてまいります。

次に林業であります。林業情勢は木材価格の低迷が続く中、大型木材加工施設の整備に伴い、一般用材の需要は増加傾向にあり、燃料用などのチップ材は安定した需要となっております。

町森林整備計画に基づく森林管理を進め、森林環境譲与税基金を利用して、森林整備体制の強化や地元産材の利用促進を図ってまいります。

林業振興対策として、森林整備の効率的な施業推進のための支援、離島活性化交付金を活用した地元木材・特用林産物の戦略産品輸送支援事業を実施してまいります。

また、特用林産物であるシキミ・ヒサカキについては、市場から高い評価を受け、今後も生産拡大に向けた取組を推進してまいります。

次に水産業であります。海水温の変化による水産資源の大幅な減少やコロナ禍での魚価の低迷により、以前にも増して厳しい状況の中、町漁協と連携を図り、漁場の環境整備を行う「つくり育てる漁業」の推進による水産業の振興を図ってまいります。

漁業振興対策として、離島漁業再生支援事業の活用による沿岸漁業の振興や、特定有人国境離島交付金を活用した鮮魚活魚の島外出荷輸送コスト支援事業などによる海上輸送支援を行ってまいります。

農業農村整備事業は、農家の規模拡大、経営効率化のために必要な生産基盤整備などを計画的に進め、優良農地の面的集積・集約化による生産性の高い農業の展開に必要な条件整備を図るための重要な施策であります。

本年度の県営土地改良事業は、継続事業として農地環境整備事業河内浦地区、農地整備事業（通作保全）南種子2期地区、農村災害対策整備事業、経営体育成基盤整備事業荃永地区の4地区を計画しており、水田地帯の基盤整備、ため池や用排水施設の防災減災対策による農村地域の防災力向上を推進してまいります。

また、本年度から新たに中山間地域総合整備事業煌耀南種子地区として、農業用排水施設、農道、区画整理、農地防災の生産基盤整備に取り組みます。

町単独事業は、地域要望に呼応できるよう事業効果を精査し、生産性の向上を見据え、前年度に引き続き、住民要望の解決を図ってまいります。

また、農村地域の過疎化、高齢化の進行に伴う集落機能の低下により地域の共同活動が困難になってきていることから、多面的機能支払交付金事業による地域の共同活動を支援してまいります。

農業委員会は、主たる業務に位置づけられている農地等の利用の最適化を推進するため、担い手への農地の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱に取り組んでまいります。

特に大きな柱である担い手への農地集積・集約化については、農地の出し手と受け手の意向を把握するため、農業委員及び農地利用最適化推進委員による戸別訪問を行い、人と農地のマッチングを推進し、担い手への農地の集積・集約化を図ってまいります。

次に、建設事業ではありますが、住民生活の利便性を確保するとともに、本来の機能が十分果たせるよう、社会資本の維持管理を含めた生活基盤の整備促進を図る重要な施策として、補助事業等の推進に努めてまいります。

まず、道路整備につきましては、社会資本整備総合交付金の継続事業として堂中野線・恵美之江線の改良工事と橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化した橋梁の補修を実施してまいります。

さらに、新規事業として、道路改良事業で轆之牧線、交通安全対策事業でゾーン30区域内の生活道路対策エリア中之上地区、通学路対策事業で上中西之線歩道整備及び本町共栄線のり面対策に着手してまいります。

道路建設単独事業では、これまで長く先送りされていた道路整備等についても、

前年度に引き続き、日常の点検や地域からの要望など解決を図ってまいります。

都市公園については、宇宙ヶ丘公園など維持管理に努めてまいります。

河川管理については、寄り洲除去等を行い、維持管理に努めてまいります。

港湾・漁港については、管理施設の維持管理費の増大が見込まれる中で、漁港機能保全計画に基づき、補助事業により竹崎漁港の補修工事に着手をし、他の港についても機能保全計画策定を進めながら施設の維持管理を行い、安全確保に努めてまいります。

住宅の整備については、公営住宅等長寿命化計画の見直しを図り、「防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策事業」を活用し、大川団地の建て替え事業を計画してまいります。また、入居者が安全に安心して居住できるよう維持管理に努めてまいります。

県事業の国道・県道につきましては、継続事業で国道58号の上中地区及び県道西之表南種子線島間工区・県道茎永上中線竹崎工区の事業整備と、その他の地元要望箇所についても、さらなる安全性の向上が図られるよう要望してまいります。

島間港については、継続事業である防砂堤改修事業の早期完成と、今後の事業化を含め関係機関と連携を図り、整備予算確保のため強く要望してまいります。

また、河川・砂防・海岸事業については、古川河川改修事業及び地すべり対策事業河内地区の早期完成とあわせて、新規事業として海岸高潮対策事業島間海岸の離岸堤整備に着手し、その他河川の維持管理についても要望してまいります。

水道事業であります。町民生活を支える生活基盤として、安心・安全な水を安定供給できるよう努めてまいります。

また、事業運営については、厳しい財政状況を踏まえ、経営改善に取り組んでまいります。

その他水道施設においては、道路改良事業に伴う配水管移設工事や施設の老朽化による補修等、維持管理に努めてまいります。

次に、福祉・子育て支援健康づくり、環境政策についてであります。

令和3年1月1日現在、本町の65歳以上の人口は2,003人、高齢化率は36.09%、15歳未満の年少人口率は13.05%となっており、全国的な人口減少の中で、本町においても少子化及び超高齢化が急速に進展しているところであります。

町高齢者福祉計画・介護保険事業計画等の各種計画に基づき、施策を積極的に実施し、地域包括ケアシステムの構築に向け、自治公民館や各種団体を核とした地域での支え合いの仕組みづくりにより、住民が安心して暮らせる小さくても輝くまちづくりを推進してまいります。

また、仕事と家庭の両立支援のため、放課後児童クラブの全校区での開設、高校

生年齢までの医療費等の実質無償化、出産祝金などの施策を引き続き実施し、「子育てしやすい日本一のまち」を推進してまいります。

福祉と健康増進の施設である河内温泉センターは、町民の皆様をはじめ、多くの方に利用を頂いております。今年度は、太陽熱を利用した給湯システムの導入を図り、経費縮減を図るとともに、広報活動の充実によりさらなる利用促進に努めてまいります。

次に、健康づくり、環境政策についてであります。

町民の生涯を通しての健康づくりのために、医療関係機関や自治公民館と連携しながら、特定健診受診率60%を目指します。あわせて、各種健診受診率の向上を図り、受診後の訪問指導等を徹底してまいります。

また、各種健康増進事業、フレイル対策、生活習慣病一次予防及び感染症の予防対策等に努めてまいります。

医師確保については、令和2年度において野田医師に招聘いただき、令和3年4月からは、さらに2名の医師の着任が決定しておりますが、現在交渉を継続しておりますほかの2名の医師についても、引き続き今後の医療体制の充実に向けて努めてまいります。

後期高齢者医療保険事業、介護保険事業及び平成30年度から県が財政の責任者となった国民健康保険事業について健全な運営を目指し、取り組んでまいります。

一般廃棄物については、適正処理と減量化を図るため、各自治公民館、衛生自治会等と連携し、分別の徹底、環境保全・公害等の防止に努め、既に耐用年数を経過しているごみ焼却炉については、必要な修繕・維持管理を行うとともに、将来のごみ処理の方向性について検討を進めてまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に感染者が拡大し、緊急事態宣言が発令されるなど、非常に厳しい状況が続いている中において、種子島では、2例の感染者確認が報告されましたが、幸いにも本町での感染者はいまだ確認されておられません。

このことは、医療関係者、介護に携わる方をはじめ、町民の皆様の感染予防対策への御協力のたまものだと心から感謝を申し上げます。

本町では「健康危機管理対本部」を設置し、関係機関と連携しながら適切な対応に努めているところであります。

また、4月から予定されている「新型コロナワクチン」接種事業についても、医療機関等と連携を図り、計画に基づきスムーズな接種ができるよう努めてまいります。

次に、保育事業についてであります。

「子供たちが健康で安心して過ごすことのできる環境の中で、集団生活を通して豊かで健全な心身の発達を培う」という保育理念の下、安心して預けられる保育園運営を行うため、安全な施設を維持し、研修等により保育士の資質向上に努め、療育の必要な子供には専門性を生かした手厚い支援を積極的に行ってまいります。

また、健康で明るく素直な子、思いやりのある感性豊かな子、自分のことは自分でできる子、さらに自ら友達と関わることのできる積極的な子を保育目標とし、地域に開かれた保育園として高齢者や小・中・高校生との交流活動なども取り入れ、共に子供の成長を喜ぶ保育を行います。

子育て支援センターでは、地域の子育て関連情報を提供するとともに、子育て家庭の交流の場の提供や促進、子育て等に関する相談及び援助等を実施し、子育て家庭への育児支援を図ってまいります。

教育文化の振興については、宇宙のまち教育振興基本計画に基づき、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、生涯学習の観点に立ち、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ってまいります。

学校教育については、ソサエティー5.0時代に向け、一人ひとりの能力や適性に応じた個別最適化された学びの実現のために、教職員等の研修機会の充実など、必要な環境整備を図り、特色ある学校づくりを進めてまいります。

また、基礎的・基本的学習を重視し、「知・徳・体」の調和がとれ、「生きる力」を備えた次代を担う人材の育成に努めてまいります。

英語教育については、ALTや英語指導助手、英語専科教員を活用し、多様化する国際社会に対応できる児童生徒の育成に努め、「英語のまち南種子」を推進してまいります。

26年目を迎える日本一の宇宙留学制度については、小規模校における教育の相乗効果に加え、本町における交流人口の拡大、移住・定住推進の重要施策として家族留学を増やし、一層の充実を図ってまいります。

また、JAXAや宇宙関連企業、各種団体との連携、分散型の小中一貫教育の推進を図り、「地域とともにある学校」の視点に立った学校教育の振興を進めてまいります。

学校施設の整備については、令和2年9月策定の南種子町学校施設等長寿命化計画等に基づき、計画的な整備を進めてまいります。

また、学校や地域での食育を推進し、南種子町産の米、野菜、魚などを活用した地産地消へ積極的に取り組み、安全でおいしい学校給食の提供に努めてまいります。保護者負担の軽減と少子化・定住対策として、学校給食費の無償化を継続してまい

ります。

社会教育については、町民が心豊かで温もりと生きがいに満ちた活力あるまちづくりのため、「町民一人、一学習、一スポーツ、一ボランティア運動」を推進し、学習機会の提供と学習活動の環境整備に努めてまいります。

また、各種関係団体との連携及び活動の支援により、青少年の健全育成や家庭教育の充実を図ってまいります。

さらに、これからの地域の在り方を住民自らが考え、行動していくために、地区単位での地域活性化プランの策定を推進してまいります。

文化芸術の振興については、文化芸術活動を鑑賞、参加、創造することができる環境の整備に努めるとともに、地域に根差した自主的な文化活動を推進してまいります。

また、熊毛地区広域文化祭や赤米サミット・赤米子ども交流においては、他地域と連携を図りながら、文化交流の充実に努めてまいります。

文化財の保護活用については、本町の貴重な文化財を次の世代に伝えるために、文化庁と連携を図り、「種子島の盆踊」の記録調査及び埋蔵文化財の発掘調査を行います。

また、広田遺跡ミュージアムの国重要文化財「広田遺跡出土品」などの適切な管理を行うとともに、観光やまちづくりなどへの積極的な活用を図ります。

社会体育については、町民の健康増進や体力・競技力向上に向け、生涯スポーツの推進を図るとともに、体育協会を中心とするスポーツ団体の支援とスポーツ活動の環境整備に努めてまいります。

次に税務についてであります。自主財源確保は、非常に重要な行政課題であることから、さらなる課税客体の適正な把握に努めてまいります。

収納については、新規滞納者の減及び滞納額の解消のため、滞納整理体制の強化を図りながら、法に基づいた滞納処分を適正に実施し、滞納税額の縮減に努めてまいります。

また、滞納者の実態を把握しながら、生活困窮者などについては、福祉事務所と連携して生活再建に向けた相談を実施してまいります。

国民健康保険事業は、県との共同保険者として運営されておりますが、保険税率の決定及び賦課徴収業務は町が行うこととなっていることから、県との連携により安定した運営と税負担の公平性を図ってまいります。

地籍調査事業は、土地の最も基礎的な情報であり、個人の土地取引や公共事業等の円滑な推進のため、早期完了を目指します。今年度は、荃永地区の一部を計画的に実施してまいります。

次に、企画部門であります。第2期「トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略」（令和2年度から令和6年度）に基づき、施策を展開し、PDCAサイクルの下に、継続的な取組改善に努めます。

種子島ロケットコンテスト大会の開催や新規基幹ロケットの打ち上げも予定されていることから、関係機関との連携を図り、さらなる関係人口の創出に努めてまいります。また、町民が自由にアイデアを出し合う「南種子町未来会議」などにより、町民総力のまちづくりに引き続き努めてまいります。

宇宙開発の促進については、今年度は新型基幹ロケットH3ロケット及びH-IIAロケットの計2基の打ち上げが予定をされております。支援対策を図り、ロケット関連資機材の円滑な輸送と宇宙開発事業のさらなる推進のため、関係団体等と連携を図り、要請活動を展開してまいります。

情報通信基盤の整備については、町内の避難所や観光施設等に無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備を行い、災害時対応の強化、観光客の受入れ体制の充実を図ってまいります。

地域公共交通の確保については、大型バスや小型バスによるコミュニティバスの運行により、交通弱者の交通の確保と利用者の利便性を図ってまいります。

また、種子島広域における種子島空港バス路線及び種子島幹線バス路線については、路線の確保と今後の交通確保対策について協議会を設立し、調査・研究を進めてまいります。

自然保護については、ふるさと南種子の自然環境を守り育て、次世代に引き継いでいくために、自然保護監視員による監視活動、ウミガメ保護監視活動を実施してまいります。

統計調査事業については、経済センサスをはじめとする各種調査を実施してまいります。

人材育成事業については、青少年における海外ホームステイ体験による人材育成を目指して、「南種子町青少年人材育成海外派遣事業」への支援を行ってまいります。

友好都市との交流親善については、訪問団の受入れや訪問を行い、特産品等における相互交流を行ってまいります。

次に観光であります。

本町は、種子島宇宙センターや鉄砲伝来をはじめとした観光資源の豊富な町でありますので、その個性を生かした観光振興を図ってまいります。

観光イベント事業については、イベント等における感染拡大防止ガイドラインを遵守し、新たなイベントとしてプラネタリウム事業を実施するとともに、ロケット

祭の開催をはじめ、「種子島アロハフェスタ」など各イベントの開催に支援を行います。さらに離島活性化交付金を活用し、観光資源を生かしたイベントの実施にも力を入れてまいります。

観光施設整備については、県の地域振興推進事業を活用し、門倉岬公園の補修工事を実施し、安心・安全な観光施設の整備に努めてまいります。

商工業の振興については、購買力の流出防止や明るく元気な商店街づくりを推進するために、商工会、スタンプ会及び特産品協会等各団体への支援を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症において、影響を受けている事業所等についても、町としてのサポートを行ってまいります。

特定有人国境離島法関係については、交付金を活用し、創業または規模拡大を支援することで、雇用機会の拡充を図り、併せて滞在型観光の促進に努めてまいります。

消費者の安全確保については、高齢者消費のトラブル防止など関係機関と連携した相談・啓発活動に取り組むとともに、持続的に安定した消費者行政の推進に努めてまいります。

移住・定住対策については、令和元年度から令和2年度までに、宇宙留学以外で32世帯84名の移住実績となっており、空き家バンク制度については、きめ細やかな情報発信等のサービスを行い、空き家の活用・解消とあわせて、さらなる促進に向けて全力で取り組んでまいります。

また、住宅建築や購入・空き家改修補助制度「南種子町移住定住促進補助」の積極的な活用を推進し、株式会社川商ハウスとの「空き家等利活用協定」による活用を図ってまいります。

さらに、南種子町定住促進実行委員会に支援を行いながら、移住サポートや移住体験等の実施に向けた取組を行ってまいります。

観光物産館運営については、「観光物産館運営会議」と町内各事業者との連携を図りながら、健全運営に努めてまいります。

ふるさと納税については、毎年本町を応援していただく全国の方から寄附金を頂いており、本町の貴重な財源となっております。新たな戦略として民間ポータルサイトへの出店や南種子町ならではの特産品の魅力を高めながら、ふるさと納税の推進に努めてまいります。

企業誘致については、地域経済の活性化を図るため、関係機関との連携を密に情報収集に努め、幅広い業種の企業誘致に努めてまいります。

また、地方への移住・定住、地方への新しい人の流れを創出するため、地方創生

テレワーク交付金を活用したサテライトオフィスの整備を図ります。

次に、行政諸般の施策についてであります。近年の多種多様で高度化する住民ニーズや地方分権の進展に対応するため、職員の一層の資質の向上と職場の活性化に取り組んでまいります。

また、女性が活躍できる風土を築き、男女が共に安心して働きやすい環境づくりに取り組んでまいります。

安心して暮らせるまちづくりを図るために、関係機関・団体等と連携をしながら、安全安心対策の強化に努めてまいります。

防災対策については、自助・共助・公助の地域防災の推進を図り、防災教育等による防災知識の普及・啓発など、自主防災組織の育成強化に努めてまいります。また、自然災害を想定した住民参加型の防災訓練を実施してまいります。

交通安全対策については、それぞれ事故の特徴に応じた事故防止対策を行うとともに、交通安全教室など、関係機関・団体等と連携し、年齢に応じた交通安全教育の推進に努めてまいります。

選挙関係においては、任期満了による第49回衆議院議員総選挙及び第25回最高裁判所裁判官国民審査が執行される予定であり、選挙の公正な執行と明るい選挙を推進するための啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

次に行財政改革についてであります。本町の財政は、人口減少や新型コロナウイルス感染症などの影響により、これまで以上に厳しい状況が見込まれることから、行財政改革の着実な推進と適正な財政規模に向けた取組が必要であると認識しております。

財源確保のためのあらゆる角度からの検討、国・県その他の補助金や交付金の活用についても積極的に推進し、ふるさと応援寄附金の返礼品充実や新たな戦略による寄附者の増加につながる取組を進めるなど、厳しい財政状況下においても持続可能な効率的で質の高い行政サービスを目指すため、一層の行財政改革を推進し、行財政運営に取り組んでまいります。

次に、予算各議案について一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第18号から議案第22号の令和3年度予算の主な内容について申し上げます。

令和3年度一般会計予算の総額は57億8,700万円となり、前年度当初予算に対しまして、2.2%の増となりました。

また、特別会計については、国民健康保険会計が8億8,430万円で3.1%の減、介護保険会計が7億3,400万円で5.9%の増、後期高齢者医療保険会計が8,974万5,000円で3.2%の増となり、特別会計の総額で17億804万5,000円となりました。

水道事業会計については、事業活動に伴う収益的収支は、収入が2億2,627万5,000円で、支出が2億4,195万1,000円となっており、資本的収支は、収入が1億2,460万5,000円で、支出が1億6,016万円となりました。

それでは、一般会計の概要について申し上げます。

まず歳入についてであります。

町税については、令和2年度の実績見込みと固定資産税評価替えによる影響や、町内の経済状況を勘案し、0.6%減の7億5,736万6,000円を計上しております。

次に、地方譲与税等の交付金については、令和2年度実績見込みと地方財政計画を勘案し、前年度比9.3%増の1億9,304万円を計上しております。

次に、地方交付税については、令和2年度国勢調査結果の反映や算定方法の改正等の諸要因を勘案し、前年度比同額の23億4,000万円を計上しております。

次に、国庫支出金・県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上しております。

次に、繰入金については、一般財源の不足額を補うため、減債基金、財政調整基金などから総額で4億9,271万円を繰り入れることとしております。

次に、町債については、前年度比9.2%減の5億600万円となっております。過疎対策事業債や辺地対策事業債などの交付税措置のある有利債を活用しているところでありまして、通常分3億7,760万円、一般会計出資債1,840万円、臨時財政対策債で1億1,000万円を計上しております。

その他の歳入についても、従来の実績等を勘案し、見込額を計上したところでありまして。

次に、歳出であります。義務的経費については、25億3,815万4,000円で、前年度比1.2%の増となっております。これは、公債費の増が主な要因であります。

次に、投資的経費については、6億6,824万2,000円で、前年度比11.7%の減となっております。主な事業といたしましては、河内温泉センター太陽熱利用システム設備工事9,015万円、中南衛生火葬場増改築事業に伴う負担金6,991万6,000円、堂中野線・恵美之江線道路改良事業1億415万7,000円、国の地方創生テレワーク交付金を活用したサテライトオフィス整備事業4,000万円、そのほか、一般廃棄物処理施設補修工事、道路維持補修工事、種子島南部観光周遊ルート整備事業、消防積載車・小型動力ポンプ購入などあります。

次に、その他の経費については25億6,060万4,000円で、前年度比7.7%の増となっております。

主なものといたしましては、ふるさと納税受注管理業務手数料8,520万円、道路維持管理費用7,720万7,000円、公立種子島病院組合負担金2億900万円、熊毛地区

消防組合負担金 1 億6,441万5,000円、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金6,480万1,000円、介護保険特別会計繰出金 1 億3,906万3,000円などであります。

以上、令和3年度の一般会計予算の概要について述べましたが、特別会計を含め詳細については、後ほど予算審議の折に御説明を申し上げます。

次に、議案第13号から議案第17号の令和2年度補正予算について、概要を申し上げます。

今回の一般会計補正予算は、各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものでございまして、1 億4,872万1,000円を減額し、予算の総額を67億5,780万6,000円とするものでございます。

特別会計補正予算及び水道事業会計補正予算については、いずれも各事業の確定及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするものでございます。

次に、承認案件について御説明申し上げます。

承認第1号は、令和2年度南種子町一般会計補正予算（第14号）でございまして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び政府の緊急事態宣言による移動自粛等により影響を受けている本町の飲食店の事業継続を支援する緊急支援金等の補正を行ったものについて、承認を求めるものでございます。

次に、条例案件について御説明を申し上げます。

議案第2号は、南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてでございまして、公職選挙法の一部改正に伴い、選挙費用の公費負担に関する規定を設けるものでございます。

議案第3号は、南種子町定住化促進条例を廃止する条例制定についてでございまして、これまで貸付けを行ってきた土地について、全ての譲渡手続が終了したため、今回条例を廃止するものでございます。

議案第4号は、みなみたね宇宙のまち応援基金条例制定についてでございまして、寄附者の意向に沿った使い道を明確にし、魅力あるふるさとづくりを進めていくため、有効に活用していく必要があることから条例制定するものであります。

議案第5号は、南種子町まちづくり基金条例制定についてでございまして、長期間にわたり活用されていない基金を統合・整理し、活力と魅力あるまちづくり推進のため、有効に活用していく必要があることから、条例制定をするものでございます。

議案第6号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてでございまして、県の子ども医療費給付事業が拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号は、南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部

を改正する条例制定についてございまして、委員会の構成及び会長の職務代理者等について改正を行うものでございます。

議案第8号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてございまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第9号は、南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてございまして、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料の改正を行うものでございます。

議案第10号は、南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてございまして、道路法、鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第11号は、南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてございまして、委員の構成及び定数について改正するものでございます。

次に、事件案件について御説明を申し上げます。

議案第12号は、南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定についてございまして、平山地区生産組合を指定管理者に指定するものでございます。

今期定例会に提案しております案件は、以上22件でございますが、このほか追加議案といたしまして、条例案件4件を予定しております。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方をお願い申し上げます。

以上、施策の基本方針と各会計補正予算など各議案について御説明申し上げましたが、依然として厳しい財政環境を踏まえ、行財政改革をさらに推進し、行財政基盤の強化に努めながら、町民福祉の向上と町政振興を図り、希望の持てる活力あるまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げまして、施政方針といたします。

○議長（広浜喜一郎君） これで令和3年度施政方針並びに提案理由の説明を終わります。

ここで11時5分まで休憩します。

————— . ——— . —————
休憩 午前10時56分

再開 午前11時04分
————— . ——— . —————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- 日程第6 議案第18号 令和3年度南種子町一般会計予算
日程第7 議案第19号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
日程第8 議案第20号 令和3年度南種子町介護保険特別会計予算
日程第9 議案第21号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
日程第10 議案第22号 令和3年度南種子町水道事業会計予算

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算から日程第10、議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算までを一括して議題とします。

議案第18号から議案第22号までの令和3年度予算案件5件について、順次説明を求め、総括質疑を行います。

以上の議案については、後もって各常任委員会に付託して審議することになっております。

初めに、議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算について説明を求めます。
総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算について御説明申し上げます。

令和3年度一般会計予算については、先ほど、町長から予算編成方針及び提案理由の中で概略御説明申し上げましたので、私からは別途配付しております令和3年度当初予算資料A4サイズの3枚つづりに沿って、増減の大きいものを中心に概要の御説明を申し上げます。

それでは、1ページをお開きください。

一般会計の歳入総額は57億8,700万円で、前年度比2.2%の増となっております。

まず、町税については7億5,736万6,000円で、前年度比0.6%の減となっており、固定資産税による評価替えによるものであります。

次に、地方譲与税から地方特例交付金については、令和2年度の実績見込みと令和3年度地方財政計画などを勘案し試算しております。

なお、地方自治法施行規則の改正により款の6に法人事業税交付金が挿入されておりますので、以降、款番号が1つずつ繰り下がることとなります。

次に、地方交付税については、国は令和3年度の地方交付税総額を前年度比出口ベースで5.1%増としておりますが、国勢調査結果の反映、算定方法改正等の諸要因を勘案し、前年度と同額の23億4,000万円を計上してございます。

次に使用料及び手数料については9,357万円で、前年度比12.1%の増となっております。へき地教員住宅貸付収入を令和3年度から使用料へ組み替えたことや住宅共益

費を徴収することなどによる増でございます。

次に、国庫支出金・県支出金については、国・県の予算措置状況に十分留意し、補助事業の歳出に見合う額を計上したところでございます。

国庫支出金では6億5,806万1,000円で、前年度比23.9%の増となっており、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金及び補助金、地方創生テレワーク交付金の増などがございます。

県支出金では3億8,960万2,000円で、前年度比26.4%の減となっており、H3ロケット実機展示事業等に伴う県地域振興事業補助金の減などであります。

次に、寄附金については1億5,000万円で、令和2年度の実績見込みから、前年度比1億円の増を見込んだところであります。

次に、繰入金については4億9,591万3,000円で、前年度比5.2%の増となっております。一般財源の不足を補うため、減債基金などから繰入れを行ったところであります。繰入額・充当状況は4ページに記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

諸収入については1億4,794万円で、前年度比56.7%の増となっており、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の増であります。

次に、町債については5億600万円で、前年度比9.2%の減となっております。起債事業の内訳については、4ページに列記してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上が、収入でございます。

次に、支出を説明いたします。2ページをお開きください。

歳出については、目的別と性質別について示しております。目的別比較表から御説明を申し上げます。

まず、総務費については8億6,825万3,000円で、前年度比2.2%の減となっており、サテライトオフィス整備事業、ふるさと納税返礼業務等手数料の増、H3ロケット実機展示事業の減などであります。

次に、民生費については10億9,152万9,000円で、前年度比6.9%の増となっており、太陽熱システム利用設備工事の増であります。

次に、衛生費については6億4,849万7,000円で、前年度比で23.6%の増となっており、新型コロナウイルスワクチン接種関連費用、中南広域斎苑火葬場増改築工事の増であります。

次に、農林水産業費については5億5,900万円で、前年度比12.3%の減となっており、森林環境譲与税基金を活用した各事業、漁港建設事業による増、県営土地改良事業負担金種子島周辺対策事業の減などであります。

次に、商工費については1億1,387万3,000円で、前年度比9.6%の減となっており、プラネタリウム事業、滞在型観光促進事業、種子島南部観光周遊ルート整備事業の増、宇宙芸術祭関連費用の減などです。

次に、土木費については4億3,574万8,000円で、前年度比1.3%の減となっており、県単事業負担金、道路建設補助事業費の増、道路建設単独事業費の減などです。

次に、消防費については2億1,839万円で、前年度比28.7%の減となっており、消防積載車・小型動力ポンプ購入の増、防災行政無線デジタル化整備工事の減などによるものです。

次に教育費については5億3,092万9,000円となっており、中央公民館屋根防水工事、自然の家屋内運動場の耐震委託の増、トレーニングセンター玄関補修工事の減などです。

次に、公債費については8億331万円で、前年度比7.0%の増となっており、平成29年、30年に許可されたテニスコート改修事業、高規格救急車購入などの元金償還開始によるものです。

次に、諸支出金については4億2,535万5,000円で、前年度比24.7%の増となっており、今から審議されますが、南種子町宇宙のまち応援基金積立金、水道事業会計補助の増によるものです。

次に、3ページの性質別比較表をお願いいたします。

まず、義務的経費については、前年度比で1.2%、3,050万7,000円の増となっており、会計年度任用職員の平年度化による市町村共済組合・退職手当組合負担金、長期債元金償還開始による公債費の増などです。

次に、投資的経費の普通建設事業費については、前年度比で11.7%、8,817万7,000円の減となっており、サテライトオフィス整備事業、太陽熱利用システム設備工事の増、H3ロケット実機展示事業、防災行政無線デジタル化整備工事の減などです。

次に、その他の経費については前年度比で7.7%、1億8,381万5,000円の増となっております。

まず、物件費については前年度比で11.7%、9,122万3,000円の増となっており、ふるさと納税返礼業務等手数料、新型コロナウイルスワクチン接種委託の増が主なものです。

次に、補助費等については、前年度比で5.6%、6,239万9,000円の増となっており、水道事業会計への補助を繰出金から補助費へ組み替えたことやサテライトオフィス開設支援補助の増が主なものです。

次に、積立金については、前年度比で6,580万2,000円の増となっており、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金の増によるものでございます。

以上で、性質別の説明を終わります。

最後の4ページに起債事業の内訳と基金繰入金の充当状況を示してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。

次に、債務負担行為等について説明をいたします。予算書をお開きいただきたいと思います。

表紙から5枚目の裏面をお開きください。

第2表、債務負担行為であります。

南種子町が借り受ける複合機のリース料ほか1件について、期間及び限度額をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第3表、地方債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めるものであります。

次に、最初のページに戻りますので表紙をお開きいただいて、条文をお願いしたいと思います。

第4条一時借入金については、その最高額を10億円に定めるものであります。

次に、第5条歳出予算の流用については、法令等で定められたもの以外で、予算で定めるものについて、各項に計上した人件費の予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項の間の流用ができることを定めるものでございます。

以上、簡単に説明を申し上げましたが、具体的な予算内容につきまして、後ほど設置されます予算委員会の中で、それぞれの担当課が資料に基づき御説明申し上げますので、よろしくをお願いしたいと思います。

これで、令和3年度一般会計予算の説明を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長にお尋ねしますが、施政方針の中で、ロケットを在する所有町としてのアピールも触れられたところではありますが、H3ロケットの前から実機展示事業の補正もあつたり、修繕の減額もされてきた経緯がありますけど、令和3年度に向けての期待がなお残っていた時点で提案内容としては減額という説明でありますけど、全体的な事業としての実機展示がどのように流れていっているのか、おつなぎ願いたいと思います。

もう1点は、防災行政無線のデジタル化の全体的な供用開始がいつになっているのか。ちなみに、端末機の設置については、各家庭の自由度があるのか、要らないとか、つけないとか、そういうことがフリーとなっているのか。できれば私は全家

庭がそういうことが拒否がないように設置協力がいただけることによって、いろいろな防災行政無線に関わる連絡通知等がより早く町民全体に周知されるものと効果的に思っているわけですが、その辺をお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） H3の実機の展示の件だと思います。昨年、県との関わりで、前知事のほうでも、そういう計画についてやり取りがあつて、そしてまた知事選もありまして、その中で、なかなか公立の補助を受けての実施というのが非常に難しいということでありましたので、また、全然事務屋のほうと、また知事のほうとの話というか、そこに通じていない部分もありましたから、ここについては厳重に抗議をいたしました。

それで、私どもも新しい年に向けて、これはずっと模索をしておりましたが、現在、全国数カ所で展示をしているものがありまして、やはりJAXAにしる展示をしているところにしろ、やっぱりお金をかけて展示をしておりますから、そこについて、その分の経費とか、そういうものもいろいろ言われてきまして、それも含めて、私ども、いろいろ県と熊毛支庁を中心に、そしてまた地域政策課のほうにも話をしました。そして知事と面談をした際にも、そのことも最初で要望も、新しい知事にもいたしましたけれども、県のほうの特別枠のこの支援というのが非常に、2分の1を原則にしたような、そしてまた非常にこのH3に対する支援というのが厳しいような、何とも前に進められるような状況ではなかったというのが事実であります。

そして、また私、早い段階で、2年度中にもそういう話がありましたので、東京のほうでまだこういう事態になっていないときでしたけれども、森山先生のところの事務所にもお尋ねをし、ほかの件についても、ちょうど国交省に上がったときだったと思います。このことについても話を申し上げましたけれども、そういうことでもう前に進まないのであれば、ちょっと冷却期間を置いたほうがいいかなというふうなことで私どものことも御理解をいただいているところでありまして、今のところ、鹿児島県そのものがこのロケットを活用した、ロケットに対する支援体制というか、また、全国で鹿児島にしかこのロケット基地というのものないわけですが、これに対する推進体制というものに対して、本当に真剣に考えがあるのかどうかということについては、私も非常に疑問に思っております。今、県議の先生方やほかの先生方にもちょっと苦言を申し上げているところであります。

そういった意味で、今もJAXAにも報告を申し上げていますが、そういう国、県の財政支援がない中においては、私どもで単独でこういう金をかけて大きな事業というのはできないということも申し上げておりますので、現時点ではちょっと白

紙の状態であるということで、御理解をいただきたいなというふうに思っておるところであります。

ただ、情報についてはいろいろこれからも収集をしたいと思いますが、非常にだんだんと厳しくなっているのかなというふうな感じは持っているところであります。防災行政無線に関しては、総務課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 防災行政無線についてでございますが、昨年の6月に発注をいたしまして、今月末には事業が完了していくということで、数日後に検査をする運びということで、順調に作業を進められております。今言いますように、共用について、本格実施については検査終了後という形になりますが、今は、現在もう試験的にデジタル化されて、放送はされているということで、そこに不具合とか、それぞれの調整等の段階まで来ております。あと、要らないとか要るとかという個別受信機についての全ての設置ということでございますが、これについては、不在の日がございまして、なかなか朝7時から動いておるんですが、なかなか留守宅であったりとか、そういうのが数件ございまして、そちらの設置についても急いでいるところでございますので、あとについては、大方終わっているということで報告を受けておりますので、再度順調にいくように検査も含めて進めていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 総務課長、防災行政無線の端末の設置、スピーカーの各家庭への設置の私のお尋ねは、全体的な供用開始がいつから可能になるのか、移り変わるのかということ、時期的な問題を尋ねました。

それから、その各家庭における設置についての自由度があるのかなのかということを訪ねているわけですよ。私は、設置しなくてもいいとかいうことが、自由度があるのかということを訪ねているんですよ。そこは、全家庭につけてもらうように縛りがかけられているのか、そこを訪ねているわけです。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） できるだけ協力をいただけるようにぜひ設置のお願いをしているところですが、どうしても個人の所有物にございますので、家にも上らせないということで、強固な形を取られれば、入っていくことはできませんので、設置することは不可能だと思います。

それから共用については4月1日には全面的に開始できるようにします。今は試験ということで説明したところでございます。

○8番（小園實重君） 終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第19号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第19号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

鹿児島県内の市町村国保における医療費は、平成30年度が1,733億円で、対前年比で0.8%、約14億円減となっておりますが、1人当たりの医療費の県平均は平成29年度が43万円、平成30年度では44万1,000円であり、医療の高度化や新薬の適用等により年々増加傾向にあるところであります。

本県における平成30年度国保財政の収支状況につきましては、国庫支出金精算後の単年度収支差引きでは14億2,850万円の黒字であり、決算補填等を目的とする法定外繰入金42億8,462万円を差し引くと43億2,065万円の赤字となっております。

国保税は国保事業の財源となるものであります。

本町における保険税の状況は、現在確定申告の期間中ではございますが、畜産は昨年と変わらず順調で、農作物におきましては、甘しょの基ぐされ病の発生もあり、全体的に生産額が減少している状況にあるところであります。

なお、国保税の平成30年度徴収率は95.38%で県下で17番目となっているところであります。

医療費につきましては、健康増進の基本であります特定健診と特定保健指導の実施率60%を目指し、人間ドックや各種検診費用の助成をはじめ、本町の健康課題の解決につながる健康増進対策に取り組み、医療費の適正化を図っていききたいと考えております。

令和3年度の予算総額は8億8,430万円となり、昨年度と比較しますと2,823万7,000円、3.09%の減となっております。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第20号令和3年度南種子町介護保険特別会計予算について説明を求め

ます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第20号令和3年度介護保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

令和3年度は、「高齢者もその家族も住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした第8期の介護保険事業計画のスタートの年度でございます。

事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築を見据え、2025年に向けて中長期的な視点で取り組み、地域包括支援センターなどの体制を強化し、公民館や介護保険事業所など関係団体と連携しながら、住民主体の介護予防活動の支援など図ってまいります。

介護保険料は、所得金額等に応じた段階設定となっております。令和3年度から令和5年度までの第8期の計画では、これまでと同様に所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、標準段階の9段階として、今期保険料基準額は、後もって条例改正のお願いもしているところでございますが、月額5,900円、年額7万800円と予定しているところであります。今後、さらなる高齢化に伴い、介護費用増加と保険料負担水準上昇が避けられない中、制度を持続可能なものとするため、引き続き、消費税による公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けております。被保険者への理解を図りながら、適正賦課及び収納に努めてまいります。

令和3年度の予算額は7億3,400万円となっており、対前年比較で5.9%の増となっておりますが、保険給付費の増額が主なものでございます。

以上、概要について説明申し上げましたが、詳細につきましては予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第21号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第21号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の概要について御説明申し上げます。

高齢者の方が安心して医療が受けられるよう、高齢者医療制度を含む社会保障全般の安定・強化が求められており、国におきましては、今後とも持続可能な制度となるよう検討が進められております。

今後の医療費の動向などを踏まえ、後期高齢者医療の保険料率は2年ごとに見直

しを行います。令和2年度と3年度に係る保険料に適用される保険料率は、均等割が5万5,100円、所得割が10.38%となっているところであります。

また、賦課限度額に関しては、医療給付費の増加が今後見込まれる中、被保険者の納付意識の影響、中間所得層の負担のバランス等を考慮して、64万円となっているところであります。

本町における令和3年度の予算総額につきましては8,974万5,000円で、昨年と比較いたしますと276万9,000円、3.18%の増となっているところであります。

以上、概要について御説明申し上げましたが、詳細につきましては、予算委員会の折、御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算について説明を求めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） それでは、議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算について御説明をいたします。

予算書1ページをお開きください。

第2条は業務の予定量です。

これまでの実績に基づき給水戸数を3,475戸、年間の総給水量を67万6,744立方メートル、1日平均給水量、1,849立方メートルを予定し、主要な建設改良事業は、主なものとして新規事業1件、継続事業1件で総額1億2,686万円を予定しています。

第3条は収益的収入及び支出の予定額です。

収入の事業収益を2億2,627万5,000円、支出の事業費を2億4,195万1,000円としております。

2ページをお開きください。

第4条は資本的収入及び支出です。

収入合計を1億2,460万5,000円、支出の合計を1億6,016万円と予定しています。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額3,555万5,000円は、当年度損益勘定留保資金3,555万5,000円で補填するものとします。

第5条、企業債については、企業債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるところです。

第6条、一時借入金については、限度額を1億円と定めます。

第7条、予定支出の各項の経費の流用については、予備費を除く収益的支出と資本的支出における各項間に限るものとします。

第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費5,054万3,000円と定めます。

第9条、一般会計からの補助を受ける金額は6,046万7,000円です。

第10条、棚卸資産の購入限度額を400万円と定めます。

第3条と第4条の内容の主なものについて御説明をいたします。

予算基礎資料の17ページからお願いいたします。

まず、収益的収入になります。

款の1水道事業収益、項の1営業収益、予定額1億3,693万5,000円です。

主なものは、目の1給水収益、予定額1億3,644万円が水道料金でございます。

次に、項の2営業外収益、主なものは目の2他会計補助金予定額713万2,000円は水道事業債の利子分となります。この補助金は、地方公営企業繰出基準による一般会計からの補助金でございます。

続きまして、目の3長期前受金戻入、予定額4,682万5,000円で固定資産取得時の補助金及び負担金分の収益化になります。

次に、目の4資本費繰入収益3,486万7,000円は水道事業債の元金分で、こちらも地方公営企業繰出基準による一般会計からの繰入金でございます。

収益的収入は、以上です。

次に、18ページをお願いします。

収益的支出となります。

款の2水道事業費用、項の1営業費用が2億2,495万2,000円になります。

内容につきましては、目の1原水及び浄水費、予定額2,554万9,000円で取水や浄水場に関する経費となります。主なものは、原水の水質検査手数料や各施設の機械、ポンプ等の修繕に関する経費、施設の動力電源の電気料と浄水場で使用する薬品となります。

続きまして、19ページをお願いします。

目の2配水及び給水費、予算額2,142万5,000円は、配水施設や給水関連の経費になります。主なものは、漏水工事の修繕業務や水道メーター取替え業務などの委託料、浄水した水質検査の手数料、配水池や加圧ポンプ施設の電気料となります。

20ページをお願いします。

目の4総係費、予定額6,924万1,000円は、人件費と、水道料金の徴収や収納事務、施設維持に関する業務の一部を南種子町まちづくり公社に業務依頼する補助金などの経費となります。

22ページをお願いします。

目の5減価償却費、予定額1億773万7,000円は土地を除く固定資産の償却費です。

次に、目の6資産減耗費100万円は、棚卸資産減耗費となります。

次は、項の2営業外費用、予定額1,396万9,000円になります。

内容につきましては、目の1支払利息及び企業債取扱諸費、予定額776万5,000円。

主なものは、節の1企業債利息、予定額726万5,000円でございます。

次に、目の2消費税及び地方消費税、予定額300万円の納入を予定しています。

続きまして、項の3特別損失3万円は、過年度還付金が発生したときの予算となります。

収益的支出は以上です。

23ページをお願いいたします。

資本的収入です。

款の3資本的収入、予定額1億2,460万5,000円、主なものとして項の1企業債8,924万6,000円、項の5工事負担金290万が道路改良に伴う水道管移転補償費となります。

24ページをお願いいたします。

資本的支出です。

款の4資本的支出、予定額1億6,016万円。

項の1建設改良費、予定額1億2,716万円。

主なものは目1施設改良費1億2,686万円で道路改良工事に伴う配水管布設工事1件と新規事業で水道施設耐震化事業中央地区第5配水池築造工事等に伴う経費となります。

次に、項2企業債償還金3,300万円は、建設改良企業債償還金でございます。

以上で説明を終わりますが、この後設置されます予算委員会におきまして説明を申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は基本的事項についてお願いします。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 水道課長、ここ何年か、給水費用と水道料金歳入が均衡していない状況が続いていますよね。提案理由にはなっていませんけど、どういうふうはこの企業会計の健全経営化に向けて改善を取り組んでいかれるのか、その1つとして、水道料金単価の改定ということも視野にあるのでしょうか、あるとすれば、そういったものがどういうときの協議の内容になっていってるのか、その辺の経過、今後の見通しについても、方針として説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えをいたします。

水道の会計につきましては、議員おっしゃるように、そういう状況が続いているところは否めないところであります。今年度、総合的な経営戦略業務に関しても委託業務を発注しておるところでございます。そこにつきましては、今月、3月末をもって納品ということになっております。単に申し上げますが、料金値上げのことにつきましては、今後ずっと検討されてきたところですが、そういうのも踏まえて、部内では検討しておりますが、今後につきましては、そこを具体的に上げる時期とか、そこについては、今後の検討になっているところは現在のところであります。ここにつきましても、近隣市町村と協議もしながらやっているところですが、そこについては現在のところではいつなのかというのはお示し、私の一部署で答えるところではないんですが、そのように考えております。

総合的に考えまして、料金改定を踏まえて健全を図るものだと考えております。

あともう一つ、今月の末に運営協議会等開催されますので、そこを踏まえて順序よくして、検討されていくものと考えております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 小園町長、水道事業企業会計は、軌道に乗せて、健全な改定の意味での軌道に乗せていく方針として、町長として触れてください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

ただいま水道料金の恐らくこれまで改定をずっとしておりませんから、そのことも踏まえてだろうというふうに思います。今までの経過については、私も水道だけではなくて、介護保険料のことも、いろんな分野の報告を受けております。本町のこれまでの状況を踏まえて見てみますと、いろんな試算をこれまでもやってきて、そしてまた介護事業計画についても3年1期ごとに見直しをやるわけでありましてけれども、本町においては、中種子、西之表、ほかのところは改定をしているにもかかわらず、これまで全然改定をしてきておりません。そういう意味で、今も大変な状況になっているのは事実でありますから、これを3月には運営委員会もありますけれども、その中で、介護も含めてそうですが、今そういう検討をしておりますので、そして委員の皆様方からの御意見もいただいて、議会のほうにもこれまでの経過、そしてまた今後の方向についてはお示しをして、御理解をいただくことにはのではないかなというふうに今思っているところであります。ただ、水道料金も、それから全てのものを今度の3月議会に即我々も提案をして、即また値上げというわけにもなかなかまいりませんので、住民の皆様方にも一定の周知の期間も必要だ

ろうということで、これはいろんな委員の皆様方がおりますから、そういう会議の意見を踏まえた中でしっかりと議論をして、出していきたいと、一定の猶予期間があったり、そこはこれから議員の皆さん方にも御相談を申し上げることで検討していきたいというように思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○8番（小園實重君） 終わります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

以上で、予算議案の説明と総括質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております予算議案の審議については、お手元に配付の令和3年度一般会計・特別会計、予算委員会分割付託表のとおり、これを付託したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号から議案第22号までの予算案件5件については、それぞれの委員会に付託し、審議することに決定しました。

各委員会は、別紙、日程表に従って審議されるよう、お願いします。

ここで、暫時休憩します。再開を午後1時00分とします。

—————・—————
休憩 午前11時49分

再開 午後 0時57分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11 承認第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第1号は、専決第1号で処理した令和2年度南種子町一般会計補正予算（第14号）についてであります。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び政府の緊急事態宣言による移動自粛等により影響を受けている本町の飲食店の事業継続を支援する緊急支

援金が主なもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ1,270万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ69億652万7,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から説明いたしますので、2ページをお開きください。

地方創生臨時交付金事業費については、体温測定及び消毒機器購入と飲食店緊急支援事業補助金によるもので、1,270万円を追加するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページにお戻りください。

国庫支出金について、地方創生臨時交付金1,270万円を増額するものであります。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑ありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 歳出であります、飲食店緊急支援事業であるこのことについて質問をいたします。

いろんな報道、新聞報道の中で、申請期間は令和3年2月5日から令和3年2月26日までとなっております。

まず第1点、給付対象施設、これは本町に何か所あるのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 対象の事業者については、全部で46事業者となっております。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） もう申請の時期は終わっているわけですが、書類の不備等とか、また申請期間が遅れたというふうな事例はなかったのか、まずそのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 2月26日までに全ての事業者のほうで申請を行いまして、現在もう支払いまで終了しているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 備品購入として、体温測定及び消毒器具となっているんですけど、これ何個というのかな、個数は幾らぐらい買ったんですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） こちらにつきましては、非接触型のA I 検温モニター、こちらを6機、あとハンドスプレーのリスペンサー、こちら消毒液もついて体温を測定するものですが、こちらを20、あとマルチサーマルカメラ、こちら複数の方を検温できるものですが、こちらを1機購入を予定しております、各公共施設のほうに設置をする予定にしております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 本専決処分は、地方自治法の179条第1項の規定により終了したとなっておりますが、ただいま企画課長の同僚議員への答弁に、説明に、体温測定の購入予定になっているという説明だったかと思いますが、違いましたかね。そのように聞こえましたが、聞き取りが間違いであればお許しを頂きたいと思いますが。

要するに、緊急性が、町長において認定をして専決をしたと、専決処理をしたということの検証をしたいと思いますが。3月、3年の2月5日に専決処分となっておりますが、議会が成立しないという事態は発生しておりません。ちなみに、町が緊急、町長の緊急を要するために処理をしたという、議会の招集の時間的余裕がない場合可能という規定でございますので、本当に期間がなかったのか。今質疑もあって、それは事業申請についてはほとんどもう利用した、申請をして利用をした事業者においては支払いも終わっているということですので、執行状態は進んでいると見受けるわけですが、その辺を、今後のこともありますので、緊急的なやはりコロナ対策が余談の数字目的であるということは理解をしますが、町と議会との関係をな、どうやはりお互い尊重し合って対応していくかということを検証して尋ねてみたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

この前に、1月28日に、私は臨時議会を開いています。それで、必要で、調整ができて、臨時議会を開くことができるものについてしっかり臨時会を開き、皆さんにお願いをすることというのを基本にしております。

ただ、今回の場合は、その後、2月5日の専決処分でありましたけれども、1月7日から3月7日までが全国の緊急事態宣言が出ておりました。そしてそれに併せて途中で県のほうも時短要請をし、鹿児島市を中心に5つの市に対して時短要請をして、そして影響のあるこういう事業者に支援をする対策を取りましたけれども、この5つの市以外のところにおいても、当然、この影響が出てきているわけでありまして、町村会のほうとしても県全体の町村会として要請もしましたが、そこにつ

いてのこの支援は認められませんでしたから、早急に私どもの町においての独自のこの支援策をやっぱり組まんといかんということで、日程調整については御相談をさせていただくように総務課長に指示をし調整をしたところでありまして、1月の末から2月は私も毎週出張が入っておりまして、後期高齢の議会であったり、これは議長と一緒にすけれども、開く期というのがもう限られた日程でなかなかここをまとめることができませんでした。そういった中で、中種子町とかほかのところにおいても、飲食業で店を閉店をすると、廃業するとかいうところも出てきておりましたので、ここは早急にやはりこの支援策をやらなければいけないということで、空いている日が5日の日しかなかったので、私のおる間に協議をして、専決処分をさせていただいたということでありまして。

今後においても、当然、議会を開いて皆様方に提案をし、御審議をさせていただくことについてはそのように努めてまいりたいと思いますので、今回についてはそういうことで御理解を頂きたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 歳入の項の国庫補助金、これの受入れは、総務課長、いつあったんですかね。ちなみに、1月28日の議会臨時会では、この議案は提出は無理だったのかな、その辺の関係。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 国のこの臨時交付金につきましては、一次配分、二次配分、三次配分とそれぞれあったわけですが、現在、概算で受領している部分が2億7,400万ほどで、配分額の予定額としては2億8,200万ほどということでございましたので、現在、この全て、今回のこの専決処分、2つの事業を計上してございますけれども、それ以外でこれまでに38の事業を、令和2年度で計上して実施しております。これについては、3月までの執行状況の把握をしまして、その部分で新たにこの2つの事業を緊急的に実施をしたというところになっております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） 質問しますけれども、歳出の2ページ、先ほど備品購入のところで一応個数とか購入するものは分かったんですけれども、私、これを見たときに、ワクチン接種の折の購入なのなかと思っていたんですけれども、企画課長の話では、各公共施設に配備をするんだというふうな話だったんですけど、ワクチン接種のときのその準備というのはそろそろしなきゃいかんのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） ワクチン接種の件について質問ですけれども、今、

4月、医療従事者の分については、今週中に種子島、屋久島群が納入されるということで情報が来ていますけれども、まだ実際、納入はされていないということで聞いています。まだ計画、日程調整中ですが、3月20日あたりを1回目といたしますか、実施したいなということで、現在、日程調整をしているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。6番、柳田博君。

○6番（柳田 博君） この備品購入への購入する、今回、購入する分については、公共施設に配備をするということを伺ったんですけども、ワクチン接種のときの準備じゃ全くないということで理解していいんですかね。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） ワクチン接種に伴うそういう備品の購入についてですけども、接種場所については、現在、南種子については公立病院で実施するというので予定をしております。ただし、検温とかそういう部分については、今回購入する分も活用させていただきたいというふうに思っているところです。

○6番（柳田 博君） 分かりました。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件はこれを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第12 議案第2号 南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、議案第2号南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。選挙管理委員会事務局長、羽生裕幸君。

○選挙管理委員会事務局長（羽生裕幸君） 議案第2号について御説明申し上げます。

議案第2号は、南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例制定についてございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本条例は、公職選挙法の一部改正に伴い、南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙費用の公費負担に関する規定を設けるためのものでございます。

それでは、条例を御覧ください。第1条は趣旨の規定でありまして、公職選挙法第141条第1項の自動車の使用、同法第142条第1項第7号のビラの作成及び同法第143条第1項第5号のポスターの作成を公費負担の対象としております。

第2条から第5条については、選挙運動用自動車の使用についての規定であります。

第6条から第8条については、選挙運動用ビラの作成について規定しております。

第9条から第11条については、選挙運動用ポスターの作成について規定しているところでございます。

12条は委任の規定でありまして、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することとし、この条例の規定は、この条例の施行日以後、その期日を告示される選挙について適用することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 選挙運動用自動車の公費負担であります。候補者によっては、軽自動車、普通乗用車、またある程度大きな自動車を選挙、選挙運動用の自動車として使用するわけですが、この規定の中において、どこまで範囲があるのかどうか、この件についてお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、羽生裕幸君。

○選挙管理委員会事務局長（羽生裕幸君） 車の規定についてはございませんが、自動車の使用の中で上限額が設定されております。ハイヤー方式によるものと個別契約方式によるものということで、2通りの区分の中での適用という形でございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） そういうことだけで、例えば、使用者のほうも、そういうふうなこの補助に対応する活用ができるということで判断してよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、羽生裕幸君。

○選挙管理委員会事務局長（羽生裕幸君） 規定にございますように、これらについては自動車の賃貸借、それを生業とする者についての契約になりますので、立候補された候補者に直接支払をするということではなくて、全てにおいて業者、ポスター、

ビラ、それぞれの制作業者に支払うということになりますので、これについては、委員会規定の中でそのように様式から定められておりますので、そこで届出をしてもらうという形になります。ですので、個人というものは対象にならないということとであります。あくまでも、俗にいうレンタカー関係をしているものについてということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） ほかにありませんか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） もしこれをね、実施するに当たり、どれぐらいの費用が負担になるかということと、国の補助が出ているかどうかということもちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、羽生裕幸君。

○選挙管理委員会事務局長（羽生裕幸君） 単価でございますが、ハイヤー方式でございますと上限額は6万4,500円になります。これを5日間の期間中ということで設定してございますので、32万2,500円ということになります。これを個別契約によりますと、方式をとりますと、自動車の借用が1万5,800円の上限、5日まで7万9,000円、燃料費を7,560円で試算しておりますので、その分の5日間、3万7,800円、運転手の雇用を1万2,500円を上限にしておりますので、これの5日間ということで6万2,500円、小計で17万9,300円ということで、個別契約になると約18万程度、ハイヤー方式になると32万2,500円ということになります。選挙用ポスターについては、1枚1,000円ですしております、現在、掲示板を公設しておりますので、52枚本町はしております。その掛け算をしますと5万2,000円、ビラについては、町長選挙については5,000枚まで7円51銭ということで3万7,550円、町議会議員選挙になりますと1,600枚ということで、あくまでもこれは2種類までということで制限が決まっております。国と同じであります、この単価を掛けまして1万2,016円ということになります。ですので、これらを全部足しまして、選挙委員の試算の金額を12名町議会議員出たということで計算をしますと、ハイヤー方式ですと、町の予算額が546万2,292円の単純計算をされております。個別契約方式によりますと、全体で345万7,492円ということで一応の試算がされているところでありますが、これについては出た候補者の数によって変わります。1人当たりで申しますと、ハイヤー方式でいくと町長選が41万2,000円、町議会議員のハイヤー方式でいきますと38万6,000円、個別契約方式によって町長が26万8,000円、町議会議員選挙になると24万3,000円というのが1人当たりにかかる費用ということで、現在、試算をしているところでございます。国からの補助金というのは、補助金、交付金なりですが、これについては直接的にはないということで理解しております。あく

までも今までも直接的に町議、町長選については交付税の中に入っているという認識でございますので、引き続きそこは同じだというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。5番、名越多喜子さん。

○5番（名越多喜子さん） 今までと一緒に増額はないということですね。交付税の中で賄いなさいということで、そのための特別枠というのは来ないということで認識をしてよろしいということですね。

○議長（広浜喜一郎君） 選挙管理委員会事務局長、羽生裕幸君。

○選挙管理委員会事務局長（羽生裕幸君） 町負担ということで理解して構わないです。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号南種子町議会議員及び南種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第3号 南種子町定住化促進条例を廃止する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、議案第3号南種子町定住化促進条例を廃止する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） それでは、議案第3号について御説明いたします。

議案第3号は、南種子町定住化促進条例を廃止する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この南種子町定住化促進条例につきましては、平成18年9月に条例制定され、平成19年8月から平成22年11月まで貸付けを行ってきておりますが、現在は運用を中止しております。貸付した全ての土地について譲渡手続が終了したため、今回条例を廃止するものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 企画課長今後のこの条例を、既定条例を廃止をして、これまで取り組んできた事業というのは、他の条例に委ねる形、フォローしていくという規定になっているんですかね。全然もう必要もない、他の条例、突き上げるということもない、両方ですか。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 今後の定住等も含めた部分について、町の保有する土地については、無償で貸付け譲渡ということではなくて、必要であれば払下げについても検討していくという部分で、あと今後については、定住促進に関しては、令和元年の10月に制定しました移住定住促進事業の補助制度、こちら等を軸にして運用をしていきたいというふうに考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 町長、確認ですが、従来行ってきた町の所有地を定住化のために10年間、その年限は別にしても、無償貸与してそれが過ぎれば譲渡していくという、そういった趣旨のもう事業は取り組まないと理解していいですかね、やらないということ。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。

22年を、先ほど説明があった年、22年を最後に、こういう事業をもう運用を止めておったということでもあります。そして、それまでの、それから後についてももうそういうことの要望等については全然私どもも伺っておりませんし、また、形としては今、空き家の改修補助をやったり、そしてまた一番は、家族留学、今日も説明、施政方針でも述べましたけれども、これがもう本当に短期の体験とはまた違う、1年間こちらに住んで、そのままこちらに残るという方が元年、2年でこれだけ実績が出てきておりますので、そのほかにも移住者としては、この家族留学後の定住者というのが8世帯27名おりますから、それと別に移住者が24世帯の57人おるといふことで、現在、令和元年、2年の2か年で32世帯の84人こちらに移り住んでおりますから、こういうことを充実をさせていって、やはり御家族でおいでいただくような策を十分に、やはりこの定住促進の協議会の方ともお話をしながら進めるべきであろうというふうなことを今、考えておまして、今後、こういったものを充実をさせていきたいということで、これまでの条例については、一定の22年までこちらに移り住んでいただいて、そのままおいでいただいている方もおりますけれども、いろんな意味でやはり地元の方との格差とかそういう御意見も今まで頂いておりま

すので、ここは10か年何もそういう運用もしていないということですから、この条例を廃止をさせていただくということで御理解を頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号南種子町定住化促進条例を廃止する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第4号 みなみたね宇宙のまち応援基金条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、議案第4号みなみたね宇宙のまち応援基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第4号について御説明申し上げます。

議案第4号は、みなみたね宇宙のまち応援基金条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

本基金は、本町のまちづくりに賛同する人々からの寄附金、いわゆるふるさと納税による寄附金を寄附者の意向に沿った使い道を明確にし、有効に活用していく必要があることから、新たに基金を設置するものでございます。

次に本文をお開きください。

本文でございますが、第1条は、設置の目的であります。

次に、第2条は、積み立てる額について定めるものであります。

第3条は、現金の管理について定めるものであります。

第4条は、繰替運用について定めるものであります。

第5条は、益金の処理について定めるものであります。

第6条は、第1号から第5号までに掲げる事業について、処分ができる旨を定めるものであります。

第7条は、委任について定めるものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で、簡単であります、説明を終わります。御審議方よろしく願います。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） そもそもみなみたね宇宙のまち応援基金条例で、みなみたねと町を平仮名を使っているのは漢字とは違ったまたもくろみというのか、イメージを強く表したいためになのかですね、その辺をお尋ねをしたいと思います。

2点目に、処分第6条の4号ですけれど、地域社会の実現に向けたまちづくりに関する事業の文章の中で地域社会の実現、地域社会というのは、現存するものですよ。つまりは、イメージとして抱かれてくるものは、ある地域内に成立している協働社会を指すものと私は理解をしておりますが、地域社会の実現にという部分については、何かさらにこの形容詞が盛り込めれば、もっとはっきり条項が浮かんでくるのかなとも思えるわけですが、さらにはこの街づくりの街、ぎょうにんべんの街であります、これは、地域社会の中のどの部分をこの文字の街を指すということを使ってあるのか。我々は地方から、地方の流れもそうですが、南種子町の全体でもそうですが、民家、商家が密集しているところを、普通、日常生活の中では街と呼んできておりますが、今日は街単体というふうな形で会話をし用いておりますが、ある部分を指すのか、町全体を指す言葉として、このぎょうにんべんの街が使われているのかお尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） まず最初のみなみたね宇宙のまち応援基金という名称のまちでございますが、これについて、あえて平仮名、漢字じゃなく平仮名を使った理由ということですが、これが後ほど出てきます4番目の社会の実現に向けたまちづくりのこのまちということもありますが、これらを設定する中で、名称についても職員に応募をして、こういうの案についての意見募集もしたところでありまして、その中で、私たち南種子町に合った名前をとるところであります。これで他の市町村の例もありまして、まちというのは誰でも読みやすい、この表題については平仮名のまちを使ったということで、あくまでもそこに深い意味があるということでは、私は認識をしております。他町村の使い方の通例に従ってやったということと理解しているところでございます。

それから、地域社会に現存するか、4号についてでございますが、実現するものということで解釈されているということですが、そのとおりでございます、これについては、現在は、現在の使い道としましては、コミュニティーバスとか路線バ

ス等の公共交通関係のもの分に充てたり、社会教育関係でいう各県大会とか、あ
あいう体育大会への出場助成とか、そういうような面で現存する社会の実現に向け
てまちづくり事業という形で取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 教育長にお尋ねをします。

今質疑をしましたこの4号についての街という文字の使われ方は、文章上におい
て、今、意図する説明もありましたが、それを聞いてふさわしいというか、正しい
使い方であると思われるか、いま一度、御教示頂きたい。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） 平仮名を使うというのは、学校の、小学校でよく使って協議
をしたことがあるんですが、まちというのは、やはり自分たちが住む地域である
という意味と、それから町という字を平仮名に例えて、やはり自分たちが住む自治体
ということの理解をしているわけで、親しみを込めた感覚として使っているのでは
ないかというふうに思っております。ここでいうまちというのは、ぎょうにんべん
の街としてはあまり学校教育の中では意識していないこととして、教科書でもどこ
でも使っているのではないかというふうに私たちは認識しております。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 少し説明させていただきますが、まずこの基金条例の制定につ
いては、議会の中でもこれまで御要望もまたずっとあり、そしてまた、条例を制定
をして、寄附者の意向に沿った使い道を明確にしなければならないということで、
これまで職員にも長く、なかなかやってきていない案件でありますので、それを早
急にやりなさいということで、今回提案をさせていただきました。

その中で、先ほど総務課長からもあったとおり、名称については、公募もして、
職員からのいろんな御意見もあって、このようなことになったかと思えますけれど
も、今後、この条例の中でのちょっと個々の部分についてもいろんなまちの条例を
参考にしたりして制定をしたところでもありますので、ここについて、どうしても改
めたほうがよいのであれば、ここはまた十分、今後に向けて検討はしていきたい
というふうに思っておりますので、まずは今回制定をして、今年度の予算からまず積立てを
するというところでありますので、積み立てて、そしてまた新年度の予算でも提案を
させていただいておりますが、見込みの額の中の手数料を除いた分については、そ
の当年度において積み立てをして、翌年度にしっかりとまたそれを明確なものに使
っていくという、そういう何とか方向に我々もこの予算のやり方が今まで御指摘を
受けた方向になるように努めてまいりますので、御理解を頂きたいというふうに思

います。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 最後に、今町長から説明が加えられましたけど、議会としてもこれまで設置を求めてきた案件でありまして、言葉を借りれば、ようやくかと思うほど待たれた議案、条例、提案であります。結果として、提案を頂いたことに敬意を表して終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 答弁はよろしいですか。

○8番（小園實重君） いいです。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑ありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 第2条の積立ての額なんですけど、積立額の基準を教えてくださいなんですけど、いわばふるさと納税で頂いた額から必要経費を除いた分の益を全部積立てに回すのか、それとも、別途、予算の中で積立額を決めて積立金のほうに回す額にするのが1点と。

あと、最後の基金の運用の使い方の問題なんですけど、ふるさと納税の一丁目一番地は何といっても現状では地元の特産品にありますので、特産品開発が進まなければ、当然、ふるさと資金はなかなか伸びづらいというのがありますので、そこらについての開発予算をここから運用できるようになっているのかならないのか、2つ合わせて説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたしますが、今年度の当初に組んでおりますのも、それから今度、補正に組む予算についてもそうですけれども、大体、ほぼ全国的に見たときに、給付額の6割が手数料それぞれかかります。これ大体、必ずしもそうとは限りませんが、ですから、残りの4割程度が基金として積まれていくお金になってくるんだろうというふうに思います。

今回、補正のほうでは3,800万、一応、積立てをいたしますけれども、500万円はZozoの前澤さんのほうから、こちらがちょっと申請をしたところ、全国自治体の150自治体の中に本町も入れていただきましたので、本当はもっと大きな金額をもらえればと思って、H3ロケットの関係もあっていろいろ申請をしたんですけども、自治体が数が多いということで、均等に500万ずつ頂きましたので、その金額については積み立てをして、次年度はまだ宇宙開発のこの推進について使うということでのお約束ですので、それは予算化をしていないということでありまして、通常、返礼を求められる方については、そのようなことで、大体、4割程度が残るんだろうというふうに思います。

そして予算については、現在、これまでもいろんな特産品開発協会や商工会、そ

してまたいろんな方にも、私どもも新たな商品開発をやってそれも申し上げておりますけれども、なかなか頑張っておられる方もおりますけれども、進まないのも事実であります。

そして1月、佐賀県のみやき町に行つてまいりましたけれども、ここには県の経済委員会のメンバーとして、市長、町村長5名ずつで行くということになりまして、そこは大阪の泉佐野と一緒にありまして、大体、これまで168億ぐらいもらっていたところです。泉佐野と一緒に総務省からの指導を受けて、当分、閉鎖をさせておったところですから、ただ、その町長さんもすごいやり手の方で行つていろいろお話をさせていただきましたけれども、遅れて始めましてからも1か月たたんうちに、やっぱり10億円という金をすぐ集めるんです。

ただし、そういう、いっぱい集めているところが新たなそういうすばらしい商品がいっぱいあるかというところもそうでもないんです。やっぱり地元のもので、どこもそういう武器、そういうふうな形で利用しているのは地元の米であったり、ウナギであったり、肉であったり、そういうものが主流でありまして、それに開発されたものが加わっているのは事実であります。ただ、どういうことでやっぱりそこが一番伸びていくかというところ、やっぱり民間のポータルサイトであったり、サイト関係で上位にランクをされたり、いろんな戦略的なやり方が、かなり影響があるんだろうというふうに、今回お話を聞いてきました。

そういう意味で、私どももそこも含めて、今回、新たな挑戦をしないといけないということで、今年度も大体、ほぼ5,000万円か1億円ぐらいに伸びましたけれども、その部分も11月か12月の短期の期間にJAとの連携で、各自治体を回すお肉のほうもありましたけれども、そこが一気に、ぶあつと南種子が上位に出てくるもんですから、短期の中で全部売り切れになる、そういう事態もありました。

ですから、そこが新たな物の開発と併せてそういうやり方についても、今後、十分、併せて検討をしていく必要があるんじゃないかということで、それは必要な予算はこの基金というよりも、そういうPRについては単独で組まなければなりませんので、そういうことで、今後、併せてそういうものもお願いしておくことになると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号みなみたね宇宙のまち応援基金条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第5号 南種子町まちづくり基金条例制定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第15、議案第5号南種子町まちづくり基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

- 総務課長（羽生裕幸君） 議案第5号について御説明申し上げます。

議案第5号は、南種子町まちづくり基金条例制定についてでございます。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をもとめるものでございます。

本基金は、長期間にわたり活用されていない基金を整理・統合し、有効に活用していく必要があることから、新たに基金を設置するものでございます。

次に、本文をお開きいただきたいと思います。

本文でございますが、第1条は、設置の目的であります。

第2条は、積み立てる額について定めております。

第3条は、現金の管理について定めるものであります。

第4条は、繰替運用について定めるものであります。

第5条は、益金の処理について定めるものであります。

第6条は、第1条の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、処分できる旨を定めてあります。

第7条は、委任について定めるものであります。

次に、附則であります。第1項は、施行日を定めるものであります。第2項は、各号に掲げる基金条例を廃止するものであります。第3項は、経過措置としまして、ふるさと創生基金、地域振興基金は、施行日において新たに設置するまちづくり基金に属するものとし、中山間ふるさと・水と土保全基金は、施行日において農業振興基金に属するものとする旨を定めるものでございます。

なお、水田農業確立推進基金は、現金残高がゼロで条例のみが残ったままでありますので、今回で廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

- 議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号南種子町まちづくり基金条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第6号 南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、議案第6号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第6号について御説明いたします。

議案第6号は、南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

南種子町における少子化対策の拡充と子育てしやすい環境を進めるため、医療費助成の対象を18歳の3月31日までとしているところでございます。

今回の一部改正は、県の子ども医療費給付事業が拡充され、住民税非課税世帯で対象年齢が未就学児であったものが、高校生まで（18歳に達する日以降最初の3月31日まで）となることに伴い、改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思っております。

第2条第2項「非課税世帯の未就学児以外の子ども」を「課税世帯の子ども」に改めるものでございます。

なお、附則で、この改正条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます。

今回の改正により保護者の負担は全く変わることはありませんが、県の子ども医療費給付事業が拡大されたことにより、現在、町が18歳の3月31日まで行っている、それに係る負担が、実際、減ることになるところであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号南種子町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号 南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、議案第7号南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第7号南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、予防接種による健康被害の適正かつ円滑な処理を図るため設けられたものであります。

今回の一部改正は、委員会の構成及び会長の職務代理者等について改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表で説明をさせていただきますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思います。

第2条中「町長からの指示により」を削除し、第3条第1項中「委員会は」の次に「会長及び」を加え、同条第2項の（1）町長を削除し、（2）から（4）をそれぞれ（1）から（3）に繰り上げするものであります。第5条第3項中「あらかじめ会長が指定した委員」を「副町長」に改め、第7条中「保険福祉課」を「保健福祉課」に改めるものでございます。

なお、附則で、この改正条例は、交付の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。9番、塩釜

俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） この新旧対照表の中で質問したいと思いますが、組織の中で、今回は町長を除いているわけでありますが、この会長というのがあるまでも町長という認識というようなことで考えていいのかどうか、そういうふうな中で、この委員の中においては、町長は入れなくて済むとそういうふうな考えなのか、そのところをお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） ただいまの質問でありますけれども、組織の第3条第2項の中に、「委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する」ということでなっているところですが、前の条例ですと「町長が町長を委嘱する」という形になりますので、ここはちょっと記載的におかしいんじゃないかということで、会長及び次の委員の中から委員を選ぶということにしております。会長については、町長ということで考えているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 改正により、「会長を」の文言を「副町長」に改める提案であります。当の小脇副町長、この条文可決されると思いますが、その任に当たる者としての意気込みを参考までにお聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 小園議員、副町長は事故あるときの代理者というふうになっていますけど……。副町長、小脇隆則君。

○副町長（小脇隆則君） 答弁をいたします。

もし可決された場合にはということでございますけれども、この条文にありますとおり、会長が欠けた場合は、しっかりとした形で責任を持って対処してまいりたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号南種子町予防接種健康被害調査委員会設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については

原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第8号 南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第18、議案第8号南種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第8号について御説明申し上げます。

議案第8号は、南種子町国民健康保険条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この条例は、令和3年2月3日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律が公布され、2月13日から施行されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義部分の改正が示されたことにより、改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧ください。

附則第2条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機構に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る）である感染症をいう。（以下同じ）」に改めるものでございます。

附則において、この条例は、交付の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規程は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号南種子町国民

健康保険条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。
ここで、2時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時09分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第19 議案第9号 南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第19、議案第9号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第9号について御説明いたします。

議案第9号は、南種子町介護保険条例の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

介護保険料は、介護保険計画に基づき、3年に1度見直すこととされております。今回の条例改正は、第8期介護保険事業計画に基づき、介護保険料を定めるものでございます。

介護保険料基準額を、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画の給付の見込みから、保険料基準額を月額5,900円とし、これまでの第5期、第6期及び第7期までの4,900円から1,000円引き上げるものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

第4条中、平成30年度から平成32年度までを第8期介護保険事業計画期間である、令和3年度から令和5年度までに改めるものでございます。

第4条第1号は、第1段階の保険料を現行2万9,400円から3万5,400円に改めるものでございます。

第2号以降についても、それぞれ4万4,100円を5万3,100円に、4万4,100円を5万3,100円に、5万3,000円を6万3,800円に、5万8,800円を7万800円に、7万600円を8万5,000円に、7万6,500円を9万2,100円に、8万8,200円を10万6,200円に、10万円を12万400円とするものです。

第7条については、合計所得金額について、租税特別措置法の適用を明確化するための改正となっているところであります。

2枚目に帰っていただいて、附則として、第1条で、施行期日について令和3年1月1日から施行するものです。

第2条、経過措置については、改正後の介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の保険料については、なお従前の例によるとしているところであります。

第3条については、消費税による公費を投入して、低所得者の保険料軽減を行う仕組みが設けられておりますが、特に所得の低い方を対象に、令和3年度から5年度までの保険料率の特例として、第1段階の3万5,400円を2万1,300円、第2段階の5万3,100円を3万5,400円、第3段階の5万3,100円を4万9,600円とするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号南種子町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第10号 南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第20、議案第10号南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） それでは、議案第10号について御説明いたします。

議案第10号は、南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の条例改正は、道路法の一部改正及び鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴い、南種子町道路占用料徴収条例の一部改正及び別表中の占用物件の種類と単位及び占用料などを改めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条関係につきましては、道路法の一部改正に伴う南種子町道路占用料徴収条例（昭和52年南種子町条例第12号）の一部改正でありまして、（占用料の額）第2条第1項中「又は」を「若しくは」に、「許可をした」を「許可をし、又は法第35条の規定により同意した」に、（占用料の徴収方法）第4条第1項中「許可をした」を「許可をし、又は法第35条の規定により同意した」に、「の協議が成立した」を「を同意した」に改めるものであります。

2ページをお開きください。

別表でございます。別表は、鹿児島県道路占用料徴収条例の一部改正に伴うもので、主なものについて御説明させていただきます。

占用物件の電柱、電話柱が、電線の架設数により種類分けされたことなどにより、占用料が改正されたものです。また、改正附則により、共架柱が本数での算定であったものが、共架電線に種類分けされ、長さ1メートル単位での算定と別表に設けられたことなどが主な改正でございます。

次に、12ページをお開きください。

第2条関係につきましては、南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（昭和60年南種子町条例第20号）の一部を改正するものでありまして、改正附則（昭和60年9月21日条例第20号）の附則中第2項を削り、第3項を第2項とするものであります。

なお、附則において、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号南種子町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定

については、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第11号 南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第21、議案第11号南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第11号南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

議案第11号は、南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定でございます、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議決を求めるものでございます。

この条例に定める委員の構成及び定数を変更するもので、会長の補佐として副会長の役職を配置することとし、また、部内の職員増による定数見直しにより、防災対策をより効果的に推進しようとするものでございます。

新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

第3条第4項、本文を「副会長は副町長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。」に改め、第3条第6項の委員の定数を「15人」から「20人」に改めるものでございます。

本文を御覧いただきたいと思えます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 委員は今まで15人であったが、今回20人とするというふうな条例の一部の改正であります、女性委員、今のいろんな災害とかそれから避難所関係、特に女性関係のほうがいろんな実情に関しては必要な場所ではないかと、そういうふうに思うわけですが、今現在、女性委員は何名いるのか。それと、今後女性委員を増やす考えはあるのかどうか。そのことをお聞きしたいと思えます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 今現在、この構成員につきましては、各役職によってそれぞれしております。行政機関であれば、気象台のほうから気象防災情報調整官ということであったり、熊毛支庁であれば総務企画部長ということですので、それぞれの役職によってメンバーになっていただいているところでございます。

現在、15名の委員の中では女性委員は、公民館の女性連絡協議会の会長ということで、古市さんに委員になっていただいております。

今後については、役職ということで定めておりまして、今回の人数の増について

は、水道課が以前は建設課の中でありましたけれども、課の設置の中で水道課というのが昨年設けられておりますので、その関係で人数が増えたということで、それに対し、今言う塩釜議員の質問のとおり、女性委員の参入ということも考えますと今後も協議していきたいということで、余分の20名ということで設定をしているところでございますが、女性委員の採用についてはまた今後検討していきたいと、このように考えます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 役職でのこの委員の在り方というふうなことでありますけれども、その役職であっても女性の役職というのがあまり、少ないのではないのではないだろうか、そういうことによれば、この女性委員はなかなかこの委員に入れないうふうな状況であると思いますので、やっぱり何らかの規則とか、そういうふうなことを考えたときに、やっぱり女性も何名かを入れてそういうふうな危機対策、女性側の考え方というのを聞く、それを反映していくのも今後必要ではないだろうか、こういうふうに思いますので、そういうことでぜひとも女性委員を増やしてほしいと、そういうふうをお願いしておきます。

○議長（広浜喜一郎君） 答弁はよろしいですか。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 希望に沿えるように、いろいろ構成員のメンバー等からも意見を聞きながら、そのように対応できましたら対応していくように心がけたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号南種子町防災会議条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第12号 南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第22、議案第12号南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） それでは、議案第12号について説明いたします。

議案第12号は、南種子町農業者休養施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の名称であります。南種子町農業者休養施設でございます。

今回指定する指定管理者となる団体の名称は、平山地区生産組合、組合長、中畠一三であります。

指定管理者となる団体の住所につきましては、南種子町平山153番地であります。指定期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日であります。

なお、提案理由としましては、南種子町農業者休養施設の管理及び運営を効果的かつ効率的に行うため、平山地区生産組合を管理者として指定するものでございます。

御審議方よろしくお願いたします。以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 自分の日常、ライフスタイルの中で、現施設に赴くことが頻度的に少ないわけですが、羽生課長、この平山地区生産組合というのは、ペーパーだけじゃなくて実際の日常活動が営まれているのかどうか。まず、それが1点。

現在では、どのような布陣がそれぞれの職務を担って、それこそ効果、効率的に運営が営まれているか。実態の御紹介も含めて説明願えればありがたいです。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 指定管理を指定しようとしている団体であります。平山地区生産組合につきましては、平山の地区公民館を主体とした組織ということで運営をしております。

公民館関係では、それぞれこの農業者休養施設の指定管理をしている状況関係については、それぞれの役員会、それぞれの会の中で状況等の報告をし、運営管理をしているような状況で、その中に平山地区生産組合という設立をした形で運営をしているような組織であります。

以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） お尋ねの半分しか説明を加えていただけませんでした。じゃあこの生産組合は、そもそも農業者休養施設の設置をした時点で組織された組合なのか。その点だけ1点。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 説明不足ですみませんでした。

ここの農業者休養施設につきましては、昭和56年、57年に県単村づくりモデル事業で実施した施設であります。

その設立した当初から、平山生産組合ということで設立した組合であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 関連してですが、この平山生産組合による農業者休養施設の管理というのは、具体的にはどこからどこまでの範囲で委託するのか、説明いただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 管理委託の内容ですが、運営全般についてはもう平山生産組合のほうに管理委託ということであります。

施設関係の大幅な改修関係については、町の管理する施設でありますので、内容等については、これまでもですが大規模な改修関係の工事については町負担で運営しております。

平山生産組合については、ここの施設関係の運営、それと小規模の改修関係とか補修、維持管理等を行っていただいているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 生産組合のほうで運営管理をするということは、収支についても、大規模な改修工事以外はこの平山地区組合で会計管理は全部されて、処理をされる。要は、赤字が出ようがプラスが出ようが、そこは生産組合の管理下で処理をするという理解でよろしいんですか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 運営の収支関係であります。運営については平山生産組合のほうで収支を行って、町のほうからですが、令和2年度については120万の助成という形です。運営しております。

運営関係については、平山生産組合で行っているというような状況であります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号南種子町農業者休養施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第13号 令和2年度南種子町一般会計補正予算（第15号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第23、議案第13号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第15号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 議案第13号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第15号）について御説明申し上げます。

それでは、予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、各事業の確定や新型コロナウイルス感染症拡大の影響による各種事業の中止に伴う執行残及び実績見込みによる今後の所要額の補正をするもので、予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,872万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ67億5,780万6,000円とするものでございます。

第1表の歳入歳出予算補正については省略させていただきます。

次に、5枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費については、計9件であります。

まず、商工費、観光産業緊急支援事業については、国の令和2年度第3次補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、2,000万円を繰り越すものでございます。

次に、商工費、種子島南部観光周遊ルート整備事業については、ボーリング掘削の増など追加事項が発生したことによる測量設計の工期延長に伴い、工事発注時期がずれ込み、年度内完成が見込まれないため、400万円を繰り越すものでございます。

次に、道路橋梁費、恵美之江線道路改良事業については、地元通行者との通行規制期間調整に日数を要したことなどから、年度内完成が見込まれないため、528万7,000円を繰り越すものでございます。

次に、道路橋梁費、大浦橋補修事業ほか2件については、出水期を外した工程で

発注しておりましたが、年度内完成が見込まれないために、合計で5,329万3,000円を繰り越すものでございます。

次に、住宅費、公営住宅建設事業については、国の令和2年度第3次補正予算に伴うもので、交付決定等の遅れにより年度内執行が見込まれないため、213万8,000円を繰り越すものでございます。

次に、災害復旧事業の2件については、災害査定が台風接近により延期されるなど、例年より遅い時期に査定終了となり、工事の規模・内容などから年度内完成が見込まれないためであります。合計で、5,389万6,000円を繰り越すものでございます。

次のページ、第3表の債務負担行為補正については、変更4件、廃止1件であります。

まず、変更4件については、入札執行等に伴い、それぞれ限度額を変更するものでございます。

廃止1件については、VPN装置機器の設定について、令和2年度補正第3号において委託料で支出したことにより廃止するものでございます。

次のページ、第4表の地方債補正については、追加1件、変更3件であります。

まず、追加1件については、減収補填債を追加し、限度額を1,173万3,000円とするものであります。

次に、過疎対策事業債については、一般廃棄物処理施設補修工事ほか4件を変更し、限度額を3億3,200万円とするものでございます。

次に、辺地対策事業債については、防災行政無線デジタル化整備工事ほか3件を変更し、限度額を1億6,770万円とするものであります。

次に、災害復旧事業債については、公共土木施設災害復旧事業ほか1件を変更し、限度額を760万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法については、お目通しをいただきたいと思っております。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

歳出予算から、主なものについて説明をいたします。9ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、職員厚生費について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、研修所における職員研修が中止となったため、普通旅費の減額が主なもので、17万1,000円を減額するものでございます。

次に、10ページから11ページ、企画費については、県特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化協議会負担金の減額が主なもので、879万5,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから12ページ、ふるさと創生事業費については、人材育成事業の中止による補助金の減額が主なもので、314万4,000円を減額するものでございます。

次に、13ページ、特別定額給付金給付事業費については、事業確定によるもので、778万4,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから14ページ、地方創生臨時交付金事業費については、事業確定、実績見込みによるもので、1,114万8,000円を減額するものであります。

次に、17ページをお開きください。

同ページから18ページ、児童福祉総務費については、扶助費の実績見込みによるもので、3,026万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、生活保護総務費については、前年度国庫負担金の返還金が主なもので、279万3,000円を増額するものであります。

次に、19ページ、母子保健推進費から健康づくり推進費については、各種検診に伴う委託料の減額が主なものでございます。

次に、同ページから20ページ、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費については、本年第1回臨時会において、第13号補正予算を可決していただきましたが、高齢者へのワクチン接種が本年4月12日以降となったことなどにより、関連する費用3,033万4,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから21ページ、農業振興費については、さとうきび機械導入等支援事業補助金の減額が主なもので、313万2,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、畜産振興費については、畜産担い手育成総合整備事業負担金の減額が主なもので、365万5,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから22ページ、農地費については、県営土地改良事業負担金の減額が主なもので、394万9,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、堆肥センター運営費については、台風10号接近に伴う屋根部分の補修完了によるもので、100万6,000円を減額するものでございます。

次に、23ページ、造林事業費については、森林環境保全直接支援事業委託の減額によるもので、259万5,000円を減額するものであります。

次に、24ページ、商工振興費については、事務局長不在に伴う町商工会補助金の減額が主なもので、235万4,000円を減額するものであります。

次に、同ページから25ページ、観光費については、国の令和2年度第3次補正予算に伴う観光産業緊急支援事業補助金が増額するものでございます。

次に、同ページから26ページ、土木総務費については、県単事業負担金の減額が主なもので、758万1,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、長谷大浦線大浦橋補修事業費から、川内下中線寺川橋補修事業費については、事業間における組替えによるものでございます。

次に、27ページ、公営住宅建設事業費については、国の令和2年度第3次補正予算に伴う、公営住宅大川団地の建設解体工事に伴う設計業務委託によるもので、213万8,000円を追加するものでございます。

次に、28ページ、非常備消防費については、消防団員活動服購入などの減額が主なもので、157万7,000円を減額するものでございます。

次に、同ページから29ページ、事務局費については、奨学資金貸付金の減額が主なもので、202万3,000円を減額するものであります。

次に、同ページから31ページ、項、小学校費から中学校費については、新型コロナウイルス感染症対策備品、教育用タブレット購入の減額が主なものでございます。

次に、同ページから32ページ、社会教育振興費については、青少年交流事業の中止に伴う補助金の減額が主なもので、230万円を減額するものでございます。

次に、同ページから33ページ、文化財保護費、赤米館運営費については、各種事業中止に伴う関連費用の減額であります。

次に、35ページ、保健体育総務費については、スポーツ合宿誘致促進事業補助金の減額が主なもので、374万円を減額するものであります。

次に、同ページから36ページ、学校給食費については、給食費補助金の減額が主なもので、501万円を減額するものでございます。

次に、同ページ、災害復旧費については、災害復旧工事の事業費確定によるもので、それぞれ減額するものでございます。

次に、37ページ、繰出金については、各特別会計への繰出しによるもので、103万3,000円を減額するものでございます。

次に、同ページ、みなみたね宇宙のまち応援基金積立金については、先ほど議案第4号で可決いただき、みなみたね宇宙のまち応援基金へ3,800万円を積み立てるものでございます。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1ページをお開きください。

まず、地方消費税交付金については、社会保障財源交付金の実績見込みによるもので、450万8,000円を増額するものでございます。

次に、同ページ、地方交付税については、補正対応のため財源留保しておりました普通交付税1億1,523万5,000円を増額するものでございます。

次に、同ページから2ページ、使用料及び手数料については、観光物産館使用料316万6,000円の増額、河内温泉センター使用料300万円の減額が主なものでござい

ます。

次に、同ページから4ページ、国庫支出金については、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金2,542万5,000円の減額、特別定額給付金給付事務費補助金778万7,000円の減額、地方創生臨時交付金514万7,000円の減額が主なものでございます。

次に、同ページから5ページ、県支出金については、団体営農地等災害復旧事業補助金2,409万9,000円の増額、地域社会維持推進交付金1,288万4,000円の増額が主なものでございます。

次に、6ページ、繰入金については、歳入決定や歳出の不用額等の減額に伴うもので、財政調整基金1億7,840万1,000円の繰戻しが主なものでございます。

次に、7ページ、諸収入については、奨学資金貸付金償還金240万6,000円の減額、町村有建物共済災害共済金453万7,000円の増額、畜産担い手育成総合整備事業337万4,000円の減額が主なものでございます。

最後に、8ページ、町債については、道路建設単独事業債680万円の減額、農林水産施設災害復旧事業債2,450万円の減額、減収補填債1,173万3,000円の追加が主なものでございます。

以上、説明を終わりますが、説明不足あるいは詳細については、この後の審議において担当課長より説明を申し上げますので、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は款別に行います。

まず、歳出から、款の1、議会費、9ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の2、総務費、9ページから15ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の3、民生費、15ページから18ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の4、衛生費、19ページから20ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の6、農林水産業費、20ページから23ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の7、商工費、24ページから25ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の8、土木費、25ページから27ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の9、消防費、28ページ、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 款の10、教育費、28ページから36ページ、質疑ありませんか。
9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 保健体育総務費、教育費であります。補助金としてスポーツ合宿誘致促進事業、これが329万8,000円を減額しています。

昨年からコロナウイルス関係でなかなか高校、大学にしてみれば合宿に行かれないというふうな状況ではあったのではないかと、こういうふうに思っておりますが、この補助の今回の実績が分かればお聞きをしたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 社会教育課長、松山砂夫君。

○教育委員会社会教育課長（松山砂夫君） お答えいたします。

合宿誘致促進事業補助金の実績でございますが、2月末現在で団体数が4団体、参加者が65名、補助金の額で58万6,000円でございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 9番、塩釜俊朗君。

○9番（塩釜俊朗君） 団体で、4団体が合宿に来ていただいていると、こういうふうな報告であります。

これは、国庫支出金が減額になっておりますので、国庫事業ではなかったのかなと、こういうふうに思うわけであります。

今後について、町長に伺いたいと思いますが、一般質問の中でもこのスポーツ合宿については再三した経緯があるわけであります。

今回は、このコロナウイルス対策の事業の中での支出金の事業補助じゃないかと、こういうふうに思ったわけですが、今後町とすれば、この合宿についての推進をやっていくというふうな行政の姿勢があるのかどうか。また、やるとなれば、その補助事業とかそういうふうなことを導入しながらして進めていくのか、単独で進めていくのか、町長の考え方をお聞きいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えいたします。ただいま、社会教育課長のほうから実績については報告がありましたが、これまで中種子町のほうの施設を活用して、陸上で来ておった団体等についても今回は私どもの町に来ていただきました。

しかし、練習をする環境、施設について言いますと、当然中種子町のほうが施設については完備されておりますけれども、今回は長距離を中心としたところございまして、高校生なんかも、JAXAの協力をいただき、そしてまた岩崎とGOTとかもいろいろ、そういうものを組み合わせておいでいただいたので、練習環境

としてはJAXAの敷地を使うというのが非常に、今度使った中ですばらしいという、そういうお褒めの言葉をいただいております。

ですから、今後のやり方として、そういうところも含めて使うことができないかどうか、そういうものも検討していかなければならぬかなというふうに思います。

これまでも、野球等についてもこちらのほうの球場を使つての練習もしておりますけれども、今回こういうコロナ禍の中でなかなか、福岡であったりそういうところからの受入れはできませんでしたから、やり方をいろいろ考えながらできることについてはそういう誘致もしていかなければならぬかなというふうに思います。

ただ、来期については打ち上げが2機ということでございますけれども、なかなか旅館宿泊業の皆さん方については、ここを積極的に、打ち上げと住み分けをしながらそういう受入れができるかという、そこもちょっと難しいところもありますので、できましたらそういうところでの受入れであったり、そういうことも整理をする必要があるかなというふうに思います。

しかしながら、こういう国庫の事業であったり、また地域食材のPRもやりましたし、いろんな方が本町の宿泊施設を利用されたり、島内の方も利用して、そういう意味においてはいろんなPRができたんだろうというふうに思いますので、併せてできる国庫補助事業等についても、導入できるものについては観光と合わせてやっていきたいというふうなことで、新年度予定をしておりますその国庫補助についても、県内では本町だけが申請をしてそれを取り入れるということになっておりますので、今後十分に検討していきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育費、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の11、災害復旧費、36ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の12、公債費、36ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 款の13、諸支出金、37ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入。款の6、地方消費税交付金から、款の20、町債まで、一括して質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表、繰越明許費、質疑ありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 所管課長にお尋ねしますが、強靱化対策でこの橋梁等に係る補

強事業は5年ぐらいですか。もう継続して取り組んでいる事業ですが、毎年、繰越明許費に掲載されてきておりますが、これは年度内執行完成ができずにということで、当然繰越明許費扱いになっているわけですが、現在の仕組みというか、システムがこうならざるを得ない背景があるのか、毎年この繰越明許費扱いでないと無理があるのか、その辺をお聞かせください。

2点目に、保健福祉ですが、これまでの議会臨時会で追加補正をして、ワクチン接種関連の三千数百万の事業費を組んだわけですが、当然ワクチンが届かないという、本町の責めに基づく繰越しではないと重々理解をしておりますが、現在、テレビなんかで、報道機関で伺っている範囲では、自国日本でのワクチン製造のニュースが伝わってきません。自国での開発等に関わる情報が執行当局に来ているのであれば、開示を願います、期待をしたいと思いますので。

○議長（広浜喜一郎君） 建設課長、向江武司君。

○建設課長（向江武司君） 繰越明許費の橋梁の補修事業の繰越しが毎年ある、その理由をとということですが、当然今まで繰越しをしてきた橋梁については、施工の際に工事用足場を河川内に設置する必要があるため、河川管理者との協議により、出水期、6月から10月を外した工程計画で発注となったことから、年度内に工事が見込まれないためであります。

今までも繰り越ししてきた工事というのは、ほとんどが河川内に設置される足場が出てくるところでございますが、当然繰り越ししていないところは足場が出ていない橋梁もございます。

以上でございます。

○議長（広浜喜一郎君） 小園議員、そのコロナのワクチンの関係は、この繰越明許費の中には入っていないんですが。

○8番（小園實重君） 今、諮っているのが、ごめんなさい。

○議長（広浜喜一郎君） その件は、また後でよろしいですか。

○8番（小園實重君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに繰越明許費で質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表、債務負担行為補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第4表、地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたり質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 議長は繰越明許費を諮っているときに、1点は、質疑のタイミ

ングを間違えました。すみません。改めて、お聞きになっていたと思うので、担当課長に御照会願います。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） まず、予算の関係ですけれども、補正を行っていただいて、組んでいただいた予算なんですけれども、当初国のほうは、補正予算に係る部分ということで、予算を組んで、繰越しを行って処理していいということでしたのでしてたんなんですけれども、国のほうが若干方針が変わってまいりまして、2年度内で実施できるものについては2年度で、3年度実施するものについては3年度の当初予算で計上してするよということでありましたので、今回必要な部分を残して減額補正して、新たに当初予算で計上をさせていただいたところであります。

それから、ワクチンの関係ですけれども、今、ワクチン接種の関係で予定されているのはファイザー社製のものが基本予定されているだけで、国内のものについては、まだ治験等、十分行われていないので、承認がされておりませんので、今のところは予定にないところあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○8番（小園實重君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） 全般にわたり、ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号令和2年度南種子町一般会計補正予算（第15号）は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第14号 令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第24、議案第14号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第14号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

それでは、1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,083万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,229万4,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、国民健康保険税につきましては、賦課更正によるもので、一般、退職、合わせて133万8,000円を増額するものでございます。

款の6、県支出金につきましては、普通交付金3,000万円の減額、特別交付金については、交付決定見込みによる補正でございます。

款の10、繰入金でございますが、職員給与費等繰入金は、事務費等に伴う減額でございます。

財政安定化支援事業繰入金は、交付決定額により89万6,000円減額するものでございます。

その他一般会計繰入金については、保健事業実施分及び補填目的の繰入金の減額となります。

款の12、諸収入の延滞金につきましては、収入見込みにより60万円を増額するものでございます。

次に、歳出3ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、総務管理費では旅費等の減額、徴税费では旅費や通信運搬費の減額、運営協議会費では、委員会が書面開催になったため、委員報酬等の減額による補正となります。

款の2、保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の減額及び傷病手当金の増額による補正となります。

款の6、保険事業費につきましては、職員及び会計年度任用職員の時間外手当・普通旅費等の実績見込みによる減額です。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号令和2年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第15号 令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第25、議案第15号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第15号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

1枚目をお願いします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ340万2,000円を追加し、予算の総額を7億3,655万3,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

事項別明細書で主なものについて、歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いします。

款の1、保険料は、当該者の死亡や転出による減額でございます。

次に、款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金については、介護給付費及び地域支援事業費の補正に基づき、それぞれの負担割合によって増額または減額するものでございます。

歳入の2ページ、款の10、繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費の補正等に基づき、それぞれの負担割合によって増額または減額するものでございます。

次に、歳出の3ページをお願いいたします。

款の1、総務費については、職員手当の減額に伴う補正です。

款の2、保険給付費につきましては、今年度のこれまでの実績により今後の所要額を算出し、それぞれ補正を行うものであり、居宅介護サービス給付費で150万円の増額、地域密着型介護サービス給付費で400万円の増額、施設介護サービス給付費で160万円の増額を行うものでございます。

款の5、地域支援事業費につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費の負担金の増額、旅費の減額、介護予防ケアマネジメント事業費の委託料の減額、一般介護予防費の報償費・旅費・需用費・委託料については、実績見込みにより減額するものであります。

包括的支援事業及び任意事業についても、目の1、総合相談事業費から、目の8、地域ケア会議推進事業費まで実績見込みによりそれぞれ減額するものです。

款の8、諸支出金につきましては、前年度の地域支援事業の国の補助金精算返納金253万1,000円減額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号令和2年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第16号 令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第26、議案第16号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第16号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ92万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ9,245万6,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものを歳入から御説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料の収納見込みにより71万6,000円を減額するものでございます。

款の4、繰入金でございますが、事務費等繰入金65万7,000円を増額するものでございます。

款の6、諸収入でございますが、補助金交付決定等の減額に伴い87万5,000円を減額するものでございます。

次に、歳出の2ページをお願いいたします。

款の1、総務費でございますが、時間外手当・旅費及び需用費の実績見込みにより4万6,000円を減額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金であります。被保険者保険料納付金71万6,000円を減額するものでございます。

款の3、保健事業費につきましては、健康診査費及び長寿健康増進事業費の実績見込みにより16万5,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号令和2年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第17号 令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第27、議案第17号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）を議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） 議案第17号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第

5号)について御説明申し上げます。

予算書1ページをお願いします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入を1,139万8,000円減額し2億8,834万円、支出を4,285万円減額し2億9,679万3,000円とするものがございます。

第3条は、資本的収入及び支出で、資本的収入を179万4,000円減額し2,234万3,000円、支出を492万2,000円減額し1億248万9,000円とするものがございます。

資本的収入額が資本的支出に対し不足する額8,014万6,000円は、当年度損益勘定留保資金8,014万6,000円で補填するものです。

2ページをお開きください。

第5条、議会の議決を経なければ流用できない経費につきましては、職員給与費、83万9,000円の減額補正でございます。

3ページから6ページについては、お目通しをお願いいたします。

次に、予算書7ページをお願いいたします。

予算事項別明細書について御説明をいたします。

まず、収益的収入について、款の1、水道事業収益、営業外収益の長期前受金戻入れ2,125万1,000円の減額が主なものがございます。

次に、8ページをお願いします。

収益的支出については、款の2、水道事業費用を4,285万円減額補正するもので、主なものとしましては有形固定資産減価償却費5,631万8,000円の減額、固定資産除却に伴う資産減耗費779万の増額や長谷地区高架水槽解体に伴う特別損失530万9,000円の増額でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

款の3、資本的収入については、建設改良企業債90万円の減額が主なものとなっております。他会計負担金89万4,000円の減額については、款の1、水道事業収益へ科目更正を行うものがございます。

款の4、資本的支出、建設改良費につきましても、款の2、水道事業費用へ科目更正を行うため492万2,000円の減額補正となっております。

以上で説明を終わります。御審議方をよろしくお願いいたします。

○議長(広浜喜一郎君) これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。8番、小園實重君。

○8番(小園實重君) 水道課長、念のため教えてください。

歳出の財産減耗費、具体的にはどういう機具が、どういう財産が、どういう経年を経て使用不能になるものの物件ですかね。処分の仕方はどうするのかも含めて、

説明願います。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えをいたします。

明確な答弁にはならないかと思いますが、お許しをいただきたいんですが、いろんな建物、発電機、ポンプ、たくさん資産があるわけですけども、その一つ一つがこの減価償却に該当する年数とか、多岐にわたっております。機会があれば、お示しをと思います。明確な返答ができませんので、御勘弁をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 質疑の後段の述べた点については、説明ができる範囲、お答え願いたいと思います。何を聞かれたか判断がつかなかったということであれば、もう一回述べますが、それぞれ資産としての地金でも構わないわけだけど、要は貨幣価値があるとするものについて、どういう最終処分をされるのか等々述べてください。

○議長（広浜喜一郎君） 水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） お答えします。

例年、毎年資産台帳を整備して、こういうふうに通商企業会計の会計制度になっていますので、そこについてはしっかりと台帳を持っていますので、今後も把握してやっていきます。そういうことで思っております。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号令和2年度南種子町水道事業会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月18日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時17分

令和3年第1回南種子町議会定例会

第 2 日

令和3年3月18日

令和3年第1回南種子町議会定例会会議録
令和3年3月18日（木曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

○日程第1 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん

教育委員会管理課長兼
給食センター所長
農業委員会
農事務局長

小 西 嘉 秋 君

山 田 直 樹 君

教育委員会
社会教育課長

松 山 砂 夫 君

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 一般質問

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、一般質問を行います。
順番に質問を許します。
初めに、濱田一徳君。

[濱田一徳君登壇]

- 1番（濱田一徳君） 皆さん、おはようございます。昨年来から全世界がコロナ禍の中で、最近では新型の変異種まで、まだ増加傾向にあるということで、非常に大変な1年であったと思います。幸いなことに、4月にワクチン接種が始まるということで、ある程度の希望は見えてきたのかなと思います。もうしばらく、みんなで頑張りたいと思います。

私の一般質問に入る前に、町の活性化ということで、皆さんに一つだけ紹介させていただきます。

私、先週の土曜日に河内のヤマガメの化石が出たという、化石層に行ってみました。初めて上まで上がったんですけども、あそこから河内の山々を眺めたら、ヤマザクラが満開なんです。非常にあそこはヤマザクラが多いです。最高やったです、花見には。

そのような中で、一つだけちょっと残念だなと思ったのが、あの周りの草を払って、あそこにフリーズアとか菜の花なんかを花壇みたいにして植えたら、これはいい観光スポットになるんじゃないかなと、そう思った次第です。

それでは、私の質問に入らせていただきます。

郷土史教育を通じての郷土愛醸成についてということで、教育長に質問をしたいと思います。

1点目の小中学校の郷土史などの教育の現状はどのようになっているのかということで質問したいと思います。

町の活性化を論じるときに、人口減少に歯止めをかけることが一つの重要な要素でもあります。

そのためにも将来を担う子供たちが一旦は島外に出たとしても、ここを離れるときに、よし、いつかはまた島に帰ってこようというような、そういう気持ちにさせ

るような魅力ある郷土でなければならないと考えます。

私は、4年前にこの島に帰郷しました。親の介護が目的だったんですけども、帰郷するに当たって、地元についての知識というと、ロケット基地、鉄砲、この2つしかありませんでした。はっきり言って、ああ、帰りたくないなど、慣れた鹿児島で生活したいなと思ったのが、これが本当の気持ちです。

恥ずかしい話ですけども、私の集落は西之の本村というところですよ。ここは鉄砲伝来で有名な役目を果たした西村織部之丞の屋敷跡、あるいは遠矢碑、あるいは千人隈、また砂糖づくりの技術を広めたという前窪氏の墓、その他、四方祭なんかでもある、いろんな文化的価値のあるものがあるんですけども、はっきり言って、ここに帰ってくるまで全く知りませんでした。あそこは私の遊び場です、小さいときの。だけど、全然そういうのが頭になかったんです。

学校で習ったかもしれませんが。ぼおっと授業受けとったんでしょう。ただ私の記憶にあるのは、学校で、小学校の高学年か中学校で、図書室で鉄砲伝来のことについて調べて、グループで調べて、それを先生に提出したという、かすかな記憶が残っているだけです。

今は公民館活動などを通じて、地元に興味を湧いたというか、非常にこれは貴重な文化財がいっぱいあるなというのを勉強したところがございます。

そこで、将来を担う子供たちに、この南種子町の歴史をはじめ、素晴らしい文化遺産などについて、しっかりと教えて、故郷に誇りを持たせ、どこに行っても、私のふるさとはこういう素晴らしいところですよと、胸を張って自己紹介ができるように育ててほしいなと考えたところがございます。

そこで、学校では子供たちにこの郷土史、あるいは文化遺産、こういうのについて、どのような教育がなされているのか、教育長にお尋ねいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

[菊永俊郎教育長登壇]

○教育長（菊永俊郎君） それでは、濱田一徳議員の御質問にお答えいたします。

郷土教育の重要性は、以前から叫ばれてきており、戦後60年ぶりに改正された、平成18年の教育基本法では、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心や態度の育成が明記され、これらを受けて、議員御指摘のとおり、さらに積極的にその後、進められてきました。

御質問の学校における郷土史等の教育の現状でございますが、小学校1、2年生では、生活科の授業を中心として、身近にある町、建物、公園、神社、お寺、史跡などを探検する学習がどの学校でも入っております。

3年生以上では、南種子町の産業、歴史、史跡などが満載された副読本、わたし

たちの南種子町、これは教育委員会と先生たちで合同でつくるわけですが、その冊子を活用して、社会科の授業が行われております。

総合的な学習の時間では、郷土の歴史や文化遺産等の学習を行っているところでございます。例えば大川小学校では下立石集落において、種子島で初めて塩づくりを行った歴史を踏まえ、総合的な学習の時間を利用して、塩づくりの歴史学習と体験を行っています。

中学校になると、自分で選んだ郷土素材をテーマにした総合学習や、町教委発行の郷土の読み物資料を使った道徳授業なども行われているところでございます。

今年度はコロナ禍の中でできなかった学校もございますけれども、地域の皆さんの協力を得て、各集落の郷土芸能を運動会等で披露する取組も行っているところでございます。

また、社会教育課では、学校へ学芸員等を派遣しての出前講座や、小学生を対象に、ジュニア学芸員を募集し、種子島の歴史、自然などについて学ぶ取組を行っているところでございます。

今後も学校、地域が連携し、児童生徒が地域への誇りや愛着を持つことができる郷土教育の推進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 初めての一番バッターの指名で、ちょっと教育長が緊張されているようですが、次の質問に入ります。

子供たちは将来、島を離れて社会に出た場合に、仕事の面、あるいは私生活面で本当に苦しいときというのがあると思います。こういうときに、自分にはあのすばらしい南種子町があるんだと、ああいうふるさとのあるんだと、こういうのを思い出して、そして、よし、もう一度頑張ってみよう、それで駄目だったら、いつでも俺は帰れるんだと。だけど、あのすばらしい南種子町に帰るにも、何か一花咲かせて、もう一回頑張ろうと、そういう気持ちを持つような教育をしてもらいたいと思います。

次の質問は、まず、子供たちにこの郷土のことを教えるには、教える先生たちが郷土について、この南種子町について愛着を持って、そしてしっかりと学んで、その上で子供たちに教えるというのが大事かなと考えているところで。

そこで、教える側の先生たち、これどのような資料を活用し、あるいはどのような勉強をして、子供たちに教育しているのか、聞かせてほしいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 教育長、菊永俊郎君。

○教育長（菊永俊郎君） それでは、濱田議員の御質問にお答えします。

私も教員が研修を行うことが、まず大前提であるということを考えております。

そこで、先生方の研修や資料についてでございますが、町の社会科部会では、町の学芸員の方々を講師に招いたりして、地域の歴史や文化を学ぶフィールドワークを夏休み、春休みに実施しているところであります。

それらの研修成果を持ち寄り、本年度は3、4年生が、先ほど申しました社会科副読本、わたしたちの南種子町を改訂したところでございます。

また、管理職や教職員の職種ごとにも、広田遺跡ミュージアムや赤米館など、町の文化施設でも実地研修を行い、児童生徒への指導力向上に努めているところでございます。

議員御指摘のとおり、南種子町の生まれ育った自然や歴史に思いを寄せ、先人の努力、工夫した営みに誇りを感じて、ふるさとの心を大切にしたい、たくましく生きていく児童生徒の育成に努めてまいることが肝要だと考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 子供たちは日本をしょって立つ貴重な存在でございます。しっかりと学校教育をお願いしたいと思います。

一つ参考ですけれども、私もこの南種子町に帰ってきて、南種子町の地名研究会というのがございまして、それに入れてもらいました。ここでいろんな地域の勉強をするんですけども、先週は、先ほどちょっと話しましたように、先週の土曜日、河内のヤマガメが出たという化石、あそこにも行って見たんですけども、また島間の火合峰ですか、のろしを上げたという、ああいうところも行って見たんですけども、本当すばらしい、あそこは眺めやったです。ちょっと話はそれですけども、島間港が上から見下ろせて、屋久島も一望できる、すばらしい場所でした。

私も、昔は転勤族で、地域を10か所ぐらい回ったんですけども、管内の実態を知るといことで、まず赴任したら、管内のいろんなところを見て回りました。また、先生方もせっかく種子島に、南種子町に赴任したのであれば、南種子町の観光地だけではなくて、そういう文化財的なそういうのも回ってもらえたらいいんじゃないかなと思います。

また、この地名研究会は月1回、第2土曜日に勉強会をしているんですけども、もし先生方でも興味のある方がいらっしゃったら、ぜひ紹介していただいて、一度は地名研究会の勉強も、見たら参考になるんじゃないかなと思いますので、紹介しておきたいと思います。

次の2番目の質問に入ります。重点取組の成果及び来年度の取組についてということで、町長にお伺いします。

去年の第1回定例会、3月の定例会、これで令和2年度の重点取組について、住民生活に直結するものへの財源投入が必要とのことで、重点取組の事業などを上げ

られ、その成果はどうであったかということをお聞きしたいんですけども、私、町長の施政方針で出る内容というのは、これ各分野で頑張っている方たちがいらっしゃるわけですので、当然、全分野に町長としては目を向けて、そして重点的に取り組んでいかれることだろうと思うんです。

その上で、あえて去年の3月の定例会で、どうしても町長、来年度中に、今年度です、町長がやりたいこと、何らかのめどをつけなければならないことは何ですかということをお聞きしたんですけども、これについて町長が先ほど言われたようなことを述べられております。

そして、新規事業として4事業を上げられ、予算化であるとか道路維持補修など住民の長い間の要望、こういうのに重点的に取り組みますということをおっしゃっておられましたけども、町長は今年度、いろいろな施策をやってこられたと思います。

しかし、コロナの関係で思うような活動もできなかったと思うんですけども、町長が今年度やってきた、こういうのをやりましたよと住民にアピールできること、あるいは残念ながら、これについてはちょっと残念でしたがよというのがあれば、それをお聞かせください。これ決してできなかったからといって、町長を責めるわけじゃありませんので、よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

令和2年度は町民の皆様をはじめ、各種団体からの要望や解決をしなければならない課題が多岐にわたる中、優先順位が高いものについて予算編成をし、事業執行してまいりましたが、併せて、病院組合になりますけれども、医師確保対策も重点事項として取り組んできたところでございます。

少し重点的なことを執行してきたものについて御説明をさせていただきますけれども、防災行政無線デジタル整備事業につきましては、未整備でありました上中地区が3月末に完了見込みであり、来年度より完全デジタル化に移行することとなりました。

また、避難所案内看板につきましても、町内21か所の避難施設に設置をいたしましたので、災害時の避難所の把握や情報発信の充実に、今後努めてまいりたいと思います。

それから、種子島南部観光周遊ルート整備事業につきましては、門倉岬の防護柵及び鉄砲伝来記念碑等の移転や排水対策に係る地質調査並びに設計が完了したところでございまして、令和4年度の完成に向け整備を図っております。

また、まちづくり公社につきましては、会計年度任用職員制度に合わせて設立を

したものでございまして、行政事務支援や地域振興のために、これまで直営でやっていた業務を基本に業務の委託をはじめ、台風災害等による災害復旧や公共施設の環境整備に当たっており、さらなる住民サービス向上が図られていくものと考えております。

それから、移住定住対策につきましては、行政報告でも申し上げましたが、空き家改修補助制度の活用効果等もございまして、令和に入ってから32世帯84人の移住定住が急速に伸びてきてございます。

家族留学をスタートいたしました平成29年度からの累計で申しますと、家族留学の定住者が10世帯35人を含めまして、40世帯102人の定住が図られているということでございます。

また、道路維持補修関係につきましては、松原阿竹線道路改良事業の完了、及び長年懸案となっておりました平野下西目港線など、ほか7路線について歩道整備や排水路補修等による交通安全対策を図りました。

漁港関係につきましては、砂坂・下西目漁港の2港について、経年劣化の一部崩壊への対応として、防波堤、護岸補修工事を完了をいたしました。

それから、集落内における道路ふれあい愛護活動、除草作業活動についてでございますけれども、これについては助成対象を農道まで拡大をし、単価の見直しを行った結果、取組団体も増えまして、各集落の財源確保にもつながり、環境美化が図られてきているところでございます。

農政関係につきましては、さとうきび農家の単収向上を図るため、地力回復対策として、堆肥投入助成及び新品種はるのおうぎの早期普及対策として、種苗導入助成に取り組んでまいりました。堆肥投入の成果としては、単収15%増となっておりますが、引き続き継続をした取組を図る計画であります。

農道・農業用施設につきましては、これまで10年ほどの長い間、先延ばしとなっておりました要望箇所でございますけれども、農道本村2号線改良舗装工事を起債事業として完了し、小田地区ため池の補修による農業基盤整備にも取り組んでまいりました。

そのほか、老朽化していた農業者トレーニングセンターの玄関の補修、保育園にミストシャワーを設置し、保育園児の熱中症予防対策を図ってきたところでございます。給食費の補助や医療費助成等のソフト面についても継続し、事業実施を図ってきております。

なお、新規事業で予算ベースでも最も大きいもので、県地域振興事業を活用したH3ロケット実機展示事業につきましては、宇宙観光コラボレーション事業等と併せて計画をしておりましたが、詳細は今議会初日に御答弁を申し上げましたとおり、

鹿児島県のほうがいずれも新型コロナウイルス関連予算に振り替えるということになりましたために、新しい知事にも直接面談をし、要請はいたしました。が、本事業についてはやむなく断念をしたところであります。

また、令和2年度はコロナ禍の厳しい中であり、各種イベント等も中止・縮小を余儀なくされ、大変残念でございましたけれども、国の地方創生臨時交付金を活用し、宇宙のまちクーポン券支給事業、地域食材PR事業等をはじめとした、5回にわたる各種支援策を組み立て、観光・商工業をはじめ、本町においては町民の皆様には直結した経済対策を図ってまいったところでございます。

以上が2年度の主なものでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 昨年度、コロナの中でいろいろと頑張っていたということ、非常にありがたく思っております。また引き続き、町政のために頑張っていたと思います。

2番目の質問で、これは全く一緒の質問です。来年度、真に成し遂げたい施策は何かということで質問いたします。

これは去年の3月も同じ質問をしました。恐らく私が議員でいる以上、3月のこの一般質問では、必ずこの質問を出したいと思っております。

というのはなぜか。それは、私は仕事においても、私生活においても、今まで自分の生き方として、必ず目標を持ってやってきました。やはり目標を持って、それに向かって進むということは、これは重要なことじゃないかなと。今まで自分が一緒に仕事をした同僚、あるいは自分の部下となった人たちにも、目標を持ってと言いつづけてきたんですけども、町長には町長でなければできないようなこと、これも多数あると思います。

施政方針で、町長があれをやります、これをやりますと述べておられますけども、これはあくまでも各課長さん方がしっかりと仕事をしていただいて、それをしっかりと見ていくのが副町長であって、最後の決を採るのが町長だと思います。

全責任は町長が取るというのが筋でしょうけども、そういう私の中で、考えの中で町長に来年、真に取り組みたいこととして、難しいことは要りません。例えば今年度、H3ロケットがうまくいかなかったと。だけど、ロケットは南種子にあってこそロケットなんだと。だから、今年もう一度、このロケットを誘致活動をやってみるか。予算を確保してみるかと。

あるいは、去年は企業誘致に動いたけども、うまくいかなかったと。去年10社回ったから、今年20社回ると。そういう目標立てて回りたいとか、何も施政方針に出たやつ、あるいは町のかねての行政、これにとられる必要はございません。町

長が、よし、俺でなければできないこと、これを何かやってみたいなというのがあれば、ひとつそれを聞かせてほしいと思います。よろしくお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

まさに議員が今言われたようなことで、私はこれまでも職員の意見を取り入れられるような環境づくり、そしてまた未来会議、そして町民の皆さんからのいろんな御提案、御意見があれば、それを組んで事業が実施、前に進められるような方向というのは、非常に重要だというふうに認識をしております。

その中で令和3年度の重点施策については、またここでしばらく主なものについて説明させていただきたいと思います。施政方針でも概略説明をし、予算委員会においても各課から説明があったものと思いますが、主なものについて御説明申し上げたいと思います。

新規事業については、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業、そしてまた公営住宅建設事業、サテライトオフィス企業進出支援及び整備事業、太陽熱利用システム設備事業、公衆無線LAN環境整備、そして通学路対策事業で、上中西之線及び本町共栄線ののり面対策事業、中山間地域総合整備事業など、予算化をしたところでございます。

重点的な施策の主なものについて、幾つか申し述べさせていただきますが、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業については、医療機関と連携を図り、報道等でもいろいろ言われておりますけども、今後、なかなか流動的なものもありますので、スムーズな接種ができるよう、情報把握をしながらやっていきたいというふうに思っております。

また、公営住宅建設事業につきましては、築50年以上経過した住宅が対象となります、国の3次補正予算であります、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業というものが予算を組まれ、発表されましたので、これを活用して、まずは大川団地の建て替えを計画をしております。

消防関係につきましては、西之分団配置の消防積載車及び中央分団配置の小型ポンプを更新し、消防力の充実に努めてまいります。

移住定住対策につきましては、地方への新しい人の流れを創出をするため、地方創生テレワーク交付金を活用いたしましたサテライトオフィスの整備を図るとともに、空き家改修補助制度及び株式会社川商ハウスとの空き家等の利活用協定による活用を図ってまいりたいと思います。

太陽熱利用システム設備事業については、河内温泉センターに太陽熱を利用した給湯システムの導入を図り、経費節減を図るとともに、利用促進に努めてまいりま

す。

それから、情報基盤整備については、町内の避難所、観光施設等に無料公衆無線LAN、Wi-Fi環境整備を行い、災害対応時の強化、また観光客の受入体制強化を図ってまいりたいと思います。

道路整備については、新規事業として轆ノ牧線道路改良事業、交通安全対策事業として、ゾーン30区域内の生活道路対策エリア中之上地区、通学路対策事業で上中西之線及び本町共栄線ののり面対策に着手をいたします。

漁港関係等については、下立石海岸のかさ上げや竹崎漁港の物揚げ場補修等を実施することといたしております。

農政関係については、さとうきびの低反収の課題解決に向け、新品種はるのおうぎの優良種苗供給確保はもとより、購入費助成を拡充し、利用促進に努めてまいります。

また、サツマイモの基腐病の原因究明対策が急務でありますから、引き続き熊毛地区サツマイモ基腐病プロジェクトチームと関係機関と連携をした情報収集を図りながら対応してまいります。

農業農村整備については、今年度から新たに中山間地域総合整備事業煌耀南種子地区として、農業用排水施設、農道、区画整理、農地災害の生産基盤整備に取り組んでまいります。

このほか、離島活性化交付金を活用した地域資源活用交流イベントとして、プラネタリウムによる交流人口拡大を図る計画であり、またふるさと納税については、新たな戦略として、民間ポータルサイトに出店をするなど、これを強力に推進をしてまいりたいと思います。

あわせて、国の3次補正予算の観光産業緊急支援事業を令和3年度に繰り越して活用することといたしておりますので、これについては県内では本町のみ申請・採択となっております。地元食材のPRを兼ねて、本町の地産地消の推進と観光宿泊事業の活性化を図ってまいります。

課題が多岐にわたっている中でありますけれども、優先順位が高いと判断したものについて、予算編成を行ってきているところでございます。

先ほど議員からも御指摘がありましたけれども、H3の関係については、私どもも引き続き、その可能性が何とかならないものかどうかということで、県のほうにも確認はいたしておりますが、これまでの地域振興事業の特別枠についても、これが枠全体が縮小される旨の情報も得ております。

そういった中で非常に厳しい情報を得ている中で、森山国対委員長のところにお邪魔させていただいたときにも、若干事務所のほうとそういう話もさせていただい

ております。そして、知事と面談もいたしましたので、その結果を踏まえ、現時点では非常に厳しいものと判断をいたしております。しばらく時間を置いたらどうかなというアドバイスも頂いておりますので、ここは現時点では県の支援がないような状況の中で、私どもの本町だけの財政においては対応が非常に厳しいということでございますので、今後の検討課題として御理解を頂きたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） コロナの中でいろいろと大変だろうと思っております。恐らく今年、来年度、これもコロナの収束というのは収まらずに、経済活動に対する取組というのでも停滞が続くんじゃないかと思っております。そうしました場合に、あと数年後には、また税収の面でも相当厳しいものが来るんじゃないかなと予想されますので、しっかりと自分たちの足元を固めて、町当局、行政にはしっかりとした対応をお願いしたいと思っております。

それでは、3番目の質問に入ります。前之浜に関する要望書への対応についてということで質問をいたします。

1点目は、行政としてどのように対応するのかということについてですけども、崎原沖合での砂の採取に関し前之浜が荒廃したと。自然環境が破壊されていると。このことを住民の多くが危惧しているんですよということで、行政から鹿児島県へ住民の思いを伝えてほしいと、昨年3月のこの定例会で私が町長に申入れをいたしました。

しかしながら、残念ながら、昨年の4月から、また再度、砂の採取が始まったということで、9月の議会で町長に厳しく迫った経緯もありますけども、この中で町長から住民の要望書なり、こういうのも県に上げるのもいいんじゃないかというようなアドバイスも頂いたことから、住民の間で署名運動をしましょうということになって、911名の署名が集まりました。

うち町民の方の署名というのが803名で、あとはサーファーの方だとか、県外から来たサーファーの方だとか、中種子町、西之表市、ここに在住の方たちが署名をしてくださったんですけども、これは西之地区と下中地区をほとんど中心に回った結果です。全体的に上中とか、そういうところの方も、署名してくださった方もいますけども、ほとんどは西之地区と下中地区を中心に回った結果であります。

この要望書を県のほうに出しました。そして、町のほうにも、住民の思いを町からもしっかりと伝えてほしいということで要望書を出しました。

また、町議会のほうには請願という形で、私が紹介議員ということで、県のほうにもしっかりとこのことを伝えてほしいということで要望書を出しまして、請願を出しまして、議会のほうは特別委員会をつくって、今対応しております。

そういうことで町として今後、あの要望書に対して、どのように対応されるのか、お聞かせください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 濱田議員の御質問にお答えをいたします。

私は、昨年3月及び9月の定例会の一般質問の中でも御答弁させていただいておりますが、平成28年の西之地区公民館での海砂の採取計画説明会での要望等も踏まえ、町長に就任してからの最初の熊毛地区海砂採取の会議の中において、海底の追跡調査など、そういったものもしっかりやって、その結果と情報を公表するように意見を申し上げてきたところであります。

そういった中で、昨年12月16日に前之浜の自然環境を守る会より、前之浜沖合での海砂採取に関する要望書があったところでごさいます、要望書を受け、採取業者や漁協及び鹿児島県へこのことをおつなぎをし、意見を申し上げたところであります。

県に対しましては、現在委託されております海底調査結果の地元への公表や説明会等もしっかりやっていただくようお願いをしております。

また、平成28年度より毎年実施をされております鹿鳴川河口閉塞の砂を養浜運搬として、サンドリサイクルの継続を強く要望をしているところでございます。

また、特別委員会の請願審査報告も踏まえて、前之浜の自然環境を守る会に対しましては、県のほうから報告があろうかと考えております。

そういった中で、いろんな民間の調査やら、また日本の日本陸水学会であったり、この類いの調査をしているところの、いろんな科学的な根拠が記されておりますけれども、私としては鹿児島県に対して、こういうしっかりした科学的調査、根拠に基づいたものを私どもにも示してほしいということで、今後はそこら辺もしっかり伝えていきたいというふうに思います。

それと併せて、県に対しては、今後地元地区に対して丁寧に調査結果の説明会等をお願いをしております。

これまで私としては、県においても骨材の採取については、自然環境へ大きな影響を及ぼすことから十分な配慮が必要であり、特に海砂の採取は、採取量の減量化に向けた、これまでの経緯、影響調査や長期的な見通しなどを踏まえた採取量とする必要があるという提言も踏まえながらやっております。採取許可を行っているものと認識をしておりますけれども、本町としても公共事業や民間建設工事で使用する骨材の安定的な調達、公共事業等の円滑な推進のためには極めて重要であることも理解をした上で、これまで意見を申し上げさせていただいたところであります。

したがって、県に対しては全県的に、そして県民に対して、それぞれの地区

の皆さんが御理解頂けるような調査結果、そして丁寧な説明をお願いをしたいと、そのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 町長もつらい立場であろうとは思いますが、地元民にしっかりと説明責任を果たしていただきたいというふうに思います。今町長が答弁されたことは、また町の広報紙なり、そういうので地元民にも追ってしたら、また地元民の理解もある程度は得られるんじゃないかなと考えます。

次の質問に入ります。2番目の前之浜の浸食が著しい箇所、これが私が見たところ、3か所ぐらい、大分崩れたところがあります。それと石が3メートルぐらいの高さに積み上げられて、浜に下りれない状態、こういうところもございます。

これについて、今後の対策を何か検討していますかということで質問なんですけども、当然、町当局に対して、私がこの問題を出したのが昨年3月と9月、一般質問でこの問題を出したことでありまして、まだ県とも十分話はされていないかなと思うんですけども、これは鹿児島県の実施要綱がありまして、これの16条の4項に、地域振興局長などの長は海砂採取が海岸などの管理等に影響があると認める場合は、速やかに海砂採取を中止させるものとするというような、そういう要綱があって、責任を明確にしているんです。鹿児島県に責任があると。

そして、砂浜についても、町の管轄じゃないというのも分かっております。これは十分私も分かっていて、そしてこれは町に要望するんじゃなくて、県に要望すべき事項だというふうにも思っておるんですけども、ただ実際に影響を受けているのは町民です。地元住民です。

ですから、町としても県に対して、あそこがこうなっているけども、このまま放っておくのかと、何か手だてをするのかという協議を申入れをしてもらって、そして協議をするとか、自然現象だから自然のままに任せるとかいう、そういう結論を出すべきじゃないかなと思うんです。

中には、砂の採取は4キロ沖合でやっていると。だから、前之浜には影響はないんだと。計算しても、そういう計算にはなりませんよと言われる方もいるかもしれませんが。しかし、この計算方式というのは人間がつくった方程式です。人間がつくった方程式に数字を当てはめて、影響はありませんと言ったところで、現実に影響が出ているんです。

皆さん方も前之浜に行っていないかな。行かれた方もいると思うんですけども、私は、最近毎朝、朝5時に起きて行っております。こういう状態が続いていきますと、それこそ将来にわたって大変なことになるんじゃないかなと危惧しているところです。

そこで、質問に戻りますけども、何らかの対策を県と協議した事実があるのか。あるいはこれから協議をせにゃいかなと考えているのか。あるいは県のことだから、町は必要ないと考えているのか。この3つのイエス、ノー、中間と、この3つで答えてもらえば結構です。お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほども申し上げましたが、私は平成28年度から毎年実施をされている鹿鳴川河口閉塞の砂を養浜運搬として、サンドリサイクルの継続については、先般、県のほうも参りましたので、そういうことは継続してしっかりやっていただきたいということでお願いをしています。

これについては以前、企画のほうで影響調査をやられた、宇多先生のこれにも載っておりますけれども、今後の海岸を元に戻すって非常に難しいということも書かれております。そういった中で浸食が現況より進むことを防止するためには、今やっておるサンドリサイクルを継続的に行うことが望ましいというのは、宇多先生のほうも言われております。

先ほどから学者はいろいろ言われます。そしてまた科学的調査をしても、これはあくまでもそれが完全だということと言えないんだろうというふうに私も思います。

しかしながら、しっかりとした調査をして、住民の皆さんにもそこも説明をしていただいて、これは温暖化、いろんなことが重なっての影響は私もあるんだろうというふうに思います。

民間が調査をした中においては、また宇多先生のほうも何か言われたようでございますけれども、砂の漂砂の移動する水深の限界点というのは、大体20メートルだというふうなことは言われておって、そこは県もそういうことを根拠にいろいろ答弁されているんだろうというふうに思います。

今採って、砂を採っているところが4キロほど離れておるところで、水深が40メートル以上だというようなことだろうというふうに思うんですけれども、しかしながら、これが完全なものではないということでありましょうから、何らかの影響があるかもしれないということで、県としてはこういうサンドリサイクルも継続をしているんだというふうに思います。

そういったことも踏まえながら、この砂の調査も砂浜の鹿鳴川の左岸とか、それから右岸、前之浜、崎原前之浜、5か所ほど民間が調査をした結果もありますけれども、沖の砂と砂浜の砂については粒子も全然違いまして、また流れる浜に帰ってくる、この砂というのは、骨材には適さない砂だということもはっきりしておりますので、ですが、沖で取ったために、そういう影響があるのかもしれないし、そういったことを住民の皆さんも心配をしておられますから、そこについては県として、

ほかのところでもいろんな問題が出てきたときに、しっかりと説明できるような、そういうものについては私ども、今後も要望はしていきたいというふうに思います。

何度も申し上げますけれども、サンドリサイクルについては、今年度も多くの予算を県が組んでいただいているというふうに伺っていますので、これは継続をして、しっかりとやって、そしてまた岩が積み上がっているのも、私どもも分かっておりますけれども、これを自然のそういう影響あるものを、私どもも簡単に我々の手でいろいろやっていいものかどうか、これはまたいろんな方にも、また県にも申し上げながら、どういう対策が一番いいのか。そういうことは併せて話はしていきたいと、そのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 濱田一徳君。

○1番（濱田一徳君） 丁寧な答弁、ありがとうございます。一番住民の方が言われているのが、説明が足りないと、説明責任が果たされていないというのが今回の、9月の一般質問で私も興奮して町長にやかましく言いましたけれども、住民に対する丁寧な説明、これがなされてないから、こういう結果に、こういう結果と言ったらあれですけども、なるんじゃないかなと。

砂は日本の経済、日本の国をつくっていく上で非常に重要な骨材です。どこも今、砂の関係で問題が起きています。だけど、そこは住民にしっかりと伝わるように説明をして、なぜ前之浜なのか、なぜ西之表市、中種子町では駄目なのか。そこら辺をしっかりと町長のほうから県のほうにも要望して、伝えてもらいたいと思います。

はっきり言いまして、町長は絶大な力を持っています。本当ですよ。町長の一言で、町長が、いや絶対取らせんと言え、県もちゅうちょするんです。だけど、町長の立場として、それは言えないと思うんです。地元の経済考えた場合に。だから、そこら辺なんかをうまく住民に説明をして、住民の理解を得るようにしていただけたらなと希望しております。

この砂の問題は、町の問題というよりも、本当県の問題です。けども、住民が頼るのは町の行政です。そういうのを酌んでいただいて、しっかりとお願いしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、濱田一徳君の質問を終わります。

ここで、11時0分まで休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、福島照男君。

[福島照男君登壇]

○2番（福島照男君） それでは、早速、質問に入らせていただきます。

まず、第1番目に、消防団の出動体制及び処遇についてということでお尋ねをいたします。

まず、各分団への緊急出動要請の仕組みについてですが、先月、長谷地区において深夜の人家火災が発生をいたしました。その際、地元分団には出動要請が発せられずに多くの団員が出動しなかったというふう聞いております。火災は初期消火が一番であるというふうにするわけですが、出動体制に問題はなかったのか。また、緊急出動要請の仕組みについて、どういうふうな仕組みになっているのかということについて説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

消防団への緊急出動要請につきましては、火災発生の一報を受けた南種子分遣所よりサイレンの警鐘、防災行政無線により、消防職員、団長、担当副団長及び発生地区分団へ出動要請の緊急放送がされることとなっております。また、建物火災の場合は中央分団へも出動要請をかけることとなっております。

詳細については、担当課長より説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 先般の長谷地区の火災による出動要請については、南種子分遣所の防災行政無線により、消防職員、団長、担当副団長及び長谷分団並びに中央分団への出動要請の緊急放送がされたところでございます。

長谷分団においては、分遣所からの出動要請を受け、消防詰所に集合し、火災現場へ出動して分遣所職員の第1出動隊からの火災状況、活動指示を受け、周辺建物への延焼を防ぐ放水活動等の後方支援の活動を行ったところでございます。

なお、今回の火災での長谷分団によるサイレンの警鐘については、出動団員の確認ができたことと火災発生時刻が夜中であったことによる地元住民への不安を考慮し、分団長の判断でサイレンの警鐘をしなかったと調査しております。

私も緊急要請放送の受信をいたしましたので出動いたしましたけれども、長谷分団を含め、分遣所、中央分団と連携して消火活動に迅速に御尽力いただいたところでございます。

消防団の活動体制及び出動要請については、消防幹部会等において引き続き確認、

調整、協議を続けまして、人命第一を掲げて地域の消防防災体制の充実強化に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 初期消火に大きな問題が今回なければよかったかと思いますが、深夜のこともありますし、そういう事態になったかなというように思いますが、極力、初期消火、それから後の整理等も含めて緊密な各分団との連絡体制の構築をしてほしいなというふうに求めます。

そこで、防災無線による各団員への周知がなされるということなんですが、これは各団員に周知している防災無線、定期的な各団員からの着信の確認ということはされているんですか。答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 先日の火災の終了した後も各テストということで、今回、デジタル化のこともありましたので、分遣所の設備によるものと、また、私どもの設備によるテストをしたということになっております。

それとまた、3月のまたこの後ですが、一度出動をもう1回訓練がございますので、その中で中央分団については、再度、その確認をしたいということで分団長と先日協議を終えたところがございますので、時間もあまして、今回については出動が分団においては16名、分遣所においては13名の消火活動が行われたということでもあります。

補足で説明しますと、こちらの出動時刻が11時5分に出動要請を受けて9分に現場到着をしております。放水開始を11時11分にして、ある程度火を消したのが19分に鎮圧という形でしております。最終的には、おきであったりとかそういうものを含めると35分には全て鎮火ということで作業活動は終わっているところでございます。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。次、2番目に行きます。現行の消防報酬及び出動手当の金額の根拠について説明を求めます。あわせて、現状の欠員の状況、その欠員に対する充足の見通しについて併せてお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

消防団員の処遇改善につきましては、国のほうからも消防団の活動実態に見合う適切な報酬や出動手当の支給をするよう通知も来ているところでございます。

現行の報酬、出動手当につきましては、熊毛管内及び県内の状況も踏まえて、熊

毛管内統一をした支給額としているところでございます。

詳細については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 報酬及び出動手当額の根拠についてでございますが、本町は南種子町消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例第13条に報酬を別表1に定め、費用弁償を第14条に定めております。

また、消防団員の欠員につきましては、2月末現在で定数153名に対し、現員143名で、10名の欠員が生じております。3月17日時点では144名になっておりまして、9名不足ということで現在しております。

消防団員の確保につきましては、女性消防団員の育成の取組を進めており、現在5名での活動でありまして、引き続き、女性消防団員の募集も行っているところでございます。あわせて、各分団においても、地元分団への募集を行っているというところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 我々の日常生活の平穏は、消防団の方々の大きな負担の下に成り立っている現状がございます。町長も新年の挨拶ではそういう旨での挨拶を団員の前でされるわけですが、幹部の方々の中からも、どうも処遇改善を進めないで団員の確保、若手の確保及び人材教育、人材育成、非常に厳しいんですという声が届いております。恐らく執行部のほうにも届いているかと思うんですが、万全の体制を備えるということは、これ、行政の責任でもありますから、処遇改善を何とかして、処遇改善が全てできるとは思いませんけれども、処遇改善をしながら体制を強化するということが非常に大事な事かなというように思います。

また、新聞報道でも出動手当についての報道が何回かされております。団員の方々についてはそこら辺も見ながら非常に関心が高まっているというふうに思われますので、何らかのアクションをここで起こさないと、逆に不信感を招いて大変なことになります。見直しの時期を含めて、町長、お考えをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

消防庁通知の中で、消防団員の処遇改善につきましては、近年、風水害を中心とする災害が多発化、激甚化する中、消防団に求められる役割は多様化、複雑化しておりまして、消防団員個人の負担も増加している状況であると。消防団員確保のためにはさらなる処遇改善が必要であり、特に地震、風水害などの災害に係る出動手当については活動実態に見合う引上げを行うことと記されております。

消防団員の日頃からの活躍、貢献度、あるいは消防団員の募集が難しいという状

況も踏まえ、熊毛管内統一の報酬及び出動手当としているところでありますが、県内のバランスもございませぬけれども、そこら辺の現状も考慮しながら、今後、引き続き検討をする必要性を感じております。

詳細については、担当課長のほうから現状等を踏まえて答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 令和2年12月15日付の消防庁の長官通知で、年俸及び出動手当の基準額が示されておるところでございます。その中で一例を申し上げますと、一般団員年俸は、消防庁通知の基準額では3万6,500円に対しまして、本町では約1万円ほど高い4万6,400円を支給しております。1回当たりの出動手当は消防庁通知の基準額では1回7,000円に対しまして、本町では4,700円を支給する規定になっております。つまり、本町では、消防団員の任務には緊急出動への対応は重要な任務の一つであります、それとは別に日頃からの施設・備品の管理や住民への火災及び災害等の防災への意識向上を図るための啓発活動が最も重要な任務であると、このように考えておまして、日頃からの地域での活動が意義あるものと捉えているところでございます。

その中で、本町は、団員の出動手当は基準額に達しておりませんが、年俸は基準額を上回っておりまして、配分を年俸にウエートを置いているということが言えることと思います。

また、町長が先ほど申し上げましたように、管内、熊毛管内です。管内統一した報酬となっておりますので、引き続き調査・検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ここらは組織の中でも十分、消防団の組織の中でも検討されて、納得のいくような形にさせていただきたいなということを、やっぱり信頼性が一番でございますので、そういうふうな動きをぜひしてほしいというふうをお願いをしておきます。

次に進みます。次は、福祉対策に移ります。

前回のところで、障害者の実態調査ということで、聴覚障害者及び難聴者に対する取組状況について実態調査をお願いしたいということで申入れをしておりましたが、その後の取組状況についてお聞かせをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

令和3年3月1日現在の聴覚障害者の手帳交付者は30名となっているところでございます。議員のおっしゃるとおり、障害者手帳の交付要件を満たしている方で申

請をしていない方もいるかと思われま。これまで情報提供が不十分なところもあったかもしれま。

今後、情報の発信や相談体制の強化を図り、障害者手帳の交付を進め、サービスの提供を受けることができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 前向きな姿勢ということで評価しておきます。

難聴、聴力障害は、70デシベル以上が一番最低で6級なわけです。70デシベルといますと、近くで大声で会話をしないと聞き取れないような状況でございます。私の身の回りにもそういう方が数名いらっしゃいます。町内にはかなりの方がいらっしゃるかなと思います。30名という数字はまさに氷山の一角であろうというふうに思われるわけですが、障害者の手帳交付は、それは窓口でこれを待っているだけの数字が30名だろうというふうに推測をされます。本人たちも自然と年を重ねるごとに高齢とともに耳が遠くなってきて、そういう自覚はないんだろうと思うんですが、それなりの手当てが出来ます。県のほうでも補助金も出ますし、ほかのもろもろの手当て等も出ます。ここは積極的に町行政のほうから掘り起こし、掘り起こしという言葉は適切ではないかもしれませんが、対象者にそういう情報提供をしながら救済をしていくということは非常に重要なことであります。耳が遠いということはコミュニケーションが取れにくいということで、非常にコミュニティー生活がままならないという現状でございますので、ここは積極的に救済を求めていきたい、いってほしいというふうに思うんです。再度、町長、答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 先ほども申し上げましたが、情報提供等、不十分なところもあったということは私も感じておりますので、そこについては担当課長のほうとも、今後、そういう提供を受けることができるよう取り組んでいかなければならないということでも先ほど答弁をさせていただきましたので、そのように御理解を頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） では、次行きます。入所待機介護者の救済進捗状況についてお尋ねをいたします。

前回、29名の方が待機されているという報告を受けました。これ、いつまでも自宅待機となると家族の介護も大変でございます、負担も大変でございます。窮状を訴えているわけでございますが、なかなか施設との絡み合いで進まないという現状もあろうかと思いますが、この場を放置しておくのも全く行政としては無策の状態かなというふうに捉えられますので、現状、どういうふうな取組をされてきたか。

現状の数値等も分かれば御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

現在の町内の老人福祉施設の定員は70名でありまして、認知症対応型の施設が27名となっているところであります。

待機者の状況につきましては、昨年12月現在で35名となっております。内訳といたしましては、自宅での待機者が7名、入院中の方が5名、残りの方は各施設のショート等を利用しているというところのようでございます。

今年度は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期の介護保険事業計画の策定の年となっているところでありまして、今回の計画の中で、新たに入所施設を計画をしたいという希望もありましたので、新規の入所施設が1か所、定員20名を計画に載せているところであります。

今後の進捗の状況等については、担当課長から説明をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 先ほど町長からもありましたように、第8期の介護保険計画の中で、新規で入所施設1か所、定員20名の計画をしているところであります。

いつから入所が可能かということについては今後の進捗状況にもよりますけれども、順調に進めば、令和5年度の後半で施設の運営が始まるのではないかとということで考えているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島議員。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） 2番目はよかったですか。長期福祉対策要項の進捗状況。

○2番（福島照男君） 身障者対策進捗状況。はい。とりあえず、3番目に行きます。

確認ですが、前回、たしか29名と私は聞いたんですが、現在35名という報告がありました。増えたという確認でいいのかというのが1点と、それから、令和5年の開所予定ということで、今、令和3年始まったばかりですが、この間はどのようにふうにされるのか。待機者に実に十分な説明が必要だと思っておりますが、そこら辺のフォローについて再度答弁をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 待機者の状況については、それぞれ今回の分は12月現在ということで報告させていただきましたので、施設の待機状況についてはその月、その月で多少増減がありますので、そこは御理解を頂きたいと思っております。

開所が早くて5年の後半ということでお伝えしましたが、すぐすぐそういう施設ができるわけではありませんので、その間はショートを利用させていただいたり、居宅で介護をしていただいたりするしかありませんので、そこら辺はサービス事業者の方とも連携を取りながらやっていきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 家族の方から聞こえている声は、早う何とかしてくれという声なんです。議員さん、何とかしてくれと。ちゃんと働いてくれと。実態が動いてもこういう感じですから、時間がかかるわけですから、そういう不安とか焦りを和らげるためにも情報提供、確実な情報提供が一番でございますので、そういうところを徹底して周知をしていただきたいなというふうに思うわけです。

それで、大変すいませんでした。2番目の項目に入りますが、ここは私、福祉対策というふうに今勘違いしておりましたが、ここは打合せのときに、福祉じゃなくて身障者対策の要項ということでありましたので、身障者対策の長期計画、これについての進捗状況及び重点課題についての御説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

今年度は、第3期障害者計画、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定の年となっているところであります。それぞれの計画策定に向けて、対象者に対し、昨年8月末日を回答期限としてアンケート調査を実施をしたところであります。アンケート調査の結果も踏まえ、新たな計画を策定をしております。

策定の経過と策定状況については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 障害者計画等の策定の経過等について御説明をいたします。

昨年12月と今年1月に、各障害者団体代表、関係事業所代表を委員として策定委員会を行ったところであります。そして、計画策定に関して、障害者総合支援法第88条第10項に定められているとおり、県の意見聴取のため、鹿児島県のほうへ素案を2月に提出をしております。3月末に鹿児島県からの意見を反映後、第3期障害者計画、第6期障害福祉計画、第2期障害児計画を決定ということで計画をしているところであります。

計画の目標に関して、国の基本指針を基に、地域性を鑑みてサービス等の目標を設定しているところです。南種子町は社会資源も少ないことから、種子島圏域での支援を各事業所、協議会の協力を頂きながら行っていく方針であります。

来年度においては、国・県の補助金を活用しながら、地域生活支援拠点の整備を

圏域で図りたいと考えているところであります。

地域生活支援拠点について簡単に説明いたしますと、障害者の重度化、高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域移行を進めるため、重度障害者にも対応できる専門性を有し、地域生活において障害者やその家族の緊急事態の対応を図るものです。具体策としては、緊急時におけるグループホームへ短期入所や、そこでの一人暮らしに向けた生活手段の獲得に向けて、各事業所と連携できる体制づくりを行っていく予定であります。

また、障害児支援においても、医療的ニーズの高い児童や重症障害児への対応について、協議の場を活用しながら支援体制の確保に向けて話し合いを行っていくこととしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 緊急災害時の対応、なかなかこれは総務課の所管なんですが、障害者等に、介護者等については福祉部門との重要な連携がないと進まないわけですが、こちら辺の救護体制についての項目も入っておりますか。お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 緊急短期入所の利用条件としては、まず、障害者等の急な体調不良、または、介護者等の病気もしくは事故もしくは冠婚葬祭により、当該介護者等が当該障害者等を介護することができない場合、それから障害者等が虐待による緊急保護を必要とする場合、それからその他町長が必要と認める場合ということで規定をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ありがとうございます。では、次移ります。移住定住促進事業についてお尋ねをいたします。

まず、これは先ほど同僚の議員からの質問に対して町長の一部お答えがありました。この事業の目的と意義についての町長の見解を伺いたいのと、あわせて、今年度の、令和2年度その目的と意義に対しての実績、町長としてはどれぐらい達成できたという感覚を捉えておるのかの御報告をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

移住定住促進事業の意義と目的につきましては、令和元年9月に議会の全員協議会においても説明をさせていただいておりますが、本町に移住もしくは定住を希望する者などが暮らしやすい住宅環境を整備するための住宅購入や住宅改修を行うために要する経費に対して、予算の範囲内において南種子町移住定住促進補助金を交付することによりまして、本町の発展と活力に満ちた地域づくりを推進することを

目的として事業を進めておるところであります。

実績については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 令和3年3月1日現在のお支払いの実績になりますけれども、住宅改修の部分が2件、中古住宅の購入が1件、住宅新築が2件となつてるところであります。

また、今後の予定としまして、住宅改修が4件、住宅新築において2件の支払いを予定をしているところあります。

移住定住促進事業の成果はおおむね達成しているものと評価をしているところでございますが、移住定住の目標数値でありますけれども、第2期トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略、この中で、令和2年度から令和6年度の5年間の移住件数の目標を15件と設定をしてございましたので、令和2年度2月末現在の実績で申しますと、17件の47人が移住をしております。また、家族留学についても4世帯12名の方が引き続き定住を予定しているということでもあります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 私もちよつと勘違いをしております、なかなか人口減少が止まらないのは、ここで働く職場がないから、働く職場をつくらなきゃいけないというようなことで、そういうお話を方面の方々としてきたわけですが、実はそうではなくて、人手不足なんだと。本町は人手不足ですよ。仕事がないなんていう認識はもうとうの昔ですよ。どこの業者も人手が足りなくて仕事ができないんですよ。大型農家と話をしていますとそういう声を聞きます。土木建築の方についても、工期が間に合わない、人手が足りないと。ほかの産業の方についても、仕事ができないんですよ。ないんじゃないです。人手がないからできないんですよという声を強く聞きまして、福島議員、考えを改めてくださいという叱責を度々受けるようになりました。この移住定住促進、人口減少の歯止めにはもちろんそうなんです、現役世代の労働力確保、働き手確保をするという意味もすれば、非常にここはウエー卜的には高いんだなというふうに改めて今感じたわけでございます。そういう意味で、家族留学の移住もそうですが、労働力確保ということから、現役世代に受け入れてもらえるような施策も大いにやっつけていかなければいけないかなというふうに考えております。

そういう意味では、先ほど企画課長から説明があつた助成事業については非常に比率が少ないなど。移住者は結構いるんですが、補助率をつくつた事業の使用率が非常に低いなどというふうに感じておりますので、もっと使いやすい制度にしてい

ないと、さらなる促進は厳しいんじゃないかなという感じを今受けたんですが、町長、ここら辺はどういう感覚で捉えておられますか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

この移住定住の事業補助金については、制定をしてからかなりの利用者が出てくるようになりました。そしてまた、先ほど議員からもありましたとおり、またここ本町においては、本町だけではありませんけれども、かなりのこういう離島過疎地において働き手が少ないということが一番に今後の課題であろうというふうに思います。

そういう意味で、令和に入ってから私どもの町においては家族留学も非常に希望者が多くて、そしてまた、これの枠を3年度も広げるようにしておりますけれども、幸いにここに残っていただいている方が増えておりますので、そういう意味で、この空き家対策と非常にいい形でマッチングしているんだろうというふうに思います。

ただ、農業分野にしても、土木分野にしても、いろんな働き手の確保については、今後、それぞれのこういう自治体の課題でありまして、内閣府のほうからも新しいまた組織を設立するいろんなやり方が御提言をされておりました、既に島根県の海士町でやっている、いろんなところで協同組合方式のやつをスタートさせて、いきなり十数名を雇用をして、そして、通年で雇用した働き手を農業、そしてそれぞれの求められるところに働き手を行かせる。そういう仕組みづくりをしているところも既にありますので、そういったものと併せて、今後十分検討していかんといかんというふうに思っております。

そして、この補助金の制度については、現在、島内においても、それからほかの市町においてもいろいろやっているところがありますけれども、制度的には一番今非常に高いレベルでのこういう制度にしているものというふうに私は思っております。

今後、いろんな御意見を聞きながら、制度改正をしたほうがいいものについては今後十分検討していきたいと思いますが、現行の助成の内容について、必要があれば担当課長から答弁させたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 2番目は今の回答でいいかなと思うんですが、次、3番目の来年度、令和3年度の移住定住者の目標数値を簡潔にお答えください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

令和3年度に向けましては、なかなか空き家のほう、情報入ってきておりません

ので、非常に今ここを何とかまた御協力いただけるところを情報収集しないといけないということで今申し上げております。ここについては、株式会社川商ハウスと協定も結んでおりますので、連携を強化をして移住定住促進を図ってまいりたいと思います。

目標数値については、担当課長から答弁させます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 目標数値につきましては、先ほど申し上げました第2期トライタウン南種子町宇宙・歴史・文化の町総合戦略の数値目標を設定しております。5年間で15件という目標値にしているところでございます。現在、現時点でもこれについてはもう大きく上回っているところでございます。

また、次年度につきましては、移住定住促進事業の補助金の予算から申しますと、上限額200万円の10件分ということで予算を計上しているところでございます。

移住定住者の人数については、令和2年度を上回るように促進を図ってまいりたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 元来というか、結果的には5年間で15件で数字は既に上回っているわけですが、ここは数字の目標数の訂正も含めて早急にやるべきであって、今年、町長のほうからかなり実績が上がってきたということですが、目標数値が若干低かったなというふうに捉えております。それだけ実績が上がったということはそれだけ頑張ったんだなという裏返しでもあるわけですが、毎年毎年目標を達成したら上げていくという数字をやっていかないと、そういう作業をやっていかないとなかなか先に進みません。本来の目的は、本町の人口減少に歯止めをかけて、労働力をさらに確保していくというところに最大の目的があるわけですが、現状の数字に満足せずに、ここはどんどん進めてほしいというふうに思っております。

そういう観点から、4番目の上中地区のエリア設定の撤廃について質問をするわけですが、ここは購入補助と改修補助という項目が2つあって、建築補助は上中が除外と。購入については上中と他地区が補助率と上限率が違うのがばらばらというふうになっておるわけですが、先日、企画課長のほうから上中地区の要望はあんまりないんですよねという話も聞いたんですが、移住者サイドからすれば、上中、その他地区というよりも、買物の便利な上中地区を希望されるのが通常だと思うんですが、本来の移住定住促進を進める、労働力を確保していくという観点からは、あんまりここはシビアに分ける必要はないんじゃないかなという捉え方をしているんですが、町長はこの点をどういうふうにお考えですか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

移住定住促進事業の中で、町外からの移住者が新築を除く住宅購入をする場合や空き家改修を行う場合には上中地区も補助対象としておりまして、議員も御承知のとおりだと思います。

全てを同様の補助制度設計といたしますと、先ほどありましたように、上中地区への人口集中が際立ってまいりますから、私どもとしては、上中地区以外への人口増対策を現在については第一に考えての制度としております。

今後、移住されてきた方々も含め、また、これが、この制度がこのままでいいかどうかについては十分御意見を頂きながら議論をしていきたいと、そのように思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） この制度に凝り固まることなく、状況を見ながら、本来の目的は移住数を増やすというのが本来の目的でありますから、そこにかなうような制度の中身に随時、適時、改正をしていただきたいなというふうに要望するものです。

そういう観点からまだもう1点、移住希望者の無料短期の宿泊施設の整備についてお尋ねをします。

なかなか知らない土地に来て移住を決意するというのは、これは一生1回の大事業でございますので、なかなか厳しいというふうに思います。それを緩和して促進させるという意味でも、一定期間、1か月から3か月ぐらい無料で種子島の南種子のこういう気候風土、人情味等々を感じていただきながら、ここに一生住もうかなと、10年ぐらい住もうかなというふうな時間と空間を感じられる施設というのを提供してあげるのも一つの策かなというふうに思います。もちろん、その施設をつくるには経費も要るわけですが、そういうのも加味しながら検討材料の一つに加えられるのはどうかなというふうに思っているんですが、町長、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 御質問にお答えをいたします。

現在、本町においては、西之の多目的交流施設が移住交流目的の宿泊施設でありまして、一日を単位として最長28日間、家族留学制度の家族留学による居住の場合は最大1年間宿泊が可能であります。

また、未来会議の委員の方々からの意見といたしましても、移住定住対策として宿泊体験施設の拡充の意見が出されておりますが、本町では、宇宙留学の家族留学の希望者が多く、1年計画を引き続き移住をされるなどの実績がありますので、現

在、受入れ住宅を確保して、ここに重点を置いた取組を進めているところであります。いましばらくはこういう取組を進めたいと思っております。

短期の体験も考え方としてはあろうかと思いますが、一番急激に今伸びておりますのは、家族留学が1年間、私どものこの町に住んで体験をしていただきまして、そして非常にこの町をいいということで引き続き住んでいただける、そういう形になっているわけでありましょうから、ここは先般も森山先生のほうともお話をしましたけれども、町長、もうこれは、この宇宙留学、家族留学をもう家をどうかしてどんどんやるというのが一つのいい方法だなというアドバイスも頂いております。そういう意味で、今度の大川の住宅の改修もありますけれども、できるそういう住宅確保についていろんな手法を検討していかなければならぬのじゃないかなというふうに思うところであります。

また、南種子町定住促進実行委員会のほうにおいても、国庫補助金を活用をいたしまして移住体験ツアーなども令和3年度以降計画をしておりますので、町としても支援をしてまいりたいと、そのように思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 本町はこれから活性化を維持して進めていくという観点では、これは非常に根本的な一番重要な政策の一つでありますので、ぜひ積極的に上限を設けることなく進めていってほしいなというように思います。

そういう観点で、次の質問は、要請ベースになるんですが、要は、移住者、定住者を受け入れるときに、当然、町長が先ほどおっしゃったように、施設をつくるのに改修するにも一定の経費がかかるわけでございます。どこまで経費をかけたときに移住者がこちらに住みついて経済効果をもたらしたり、子供が生まれたりというもろもろのところでは投資と生産のバランスというか、損益分岐点がどこら辺にあるのかなというのも実は知りたくて、企画課長にお尋ねをしたら、なかなか今はそういうデータを持ち合わせておりませんということでした。非常に難しい問題ではあろうかなと思うんですが、天井知らずに予算をかけるわけにもいかず、ところが、移住対策は積極的に進めないといけないということがありまして、どこか参考、全てじゃないと思いますが、参考になる根拠になるような数値が一つあってもいいのかなということで、どこかそういう関係機関にそういう資料請求ができないものかというふうに考えまして、ここに議題として載せております。町長、ぜひ、損益分岐点をつかめるようなデータの取得が可能なところを探してぜひ取ってほしいというふうに要請でございますが、いかがでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

経済的効果と投資経費の損益分岐点の資料ということについては、専門的な知識を要しますし、また、コンサルタントへの依頼等、そういったことでないとなかなか非常に難しいのかなという思いもしております。そういうことから、現段階においては財政上、そしてまた、業務の効率等なども考えますと、現段階で分析は非常に厳しいのではないかなというふうな考えを持っております。

統計のデータ等について、また、そういう関係のデータ等については、担当課長から答弁をさせます。

○議長（広浜喜一郎君） 企画課長、稲子秀典君。

○企画課長（稲子秀典君） 一つのデータとしまして、平成29年度の市町村民所得推計というのがありますけれども、こちらの結果によりますと、本町の人口1人当たりの総生産額につきましては408万5,000円となっておりまして、所得については261万4,000円となっておりまして、郡内はもちろん、県内においても本町は高い水準にあるところでございます。このデータからいいますと、人口1人当たりの減少するというのであれば、これだけの損失が出てくるのではないかなということを思っております。

ちなみに、この所得推計の結果については、県のホームページでありますとかインターネットのほうでも確認ができるようになっております。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） これからは、先ほども言ったように、積極的に、財源にはもちろん限りがあるんですが、積極的な投資をして積極的に移住促進をするという観点では、どこかで根拠となる数字がないと政策というのは組めないわけで、議論も深まりません。この後、現役世代も含めて、また、高齢者の移住促進等の議論もしていきたいんですが、そういう資料ベースがないとなかなか、いや、それは無理ですと言われたら反論できる、できないというか、議論が深まらないことになってしまいますので、そういうデータはぜひどこかで見つけて取り出してほしいなというふうにお願いをしておきます。

続いて、新型コロナ対策についてお伺いをいたします。

これまで、先ほど町長から答弁があったように、5回の対策を講じてきたということでもろもろの対策を打ってきたわけですが、それにもかかわらず、私たちには何の救済策はありませんよと、議員さん、どうなっているのという声を聞くわけで、それもまたちょっと頭の痛い話で、これはコロナ対策で減収したところについては公平に救済してあげないといけないという前提からすると、何らかの対策を打たないといけないというふうに思っております。

3月15日、税の申告が終わるので、そこでやればいいのかと思っていたんですが、

そうじゃなくて、これは4月15日まで延びてなかなかデータが取れないということになると、個人からの申告ベースでやらざるを得ないのかなというふうに思うわけですが、50%減少、30%減少、それぞれの事業者がおられると思うんですが、何らかの対策で救済をする必要があるというふうに思っています。救済をこれまで漏れている方についてのどこかでか手を打たなければいけないというので、早急な対策を町長お願いしたいんですが、いつ頃できるのか。できないんじゃないかと、やるといふ方向でいつ頃できるかという御返事を頂きたいんですが。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 福島議員の御質問にお答えをいたします。

本町の新型コロナウイルス関連の緊急経済対策といたしましては、南種子町宇宙のまち持続化支援金支給事業、そしてまた、南種子町宇宙のまち生活応援クーポン券支給事業、宇宙のまちお肉・お魚クーポン券支給事業、そして、飲食店地場農産品消費拡大クーポン券支給事業、それと、飲食店緊急支援事業等をこれまで実施をまいりました。特に、最初に行いました南種子町宇宙のまち持続化支援金支給事業においては、令和2年5月13日から令和2年6月30日までの申請期間を設け、元年の1月から5月までは、これは事業収入が月平均5万以上、そしてまた、令和2年1月以降は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業収入で10%以上減少した月が存在をすることを条件に、ほとんどの商工業者・業種を対象にして行ってまいりました。このときにも、現在、漏れている、そういう御意見が頂いている方の事業者からも、ちょっと調査もいたしましたけれども、この当時とまた現在状況が変わっているということも伺っておりまして、当時、同じ業態の中で、例えば5つの業者の中の1社が申請をただけとか、そういうことも確認をさせていただきました。それ以降については、鹿児島県の休業要請や時短の要請に絡んでの影響が出た業種を重点的に支援をしてきたところであります。現在、状況も変わってきていることもありますので、そのような救済漏れがないか調査も行っておりますので、議員からもありましたとおり、今年確定申告期限が4月15日となっております、いろんなそういう情報が精査できるのはそれ以降になるというふうに思います。

それで、一応、今行っている支援事業については、国の地方創生の交付金を使っておりますので、3月末日までに、これはもうしっかりと国のほうに報告をしなければいけない事業でありますから、今のものをどうこうということは、今組み立ててということはちょっと無理があると思います。

そして、新しく補正の中で対応して繰り越しているものがありますので、これについては、今後、新しい年度の中でどういう支援をしていくかということは協議を

して、また議会に諮ることになりますので、その中での検討にこの中身も加えていかなければならないのかなというふうな思いをしておりますので、御理解を頂きたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） ぜひ、また次の対策を練って打ってほしいなというふうに思います。要望者の前を耳を塞ぎながら通るわけにもいきませんので、こういうふうな方向で行きますよという報告もしないといけませんので、ぜひ、町長、お願いいたします。

時間が迫ってきました。最後の課題でございます。さとうきびプロジェクトエイトについての対策を伺います。

本町と隣町については、恒常的な非常に使いづらい、使いたくない言葉ですが、恒常的な1トン以上の収量格差がついているわけでございます。いろいろな問題はあろうかと思うんですが、根本的な要因はどこにあるというふうに分析をされているのか。簡潔にお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 議員の御質問にお答えをいたします。

さとうきびプロジェクトエイト事業につきましては、単収向上、地力回復を図ることを目的として、昨年度から堆肥投入助成と、本年度からは新品種のはるのおうぎの早期栽培、普及拡大を図るための種苗助成事業を実施をしてさとうきび生産振興に取り組んでおります。

これまでの長年の実績を見ても、非常に本町においては単収がなかなか上がらないということで、ここについては地元選出の国会議員の先生方にもいろいろアドバイスを頂き、御努力も頂いておりますけれども、地力をしっかりと回復させるというのを私どもも御指導いただいております。

このことについて、隣の町との収量差の要因については、担当課長から説明をさせたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） 隣の町とのさとうきびの収量差の要因について幾つか考えられるところでありますが、さとうきびを栽培する土壌、土地の条件が第一に挙げられます。さとうきびは土層が深く、肥沃な土地を好む作物で、弱酸性の土壌が適した土地であります。

中種子町の土地条件としては、黒ボク土壌が中央地帯に多く、さとうきび栽培に適した畑が中央地帯に広がり、気象条件的にも台風による潮風害、塩害の被害が比較的の本町よりも少ないような状況であります。

本町の土壌条件は、西之平野から上中、長谷にかけて黒ボク土が広がっており、火山灰由来の酸性化しやすい土壌が広がっている、分布しているような状況であります。気象条件では、本町は種子島の中でも降水量が一番多く、日照時間は一番少ない状況であります。冬場から春先にかけて屋久島の影響により特に日照時間が少なく、さとうきび栽培の初期成育に差が出ているような状況であります。

また、本町の平均栽培面積は中種子町の1.4倍、西之表市の1.9倍であり、大規模農家が占める割合が年々増加しているような状況であります。労働力不足による肥培管理の遅れや土づくり対策が十分ではないこと、また、極端な低単収農家が中種子町よりも多いことが要因と考えられます。土地、気象条件的には、本町は中種子町と比較して厳しい状況ではありますが、さとうきびプロジェクトエイト事業や町の堆肥センター、有機物投入など、土づくり対策を行い、さとうきび振興を現在行っているところであります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 確かに、今、課長がおっしゃったように、最大の要因は、私は、土壌の問題もあるんですが、今、南種子町は大型農家が大変増えてきて、大型農家が小型農家、小さい農家の刈取り作業を全面的に受けて今やっているわけですが、とてもじゃないけど手が回らないと。そうなると、自分たちの作業がどうしても後回しになって適期の作業ができないという、そのために単収も上がらないというようなことがあるようです。それについてはまた別途、管理作業、収穫作業の請負業者を別につくってもらえんかというような相談も受けておりまして、これをやると今日はもう時間がありませんので今回は省きますが、また次回にさせていただきたいと思いますが、このプロジェクトエイトの進行について、8トン取りについて、年度別の目標トン数、何年後に8トンに達する予定で計画を組んでいるのか。永遠に続くのか。10年で達成するのか。5年で達成するのか。まずその目標の設定だけはやらないと、これは永遠に課題として残りますので、本腰で取り組まないと実現できないプロジェクトエイト事業であります。8トンという数字はかなり高い数字であります。でも、やってやれないことはないと思いますので、やり方次第ですので、課長が腹をくくってやろうと思えば必ずできます。全面的に応援いたします。何年後に8トン取りを目指すか。その決意だけ教えていただけますか。

○議長（広浜喜一郎君） 総合農政課長、羽生幸一君。

○総合農政課長（羽生幸一君） さとうきびの8トン取りの実現に向けたことではありますが、ここについてのさとうきび振興の単収向上、8トン取りを目指した部分については、平成28年度に種子島全体で10か年計画を策定をして、種子島さとうきび増

産計画であり、それに準じた単収向上に向けて取組を実施をするということで、現在の取組としては令和元年度から3か年計画で実施しておりますさとうきびプロジェクトエイト振興事業であります。新植春植えに対する堆肥の投入助成及び優良品種「はるのおうぎ」に対する種苗購入助成等を行い、単収向上対策ということで取り組んでおります。

また、優良種苗の活用を向上させるために県の委託事業を設けておりますが、さとうきび優良種苗助成事業等を実施しております。目標に向けた対策関係について、まず、経営基盤の強化、それと、生産基盤の強化、技術対策強化等を掲げ、今、8トン取りの時期的には集中3か年のプロジェクトエイト対策に取り組んでいるような状況であります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） 福島照男君。

○2番（福島照男君） 今の課長の説明では永遠に8トン取りは実現しません。なぜなら目標が明確でないから。8トン取りしますよと。10年ぐらいで8トン取りしますよと。5年後にやりますよと。それから逆算していろいろ対策を打っていかないと、永遠にこれ、永遠課題として残りますから、もうプロジェクトエイト事業そのものが方向性を見失っています。やろうと決めた以上は目標を決めて何年後にやると。そのために必要な対策を打つ。対策を打って向上していきますよじゃあ、永遠にこれはなりません。これは議事録に残りますけど、私はここで断言します。やっぱり明確な目標をつくらないと駄目です。7年後でもいいじゃないですか。10年後でもいいじゃないですか。1年に500キロか400キロか分かりませんが、向上していったらいいじゃないですか。そのためのどういうふうな対策を打てばいいのかということではないかと駄目です。絶対に私はできません。そこをまず確認したいのでお願いをしたいんですが、町長、腹を決めてやりましょうよ。農家のためですから。厳しいのは分かっているんですから。でも、腹をくくってやらないと実現しないんですから。何年後かを目指しましょう。期間をくくって。それで責められることはないです。年次年次でやっていけばいいわけですから。腹を決めて何年後を目指します、町長、一言お願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

議員がおっしゃられるとおり、目標が明確でないと、そういうことであれば非常に難しいんだという御発言でございますけれども、このプロジェクトエイトに限らず、私は農政に関してはいろんな課題があります。これまで長く前町長、前々町長のときからずっと引き継いだものもあります。そういったものをいつまでもこのよ

うな形ですと議論をしても先に進まないようなことではいけないということはそれぞれ担当課長にも申し上げております。私としては、真剣に取り組めるものに取り組んで何とか前に行けるように、そこはまた今後十分に担当課長とも協議をしていきたいというふうに思います。

○議長（広浜喜一郎君） これで、福島照男君の質問を終わります。

散 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

次の本会議は3月19日午前10時に開きます。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散 会 午後 0時00分

令和3年第1回南種子町議会定例会

第 3 日

令和3年3月19日

令和3年第1回南種子町議会定例会会議録
令和3年3月19日（金曜日） 午前10時開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 提案理由の説明
- 日程第2 議案第23号 南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第3 議案第24号 南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第4 議案第25号 南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第5 議案第26号 南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第6 議案第18号 令和3年度南種子町一般会計予算
- 日程第7 議案第19号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第8 議案第20号 令和3年度南種子町介護保険特別会計予算
- 日程第9 議案第21号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 日程第10 議案第22号 令和3年度南種子町水道事業会計予算
- 日程第11 発議第1号 南種子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について
- 日程第12 委員長報告（総務文教委員会）
- 日程第13 委員長報告（産業厚生委員会）
- 日程第14 委員長報告（請願審査）
- 日程第15 発議第2号 南種子町前之浜の自然環境を守るための意見書の提出について
- 日程第16 請願第1号 南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願書について
- 日程第17 閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出
- 日程第18 議員派遣

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（9名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	5番	名越多喜子さん
6番	柳田博君	7番	大崎照男君
8番	小園實重君	9番	塩釜俊朗君
10番	広浜喜一郎君		

4. 欠席議員（1名）

4番 河野浩二君

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	藺田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	教育委員会 社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前10時00分

開 議

- 議長（広浜喜一郎君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。
-

日程第1 提案理由の説明

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第1、町長から追加議案として提出されました議案第23号から議案第26号について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

[小園裕康町長登壇]

- 町長（小園裕康君） それでは、提案理由について、御説明を申し上げます。
今回、追加提案いたしました案件は、条例案件4件でございます。
それでは、条例案件について、要約して御説明を申し上げます。
議案第23号の南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてから、議案第26号の南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてまでの4件につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。
以上、議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、議案審議の折に、担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願い申し上げます。
- 議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。
-

日程第2 議案第23号 南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 議長（広浜喜一郎君） 日程第2、議案第23号南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。
- 保健福祉課長（濱田広文君） 議案第23号について御説明いたします。
議案第23号は、「南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準が改正されました。基準については、国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされていることから、改正するものであります。

新旧対照表を御覧ください。

第4条利用者に対する虐待の防止等については、現在努力義務となっているところですが、具体的な措置（対策検討委員会の設置・防止指針の整備・研修会の実施・担当者の設置）を講じる必要が求められることとなったため第4条を削り、それに伴い第3条中「次条に定めるもののほか」を削るものであります。

附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号南種子町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第24号 南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、議案第24号南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第24号について御説明申し上げます。

議案第24号は、「南種子町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号

の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の理由は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準が改正されました。基準については、国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされていることから、改正するものでございます。

主な改正点は、業務継続計画の策定・虐待防止・栄養管理・口腔衛生管理の新設等を改正するものであります。

新旧対照表をお願いいたします。

目次の第4節の次に第10章雑則（第203条）を追加します。

第3条第3項は、サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備と研修の実施等について規定するものです。

第4項は指定地域密着型介護予防サービスを提供する際、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう規定するものです。

第6条第5項については、第47条第4項各号で規定する施設を追加するものであります。

第31条については、第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第8号を第9号とするものです。

第32条第5項では、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものであります。

第32条の2については、業務継続計画の策定等について規定するものです。

第33条第3項は、事業所において、感染症が発生し、または蔓延しないよう講じなければならない措置を規定するものです。

第34条第2項は、同条第1項で規定する「掲示」に代わる措置について規定するものです。

第39条は、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第40条の2については、虐待の防止について規定するものです。

第47条第1項は、オペレーター・訪問介護員等が、利用者の処遇に支障がない場合、従事できる職務の規定を削るものであります。

第3項は、オペレーターが、利用者の処遇に支障がない場合、従事できる業務を規定するものです。

第4項は、同一敷地内施設の職員をオペレーターとして充てることができることを規定するものです。

第5項は、訪問介護員が、他の職務に従事できる条件を規定するものです。

第6項は、オペレーターが随時訪問サービスに従事できることを規定するもので、第7項では、前項の場合、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができることを規定するものです。

第55条については、第8号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第8号を第9号とするものです。

第56条第2項は、他事業所との連携を具体的に規定するとともに、町長が適切と認める範囲内において、他の訪問介護事業所等の従業員に行わせることができることを規定するものです。

第3項は、オペレーションセンターサービスについて規定するものです。

第5項は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第57条第2項は、指定夜間対応型訪問介護事業者に、当該建物に居住する利用者以外へのサービス提供に努めるよう規定するものです。

第59条については、準用条項の整理について規定するものです。

第59条の12は、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第10号を第11号とするものです。

第59条の13第3項は、事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第4項では、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第59条の16第2項は、事業所において、感染症が発生し、または蔓延しないよう講じなければならない措置を規定するものです。

第59条の17は、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第59条の20及び20の3については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第59条の34については、第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第9号を第10号とするものです。

第59条の36については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第59条の38については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第64条は、これらの事業所又は施設の次に（第66条第1項において「本体事業所」という）を挿入するものです。

第65条は、第82条第7項の次に（第110条第9項）を挿入するものです。

第66条は、管理上支障がない場合従事できる職務を追加するものです。

第73条については、第10号に虐待防止の措置に関する事項を加え、第10号を第11号とするものです。

第80条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第82条第6項は、対象施設の整理を行うものです。

第83条第3項は、条項の変更に伴う改正であります。

第87条については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第100条については、第10号に虐待の防止に関する措置に関する事項を加え、第10号を第11号とするものです。

第101条第2項については、町長が認めた場合、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービス提供ができることを規定するものです。

第108条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第110条の第1項は、共同生活住居の数が3で、利用者の安全性が確保されている場合、夜間・深夜の時間帯の介護従事者数について規定するものです。

第5項は、「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」とするものです。

第9項に、サテライト型事業所の場合、本体事業所と密接な連携の下に運営されている場合、介護支援専門員に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を終えた者を置くことができることを規定するものです。第9項・第10項は、それぞれ第10項・第11項とするものです。

第111条は、第2項で管理者の兼務について規定し、第2項を第3項とするものです。

第113条は、共同生活住居数について規定するものです。

第117条第7項については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第8項は、外部の者による評価に、第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議による評価を加えるものです。

第121条は、サテライト型事業所の場合、本体事業所が提供する介護を除くと規定するものです。

第122条については、第7号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第7号を第8号とするものです。

第123条第3項は、事業者は、全ての介護従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第4項では、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第128条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第138条第6項については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第145条については、第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第9号を第10号とするものです。

第146条第4項は、事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第5項では、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第149条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第151条第1項第4号に管理栄養士を追加し、ただし、入所者の処遇に支障がないときは、第4号で規定する職員を置かないことができることを規定するものです。

第151条第3項は、地域密着型介護老人福祉施設に、他の福祉施設が併設する場合の、介護職員及び看護職員の配置規定を削除するものです。

第151条第8項及び第13項は、栄養士の次に「もしくは管理栄養士」を追加するものです。

第157条第6項及び第158条第6項については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第163条の2では栄養管理について、第163条の3では口腔衛生の管理について規定するものです。

第168条については、第8号に虐待防止のための措置に関する事項を加え、第8号を第9号とするものです。

第169条第3項は、事業者は、全ての従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第4項では、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第171条第2項第1号については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。第3号では、感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を追加するものです。

第175条第1項第3号については、テレビ電話装置の活用について規定し、第4号では、その担当者を置くことを規定するものです。

第177条については、準用条項の整理をするものです。

第180条については、設備の居室に係る基準を改正するものです。

第182条第8項については、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第186条については、第9号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第

9号を第10号とするものです。

第187条第4項は、事業者は、全ての従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第4項では、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第189条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第191条第13項は、「前項」を「第7項」とするものです。

第202条については、準用条項の整理をするものです。

第10章雑則については、電磁的記録等について規定するものです。

本分に帰り、附則第1条で、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

第2条では、虐待の防止に係る経過措置、第3条では、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条では、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置、第5条では、認知症に係る基礎的な研修の事項に関する経過措置、第6条・第7条では、ユニットの定員に係る経過措置、第8条では、栄養管理に係る経過措置、第9条では、口腔衛生の管理に係る経過措置、第10条では、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置、第11条では、介護保険施設等における感染症の予防及び蔓延防止のための訓練に係る経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、福島照男君。

○2番（福島照男君） 条文の中そのものの質問じゃありませんが、相当中身が細かく変更されております。対象事業者に対してのこの変更点の周知徹底は、もう既に研修がなされているのか、今後されるのか、その点だけの御説明をお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 各施設必要な部分については、既に通知をしているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） よろしいですか。

○2番（福島照男君） はい。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号南種子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第25号 南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、議案第25号南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第25号について御説明いたします。

議案第25号は、「南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の理由は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されました。基準については、国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされていることから、改正するものでございます。

主な改正点は、業務継続計画の策定・感染症の予防及び蔓延防止のための措置・虐待防止の新設等所要の改正を行うものです。

新旧対照表をお願いいたします。

目次第5章の次に第6章雑則（第35条）を追加します。

第2条第5項は、努力義務から義務規定に変更し、第6項に指定介護予防支援を提供する際、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう規定するものです。

第19条第6号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第6項を第7項と

するものです。

第20条第4項として、適切な支援の提供を行う観点から、職員の就業環境が害されることを防止するため、必要な措置を講じることを追加するものであります。

第20条の2については、業務継続計画の策定等について規定するものです。

第22条の2については、感染症の予防及び蔓延防止のための措置について規定するものです。

第23条第2項については、同条第1項で規定する「掲示」に代わる措置について規定するものです。

第28条の2については、虐待の防止について規定するものです。

第32条については、新たにテレビ電話装置の活用について規定するものです。

第6章雑則については、電磁的記録について規定するものです。

本分に帰り、附則第1条で、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

第2条では、虐待の防止に係る経過措置、第3条では、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条では、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延防止のための措置に係る経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号南種子町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第26号 南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、議案第26号南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 議案第26号について御説明いたします。

議案第26号は、「南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」の一部を改正するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

改正の理由は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」の公布により、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正されました。基準については、国が定めたものを勘案して市町村が条例で定めるものとされていることから、一部改正するものでございます。

新旧対照表を御覧ください。

目次の第5節の次に第5章雑則（第91条）を追加します。

第3条第3項は、サービス事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備と研修の実施等について規定するものです。

第4項に指定地域密着型介護予防サービスを提供する際、必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう規定するものです。

第8条については、第10条第1項での省略呼称について規定するものであります。

第9条第2項については、適用条項について整理するものです。

第10条については、管理者が管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務に従事することや同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事しても差し支えないことを規定するものです。

第27条については、第10号に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第10号を第11号とするものです。

第28条第3項では、事業者は、全ての従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第4項では、適切な介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第28条の2については、業務継続計画の策定等について規定するものです。

第30条の第2項は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない旨規定するものです。

第31条第2項は、これまで努力義務だったものを義務規定に変えるとともに、講じるべき措置の内容について具体的に規定したものです。

第32条第2項は、同条第1項で規定する「掲示」に代わる措置について規定するものです。

第37条の2については、虐待の防止について規定するものです。

第39条は、新たにテレビ電話装置の活用について規定するものです。

第44条の第6項については、対象となる施設を規定するものです。

第7項については、「この章において」を挿入するものであります。

第45条については、今回の改正で対応する条項が変わるため整理するものです。

第49条は、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第57条は、第10項に虐待の防止のための措置に関する事項を加え、第10項を第11項とするものです。指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者についても、第27条と同様に運営規定を定めるものです。

第58条第2項は、町長が認めた場合、サービスの利用定員を超えて、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供ができることを規定するものです。

第65条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第71条は、共同生活住居の数が3で、利用者の安全性が確保されている場合の夜間・深夜の時間帯の勤務者数について規定するものです。

第5項は、「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」とするものです。

第9項は、サテライト型事業所の場合、本体事業所と密接な連携の下に運営されている場合、介護支援専門員に代えて、第6項の厚生労働大臣が定める研修を終えた者を置くことができることを規定するものです。第9項・第10項は、それぞれ第10項・第11項とするものです。

第72条は、管理者の兼務について規定するものです。

第74条は、共同生活住居数について規定するものです。

第78条は、テレビ電話装置の活用について規定するものです。

第79条は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する同サービスを除くことを規定するものです。

第80条は、第27条及び第57条と同様に「虐待の防止のための措置に関する事項」に関する運営規定を、共同生活住居ごとに定めるよう求めるものです。

第81条第3項では、事業者は、全ての介護従業者に認知症介護に係る研修受講のための措置を講じなければならないことを、第4項では、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職員の就業環境が害されることを防止のための方針の明確化等必要な措置を講じることを規定するものです。

第86条については、準用条項の整理と読替えについて規定するものです。

第87条は、外部の者による評価に、第39条第1項に規定する運営推進会議による評価を加えるものです。

第5章雑則については、電磁的記録等について規定するものです。

本分に帰り、附則第1条で、この条例は、令和3年4月1日から施行するとしております。

第2条では、虐待の防止に係る経過措置、第3条では、業務継続計画の策定等に係る経過措置、第4条では、居宅サービス事業者等における感染症の予防及び蔓延防止のための措置に関する経過措置について、第5条では、認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号南種子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 令和3年度南種子町一般会計予算

日程第7 議案第19号 令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算

日程第8 議案第20号 令和3年度南種子町介護保険特別会計予算

日程第9 議案第21号 令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算

日程第10 議案第22号 令和3年度南種子町水道事業会計予算

○議長（広浜喜一郎君） 日程第6、議案第18号から、日程第10、議案第22号までを一括上程いたします。

令和3年度予算議案については、委員会に付託していたものです。審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、産業厚生委員長、柳田 博君。

[柳田 博産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（柳田 博君） それでは、予算委員会委員長報告を申し上げます。

令和3年第1回定例会、3月3日の本会議において、産業厚生委員会に分割付託された令和3年度一般会計予算及び3つの特別会計予算並びに水道事業会計予算の審査の経過と結果について報告申し上げますが、全議員に予算書をはじめ、関係説明資料等も事前に配付されておりますので、要約して報告することといたします。

当委員会は、審査日程を3月4日及び5日の2日間とし、各関係課等の職員に出席を求め、事前に提出された説明資料等に基づき、分割付託表に示された区分により審査を行うこととしました。審査は、第2委員会室で、1名の委員欠席、ほかの全委員出席の下、審査を行いました。

まず、農業委員会では、農地法に基づく農地売買、貸し借り、転用等の審査、「農地等利用最適化推進」①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進を柱に取り組むとのこと。

質疑では、農地・農道の未整備地等は、賃貸借が非常に難しい。利用性のよい方法を検討する必要があると思うが、の問いに、そういった農地・農道については、総合農政課とも協議をし、賃貸借がスムーズにいくよう協議を図っていくとのこと。

次に、企画課では、観光施設整備事業として、県地域振興推進事業を活用して、門倉岬公園の補修工事を実施し、観光施設の整備に努める。また、観光物産館の運営についても、運営委員会と共に、観光客の集客に力を入れ、町内の事業者と連携を図り、まちづくり公社と一体となって健全運営に努めていくとのこと。

質疑では、観光物産館は、中種子町や西之表市からの利用客も年々増えている。また、出品点数もかなり増えていると思う。「道の駅」という考え方も捨ててはいないので、増設すべきでは、との問いに、主管課として、実施設計部分を令和4年度に計画しているが、経費試算も早々に実施して、整備申請ができるようにしていくとのこと。

次に、あおぞら保育園です。あおぞら保育園は、開園してから今年3月末で、18年6か月が経過している。今年度は、外壁の補修・塗装を実施するための予算と、あわせて、保育園運営における通常経費を予算化していますとのこと。

質疑については、特にありませんでした。

次に、保健福祉課では、健康保険係、福祉年金係（福祉事務所）、環境衛生係、介護保険係、地域包括支援センターの4係1センターで、住民に密着した行政事務を、国の施策を基本として、施策を積極的に実施し、住民が安心して暮らせるまちづくりを推進していく。河内温泉センターの運営については、引き続きシルバー人材センターに管理委託し、利用拡大を図り、赤字縮減に努める。今年度、太陽熱利用システムを導入し、灯油・チップの燃料費の縮減を図る目的で事業を推進します。新型コロナウイルス感染症対策については、ワクチン接種事業についても、スムーズに実施できるように関係機関との連携を図ることとする。また、介護保険事業については、今年度、第8期介護保険事業計画のスタートの年度であり、今回、第8期の介護保険料を改定しましたが、他の市町村に比べ大幅な改定とならざるを得なかったとのこと。

質疑では、太陽光熱利用システム導入による燃料経費節減の試算は、の問いに、灯油が年間300万円、チップボイラーが450万円から500万円の燃料費縮減、年間で800万円程度の燃料経費縮減が図られる試算とのこと。

次に、3月5日、2日目の審査で、建設課では、第6次南種子町長期振興計画を基本とし、住民が安全で安心して暮らせる環境整備を図る。新規事業として、道路改良事業・交通安全対策事業・通学路対策事業等に着手する計画である。今年度も、住民生活に直接影響する道路をはじめ、公共施設の維持管理等をまちづくり公社と連携を密に図っていくとのこと。

質疑では、公営住宅ストック統合改善事業ですが、建替えの考え方は、の問いに、旧耐震基準のものは建替えを検討、新耐震基準のものは改修をメインとする考え方であるとのこと。

次に、水道課です。水道事業の予算は、事業活動に伴う水道事業収益収支と水道施設整備のための資本的収支で構成されている。事業会計においては、給水人口の減少に伴う料金の減、施設の老朽化による維持管理費の高騰など非常に厳しい状況。しかし、経費節減対策に職員一丸となって取り組むとのこと。

質疑については、特になかったところ。

次に、総合農政課です。農業を取り巻く環境は、社会経済情勢が目まぐるしく変化する中、依然として厳しい。国や県の農業施策を活用し、関係機関・団体と連携し、「人・農地プラン」の地域話し合い活動の充実を図り、農地中間管理事業の推進による農地の集約を図る。キャトルセンターの運営状況は黒字化されましたが、町堆肥センター運営については、施設の活用を推進して、赤字縮小を図っていくとのこと。

質疑では、堆肥センターで1,300万円ほど赤字見込みとのことだが、対策は、と

の問いに、生ごみ堆肥の販売を開始した。また、袋詰めの堆肥をいかに販売していくかが課題である。川崎肥料店やJ Aの購買で取扱いができないか。本町の方々のニーズにも応えるため、その販売対策を行っているとのこと。

質疑では、農業次世代人材投資事業の受給対象者は、独立、自営就農に向けて取組状況は、の問いに、現在14名が受給している。年2回熊毛支庁の農政普及課、指導農業士、地元農業委員でサポートチームを組み、指導・支援を行っており、順調に育っているとのことであった。

以上で、当委員会に分割付託された審査を終了した。会計ごとに討論、採決に入り、討論はなく、採決の前に可否同数の場合は、委員長裁決で決定することを確認し、起立で採決を行った。

採決の結果、令和3年度南種子町一般会計予算・令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算・令和3年度南種子町介護保険特別会計予算、令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算、令和3年度水道事業会計予算ともに原案のとおり可決すべきものと決定しました。

採決終了後、町当局への申入れ事項について協議を図りました。次の2点の事項について申し入れることを決定したところです。

1、町堆肥センターの赤字縮減を図るべきである。あわせて、堆肥の販路拡大を図ること。

2、河内温泉センターの運営改善対策のための燃料費縮減に向け、早急に対策事業の推進を図ること。

以上の事項について、当委員会が町当局に申し入れるべきものと決定したことから、議長においてよろしくお取り計らいくださるようお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会に分割付託された令和3年度予算審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（広浜喜一郎君） 次に、総務文教委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（名越多喜子さん） 令和3年度予算審査報告書、総務文教委員会委員長名越多喜子。

総務文教委員会に分割付託された令和3年度一般会計予算の審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、3月4日及び、5日に、全委員出席のもと、第1委員会室で関係課長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。

まず、企画課の審査に入り、概要説明では、本町の人口ビジョンにおける将来展望の目標達成に向けて政策目標を明確にし、政策の展開を行う。南種子町未来会議

を引き続き開催し、町民総力のまちづくりに努める。種子島ロケットコンテスト大会の開催、新型基幹ロケット打ち上げが予定されており、さらなる関係人口の創出に努める。

また、情報通信基盤の整備については、町内の避難所や観光施設に無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備を行い、災害時に対応の強化、観光客の受入体制の充実を図る。地方への移住・定住、新しい人の流れを創出するためテレワークを推進するサテライトオフィスの整備を行う。バス路線の確保と今後の交通確保対策について、調査・研究を進める。自然保護については、今後もウミガメの保護監視活動の継続。

また、トンミー大使については、提言や提案をいただき本町の活性化に努める。移住・定住については、川商ハウスと提携し推進を図る。ふるさと納税については、特産品の魅力を高め、ふるさと納税の推進に努めるとの説明であった。

質疑に入り、「サテライトオフィスは、今年のメイン事業と思いますが、事業の概要について」の問いに、「オフィスの建設と備品の経費である。国の地方創生テレワーク交付金を活用してサテライトオフィスを宇宙ヶ丘の元保養センター跡地に建設し、リモートオフィスとして企業を呼び寄せるという事業である」、また、「民間企業への支援もしていく計画である」とのこと。

質疑で、「財源は地方創生交付金と差額は一般財源か」の問いに、「差額については、国の臨時交付金を充てる」との説明。

また、「移住促進事業については、Iターン・Uターンに対して、同じ対策を取っているか」の問いに、「移住者対策ではIターン者もUターン者も同じです。上限、上中地区は100万円、上中地区以外は200万円の補助額です」とのこと。

次に、議会事務局の審査に入り、概要説明では、議会は町の意志決定機関であると同時に批判・けん制をする立場である。また、町長と同じく町民に対して直接責任を負う機関である。機能と責任を果たすため、議会活動・各種研修会・調査等を通じて、資質を高め、議会の活性化に努めるとして予算編成をした。予算が前年度対比で137万2,000円減額されている。特に、減額の多い費目は、旅費の86万2,000円で21.1%の減額となっている。

質疑に入り、「旅費が減額されているが、不足した場合はどうなるのか」の問いに、「これまでの実績に比較しても大きく不足することはないと考えているが、実情に応じて補正予算をお願いすることになる」とのことです。

次に、監査室の審査では、監査委員は常に公正普遍の態度を保持し、秘密保持の義務を課し当たらなければならないとなっている。監査機能のさらなる充実・強化が求められており、各種研修会に参加し、知識の向上と情報取得を図る必要がある

ことから、そのための予算編成に努めた。令和3年度予算は997万3,000円で前年度比較33万1,000円、3.4%増額。増額分は、監査委員の全国研修会参加費用が含まれているとの概要説明であり、質疑はありませんでした。

次に、会計課の審査に入り、概要説明では、会計課は会計管理者の補助組織として置かれており、一般会計及び特別会計、並びに病院事業会計、水道会計の歳入歳出に属する歳計現金と、所得税・県民税・住宅敷金等の歳計外現金に関する会計事務を行い、適正・円滑な会計事務の実施に努めているとのこと。

質疑に入り、「JA派出所の窓口が、17時から15時になったのは締め時間の関係か」の問いに、「指定金融機関からの要望であり、事務処理の関係である」とのこと。

次の質疑に、「ATMは3月いっぱいまで廃止と聞くが、利用者が少ないのか」の問いに、「JA口座への利用数が少ない状況で、年々利用数が減少している」とのこと。

次の質疑では、「燃料費は会計課で一括しているのか」との問いに、「集中管理車は会計課で行い、各課管理の車はそれぞれ課で予算管理している。購入価格の入札に関しては、会計課で執行している」、「全体の燃料費額は」の問いに、「1,600万円程度」とのこと。

次に、社会教育課の審査に入り、概要説明では、基本方針として、「町民が豊かで生きがいと温もりとに満ちた活力あるまちづくり」と「共生・協働の地域づくり」を目指し、社会教育の推進を図る。

重点政策として第1、生涯学習の推進、第2、社会教育の推進、第3、社会体育の推進、第4、芸術文化の振興と文化財の保存活動。令和3年度歳入予算の前年度比較で462万1,000円、前年度比55.7%減額の要因として、普及啓発事業が昨年度で終了したことによる国庫支出金が主なものである。歳出予算総額で1億4,931万2,000円、前年度比104.3%、1,087万2,000円の増で、中央公民館屋上の防水工事1,246万7,000円が主なものであるとのこと。

質疑に入り、「新生活運動での葬儀の場合は2,000円を推進しているが、その周知対策について」の問いに対して、「行政側としては、取組に強制はできない。新生活運動推進会議や社会教育委員会などで検討させていただきます」。

次の質疑では、「公民館活動の充実について、公民館長会議では、社会教育課や総務課など行政担当者が参加して要望や改善事業についての会議の対応ができていくのか」の問いに対して、「公民館連絡協議会関連の会議には、社会教育課職員が事務局という立場も兼ねているので出席している。総務課など行政担当者の出席に対しては、その都度、開催行事など主催者の取組に合わせて対応をしている」。

次に、税務課の審査に入り、概要説明では、町税は重要な自主財源であり、適正な課税客体の把握と適正な課税を基本として、税確保を図ることを基本に予算編成を行いました。農業関係では、畜産が昨年度と変わらず順調です。コロナ禍により農業についても販売不振や基幹作物の甘しょについては、基腐病の発生ででん粉や安納芋が大きな影響を受けた。また、飲食業を中心にコロナ禍の影響が甚大である。

歳入については、435万1,000円、前年度比0.6%減の7億6,576万7,000円計上している。固定資産税について、評価替えによる減少が見込まれる。個人住民税は、前年度比3.9%減の1億8,020万円、法人町民税前年度比4.6%増の3,870万5,000円、固定資産税は前年度比2.7%減の4億4,460万円、軽自動車税は前年度比1.5%減の2,874万8,000円、たばこ税、前年度比3.1%減の4,070万円を計上。地籍事業は総事業費ベースで22.4%減の6,395万4,000円、令和3年度末で88.2%の進捗率となる見込みですとのこと。

質疑に入り、「地籍調査事業完了の見通しは」の問いに対して、「これまでは、あと10年程度と見込んでいたが、今年度の予算配分ペースでは、15年ぐらいかかるのではないかと考えます」とのこと。

次に、「肉用牛子牛については課税はされないのか」の問いに対して、「所得税、住民税は免税対象であるが、1頭100万円以上の場合は課税対象です。国保税については課税対象の所得になります」とのこと。

次に、学校給食センターの審査に入り、概要説明では、「食」に関する正しい知識や望まし食習慣を身につけ「食育」の推進を図る。米飯給食を週4日南種子産米・地場野菜の活用など、安心でおいしい「学校給食」の提供に努める。学校給食費は完全無償化である。食中毒や遺物混入が絶対発生しないように努める。学校給食施設設備の充実については、引き続き調理器具の修繕等を実施する。給食センター新築については、長期振興計画の実施計画を具現化していくとのこと。

質疑に入り、「給食費助成事業で町外通学者の対象者は」の問いに、「中種子町の支援学校への通学者分です」とのこと。

次に、管理課ですが、概要説明では、本町の教育行政方針に基づいて「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標として、人間性豊かでたくましく生きる町民の育成を目指し、活力ある教育の振興を図る。学校教育では「知・徳・体」の調和の取れた「生きる力」を備え、伝統と文化を尊重し、郷土と国を愛する態度を養い、地域社会づくりに貢献できる人材の育成。

移動教育委員会については、2巡目に入り長谷地区での開催が予定。英語教育は、引き続きALTを配置し英語教育の推進に努める。施設分離型小中一貫教育の推進により、JAXAや宇宙関連企業と連携を取り「地域とともにある学校づくり」の

視点に立つ学校教育の振興を図る。

あわせて、出前事業の組み立てをすすめる。宇宙留学制度は、里親の確保と家族留学の充実を図る。今年度は、里親留学23名、家族留学14世帯23人、合計46人の受入準備。学校設備については、緊急的なものから計画的に整備をする。通学バスは、引き続き安全確実な運行に努めるとのこと。

質疑に入り、「今後は、家族留学を歓迎する方向でお願いしたいが」の問いに、「家族留学の場合は、職を探して定住につながるので町長も家族留学を多く受け入れたいと言っている」とのこと。

次に、「出前事業について学校ごとに取り組むのか、また、何時間になるのか」の問いに、「集合学習や各学校でも取り組んでいる。また、集合学習の時間は、各学年1時間になる」とのこと。

次に、選挙管理委員会の審査に入り、概要説明では、今年度は任期満了に伴う第49回衆議院議員総選挙が執行される予定であることから予算措置をしているとのこと。質疑に入り、「歳入予算の受入先は県か」の問いに、「予算の交付先は、県からの歳入である」との説明。

次に、総務課の審査に入り、概要説明では、令和3年度当初予算は、町長による行政推進方針及び予算編成方針を踏まえ、各課より予算要求及び予算査定を経て編成処理を行っている。財源の中でコロナ感染収束後の経済成長に向けた政策を進めながら、持続可能な行財政構造を構築するため、歳入・歳出両面にわたる徹底した経費節減を図り、投資的経費についても検討を加え、所要の見直しをした。

また、歳入において自主財源の税収の確保を図り、国・県の有利な事業を探し出し、有利債の活用や受益者負担の原則など財源の確保に努める。総務課は役場全体を総括して指導する職責もあり、各自の研さんを徹底し、恒常的行政執行の教育・指導・監視を強化している。職員の自己能力開発のため研修事業にも積極的に取り組むことにしているとのこと。

質疑に入り、「まちづくり公社の運営予算は」の問いに、「1億5,516万7,000円で前年度比755万1,000円減額する」とのこと。

次に、「メンバー構成は」の問いに、「49人か50人です」とのこと。

次の質疑で、「マイナンバーカードの交付の進捗状況」の問いに対して、「令和3年1月1日現在の人口5,647名に対して、2月末現在で1,990名交付しており、交付率は35.24%である」とのこと。

次に、「町有林の面積は」の問いに、「946ヘクタールです」とのこと。

次の質疑で、「立木の価格評価は作っているのか」の問いに、「杉林の立木の価格評価は行っていない」とのこと。

以上で、当委員会に分割付託を受けておりました令和3年度一般会計予算に関する審査を終え、討論・採決を行うこととしました。総括質疑を行い、質疑なしと認め、討論はなく、採決の前に可否同数の場合は、委員長の裁決で決定することを確認し、起立での採決を行った。採決により、起立多数で本委員会に付託を受けた令和3年度一般会計予算は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、町当局への申入れ事項について協議し、次のことについて申し入れをすることとして決定しました。

1、テレワーク推進事業の「サテライトオフィスみなみたね」の整備事業について、デジタル化社会が進む中で、新しい形での企業誘致及び移住・定住促進施策等としての事業効果が見込まれることから、自然環境や種子島宇宙センターのある町としての有利性を生かした事業の効果を図るために、早期着手、継続した事業促進に努めること。

以上の事項について、当委員会は、町当局に申し入れるべきものと決定したことから、議長においてよろしくお取り計らいくださいますようお願いいたします。

以上で、総務文教委員会に分割付託された令和3年度予算審査の経過と結果についての報告といたします。終わります。

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで、11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時18分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、各会計ごとに委員長報告について質疑を行います。

初めに、議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第19号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第20号令和3年度南種子町介護保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第21号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

次に、議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算の委員長報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから、各会計ごとに討論、採決を行います。採決は起立により行います。議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第18号令和3年度南種子町一般会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第19号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第19号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第19号令和3年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第20号令和3年度南種子町介護保険特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第20号令和3年度南種子町介護保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第20号令和3年度南種子町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第21号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第21号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第21号令和3年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計予算は原案のとおり可決されました。

議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算について討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（広浜喜一郎君） 起立多数です。したがって、議案第22号令和3年度南種子町水道事業会計予算は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま報告のありました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を、議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

日程第11 発議第1号 南種子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、発議第1号南種子町議会議員の議員報酬等の特例

に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。議会運営委員会委員長、小園實重君。

[小園實重議会運営委員長登壇]

○議会運営委員長（小園實重君） 議会運営委員長の小園實重でございます。発議第1号について御説明申し上げます。

発議第1号は、南種子町議会議員の報酬等の特例に関する条例制定についてでございます。別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項、並びに会議規則第14条第2項の規定により提出するものであります。提出年月日は、本日令和3年3月19日であります。提出者は南種子町議会運営委員会委員長小園實重でございます。

まず、第1条についてでございますが、趣旨について規定するものでございます。

内容に触れます。この条例は、議員の職責及び議会に対する住民の信頼の確保に鑑み、南種子町議会議員（以下「議員」と言う。）が町議会の会議等を長期間にわたり欠席した場合における当議会議員の議員報酬及び期末手当の支給に関し、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成20年南種子町条例第21号）の特例を定めるものとする。

第2条については、用語の定義を規定するものであります。

町議会の会議等、公務上の災害等、感染等を規定をしております。

第3条は議員報酬の減額を規定するものでありまして、議員が自己都合、疾病等により、議員活動を引き続き長期間休止したときの、その職に応じた議員報酬に、次の表に定める割合を乗じて得た額を減額し支給したものと規定をありまして、議員活動ができない期間、90日を超え180日以下であるときは減額割合は100分の30、同じく、180日を超え365日以下であるときは100分の50、365日を超えるときは100分の70と規定するものであります。

次に、第4条は期末手当の減額を規定するものであります。

第5条は適用除外を規定するものでありまして、公務上の災害等、感染等、出産、個人の責めによらない事故、その他議員が町議会の会議等を長期間欠席することがやむを得ないと南種子町議会議長が認めるものを規定をしております。

第6条は、逮捕等の期間における議員報酬の支給の停止と支給を規定するものであります。

第7条は、控訴中の期間における議員報酬の減額を規定するものであります。

第8条は、議員報酬の不支給を規定をしております。

第9条は、刑の執行により拘留される場合の議員報酬を規定するものであります。

第10条は、期末手当の支給の停止、減額支給等について規定するものです。

第11条は、期末手当の不支給を規定するものです。

第12条は、日割り計算を規定するものであります。

第13条は、減額停止及び不支給の効力について定めるものであります。

第14条は、疑義の決定について定めるものであります。

第15条は、委任について規定をするものであります。

次に、附則であります。施行期日については、この条例は公布の日から施行する。

次に、南種子町議会基本条例の一部改正であります。

南種子町基本条例（平成23年南種子町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条に次の1項を加える。第4項、議員が議会活動を引き続き長期間休止したときは、南種子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（令和3年南種子町条例第 号）の定めるところにより、議員報酬を減額して支給するものとする規定するものであります。

以上であります。御審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号南種子町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 委員長報告（総務文教委員会）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第12、委員長報告の件を議題とします。

総務文教委員会の継続審査及び所管事務調査の報告について、総務文教委員会委員長の報告を求めます。総務文教委員会委員長、名越多喜子さん。

[名越多喜子総務文教委員長登壇]

○総務文教委員長（名越多喜子さん） 令和2年度総務文教委員会所管事務調査及び陳

情審査の委員長報告をいたします。総務文教委員会委員長名越多喜子。

閉会中の継続調査としておりましたふるさと納税基金制定に関する調査及びふるさと納税関連特産品開発状況「企業誘致対策に対する調査等について」令和3年2月8日、総務課長、企画課長、各関係係長の出席を求め、委員全員出席のもとに、総務文教委員会を開き、聞き取り調査を実施しました。

まず、ふるさと納税基金制定に関する調査については総務課長より説明を受け、ふるさと納税基金については、令和3年度第1回定例議会に基金制定のための関係議案を提出するとの説明があった。現在、基金名称の決定も含めて基金制定作業を行っているとの説明でした。併せて、既存の目的基金についても、10基金を8基金に集約したいと説明があった。

次に、企画課長より、特産品の開発状況について、今年度に新たに開発した品目も含め、71品目をふるさと納税の返礼特産品品目に上げ、ふるさと納税の推進に取り組んでいるとのこと。今後もふるさと納税返礼品に活用できる特産品開発に、南種子町特産品開発協会とも連携をして、全力を挙げて取り組む。観光物産館の道の駅構想も前向きに取り組みを考えているとのこと。

企業誘致に関しての実績については、現段階では特にないとのこと。今後、リモートワークを含めた企業誘致は考えていないかとの問いに、今後は、町としての環境整備に取り組んでいきたいとのことでした。

次に、教育行政に関する実態調査について。

町内の小中学校訪問調査を令和2年8月17日（月）、18日（火）の2日間で実施しました。

1日目は島間小、平山小、長谷小、中平小の順で実施しました。2日目は大川小、西野小、花峰小、荃南小、南種子中学校の順で実施しました。各学校では学校経営、運営状況が大変分かりやすく示された学校要覧を作成しており、校長先生及び教頭先生から詳しく説明をいただきました。

2日目の調査の結果、中平小学校を除く町内の小規模校7校の学級編成についての質問に対して、島間小、長谷小、荃南小は宇宙留学制度で児童増もあり、単式と複式の学級が編成されており、他の4校でも、1人学年解消を図りながら、複式学級での学級編成を行っているとのことでした。複式学級での学級編成による授業については、それぞれの学校で創意工夫をして、授業等を行っているとのことでした。

また、コロナ感染症拡大防止対策として、1日に2回程度、先生たちによって、子供たちの触れるドアのノブやその他の場所を、消毒を実施しているとのことでした。先生方の大変な作業負担になっているが、感染の拡大を防ぐために頑張っており、子供たちも、マスクや手洗い、その他に注意をしながら、学校生活を送ってい

ると説明を受けました。

コロナ感染症拡大防止対策での体育の授業についての問いに、密を避けるために、6月までは体育館の使用を中止、屋外での授業で対応してきたとのこと、全教室にクーラーの設置、稼働を行っているが、窓も開けて換気に注意して授業を実施しているなど、いろいろな点に注意をしながら、日々学校生活に当たっているとのこと。

施設等の整備、補修等については、その都度、各学校から要望を、教育委員会での取りまとめを行い、予算を要望しての対応を行っているとのことでした。

宇宙留学生の状況と学校生活についてどうかの問いに、転校当初は戸惑いも感じられるが、慣れてくると、元気に皆で学校生活を送っているとのこと。小規模校では、児童数の関係などでできない部分を交流授業で補っているとの説明があったが、交流授業ももう少し増やしてもよいのではないかと感じたところです。

次に、オンライン授業の進め方についての問いに、学校現場では対応を進めているが、家庭での対応環境の推進、特に、宇宙留学家庭での対応に、受入れ家庭の協力を願う必要があり、全体的に整備ができないと、オンライン授業も効果が達成できない状況になっているとのことから、何らかの対応が必要と感じたところです。

具体的な要望点として、長谷小学校で乗用の草刈機を購入したいとの要望をしているとの説明があり、荃南小学校のプールについても、漏水して使用できないため、花峰小学校のプールを借用しているとの説明であった。学校職員の業務負担なども考慮した上で、必要な機材確保、設備・施設の整備等が重要であると感じたところです。

次に、南種子中学校についてですが、教頭先生に学校要覧に基づき説明、対応をしていただきました。質疑応答に入り、いじめについては、言葉遣いや態度などに関係した事案が発生することがあり、早く発見し、担任を中心に職員全体で対応している。

コロナ感染症の影響に対する対応については、欠時の授業補完の状況は、家庭訪問などの見直しをして対策を講じ、前年度と変わらない授業状況で進んでいる。

進学状況は、ほとんど生徒が希望する学校に進学している。先生もいろいろな専門的な研修会に参加し、帰校してからも、相互研さんを行うように努めている。

施設等の改善要望については、その都度、教育委員会に改善要望を申し出て対応しているとのこと。

学校施設が広く、維持管理への対応が非常に大変であるとのことであった。

JAXAの出前授業やウェブ授業の取組はどうかの問いに、JAXAの出前授業は積極的に活用しているとのことでした。

学校訪問調査のまとめとして、各学校において努力していることが実感できまし

た。複式学級による弊害や教育内容の遅れがないか心配でしたが、マンツーマン教育による内容の濃さ、メリットである点についてもよく理解できた。小規模校では、できない取組の分を交流授業で補っていると報告を受けました。コロナ感染症の終息を見て、交流授業を増やしてもよいのではないかと感じました。オンライン授業を進めようとした場合、家庭側の環境において課題があるようで、何らかの対応が必要ではないかと感じました。

以上、各小学校及び中学校の学校訪問調査報告といたします。終わります。

次に、10月1日に実施した所管事務調査、防災に関する調査として、各地区、災害避難所の現地調査について、調査の結果を報告いたします。

総務課長、総務課消防交通係長、社会教育課長の出席をいただき、資料提出に基づき説明をいただきました。

その中で、総務課長より、今回のコロナ感染拡大防止対策関係で購入した避難時に使用するマットの活用、消防団による消防車での広報の実施状況について説明を受けた。マットについては、避難所内で避難者個々の間隔を確保する点についても有効であり、コロナ感染拡大防止対策でも、密状態の防止対策に有効な点があるとの説明を受けたところです。

今回、初めて取り組んだ各避難所を巡回しての保健師による健康チェックの実施については、避難者に大変好評であったと説明を受けました。

社会教育課長より、避難施設が老朽化等のために、雨戸の新たな設置や窓ガラスの強化ガラス替えの対応について改善を検討したいとのこと。今回は非常に職員の方の対応がよかったと避難者より声が届いていたとのことでした。

総務課長より、今後の災害発生時の対応について、災害の状況に応じて、臨機応変に対応したいとのことでした。その後、町担当職員、総務課長他2名と一緒に各避難所の現地調査を実施しました。

島間自然の家（島間地区公民館）により実施、段ボールマットの購入整備と活用状況の説明では、町全体で800枚購入している。マットは仕切りやその他いろいろと使い道があるとのこと。トイレの点検では、廊下の暴風雨の対策が必要であり、バリアフリー化、洋式トイレ等が必要ではないかとの意見が出ました。また、ペットに対する配慮も必要ではないかとの意見もあったところです。

避難者名簿の作成状況はの問いに、氏名、年齢、住所、連絡先等を記載していただき、各地区の名簿を本部で集約しているとのこと。避難者は原則、各自で食事を持参するとのことになっています。ポット、プロパンガス等を準備しており、水の確保や発電機を各避難所に設置、対応しているとのこと。

避難者の駐車場の確保については、不足する分は各学校の校庭などを使用してい

るとのこと。

各地区避難所の修繕箇所等も、今後対応を検討するとのこと。

以上で、災害避難所の現地調査報告を終わります。

次に、陳情審査について報告いたします。

「南種子町の自衛隊誘致推進に関する陳情書」が令和2年11月11日付で、提出者、南種子町商工会会長寺田栄一郎氏外2名から提出されました。

陳情審査の付託を受けて、12月14日に陳情審査を実施しました。陳情者の南種子町商工会会長寺田栄一郎氏外2名に出席をいただき、陳情者の趣旨の説明、陳情内容の説明を受け、聞き取りを実施したところです。

陳情者の提出理由として、人口減少や景気停滞などが続いており、新たな企業誘致も難しい状況であり、自衛隊誘致が経済対策として非常に効果があると思うとのこと、自衛隊誘致の取組が種子島島内の他市町に比べても遅れぎみである。町商工会会員も95%は賛成であるとのこと。自衛隊誘致に議会南種子町を挙げて取り組んでほしいとのこと。その他、官民一体となって自衛隊誘致に取り組んでほしい。

地元建設業への波及効果が大きいと思うとのこと。他団体で南種子町漁業協同組合、南種子町公民館連絡協議会等に陳情書提出の呼びかけをしたが、現段階での賛同は得られない状況とのこと。

質疑応答を終了し、総務文教委員会として、継続して審査を実施していくこととした。

令和3年1月28日、陳情審査のため、総務文教委員会を開き、今回の陳情については、騒音問題やその他の調査が継続して必要であり、馬毛島における自衛隊施設整備計画との関連もあることから、南種子町への自衛隊誘致推進に関する陳情審査については、全会一致で継続審査とすることとして決定いたしました。

以上、令和2年度総務文教委員会が実施した所管事務調査及び陳情審査の報告を終わります。

以上です。

○議長（広浜喜一郎君） これで、総務文教委員会の継続審査及び所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

日程第13 委員長報告（産業厚生委員会）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第13、委員長報告の件を議題とします。

産業厚生委員会の所管事務調査の報告について、産業厚生委員会委員長の報告を求めます。産業厚生委員会委員長、柳田 博君。

[柳田 博産業厚生委員長登壇]

○産業厚生委員長（柳田 博君） 産業厚生委員会の所管事務調査を報告します。

産業厚生委員会が閉会中の所管事務調査として調査を実施しておりました焼却施設老朽化対策に関する調査と島間港整備促進及び人工種苗中間育成基地建設誘致に関する調査の経過と結果について報告をいたします。

産業厚生委員会は、令和2年第2回定例会で、閉会中の継続審査として申し入れ、許可をいただいた事項を一部変更した内容で、14回の委員会を開催し、協議を重ねて、調査を進めてまいりましたが、コロナ禍の状況であり、思ったように調査も進めることができない状況でもありました。

しかし、そのような状況に中でありましたが、令和2年9月6日から7日に襲来した台風10号による被害等の状況等についての調査の実施を、令和2年9月24日の委員会で決定し、町当局の調査協力を要請しました。

総合農政課関係では、農作物の被害状況調査、10月2日に午前9時から実施することとし、また、建設課関係では、公共土木施設の被害、危険箇所等の状況調査を10月29日午前9時からすることを決定し、申し入れを行いました。

総合農政課での取りまとめた被害状況では、幸い、被害状況はさとうきびの葉が裂傷する程度であったとのこと。建設課の報告では、特に甚大な被害はなかった旨の報告を受け、さらに、2日間、現地の状況調査を実施しました。

次に、令和2年11月2日の委員会で、島間港調査及び人工種苗中間育成事業調査から島間港整備促進及び人工種苗中間育成事業調査に一部変更して調査を実施することとしました。

令和2年11月17日、13時から11月初旬にブリの稚魚の育成が始まったことを受け、島間港の整備促進に関する調査も併せ、島間港の現地調査を実施しました。所管課の建設課長、総合農政課長、担当係長に同行いただき、島間港整備促進状況調査に関しては、竣工した事業内容、計画されている事業状況、事業要望の申し入れをしている案件などの説明を受けました。

島間港人工種苗中間育成基地に関する調査については、南種子町漁協の会議室において、漁協組合長、漁協参事、町関係課長等に同席をいただき、ブリの中間育成事業等についての詳細な説明を受けました。

島間港人工種苗中間育成基地に関する調査については、8月の委員会での調査において、島間港の沖側堤防に消波堤を設置し消波ブロックを設置、港湾内の静穏な海域を造成する事業を、平成29年から平成32年に実施されたもの。この事業は、県漁港漁場課の事業主体で竣工したもの。事業費は全体で4億円。国50%、県40%、本町（地元）10%負担割で計画実施されたものです。

令和元年よりブリの種苗中間育成も始まり、結果は上々だという調査も実施した

ところでは、11月の調査では、今後も島間港の全般的な整備に併せ、人工種苗中間育成基地の建設に議会町執行当局の全面的な協力を願いたいとの漁協側からの要望があったところです。

次に、子牛生産体制の推進に関する調査として、生産牛の競り市視察を計画しましたが、コロナ禍ということで、競り市関係者の安全などを考慮して、やむなく中止しました。

次に、令和2年12月18日、委員会を開催し、焼却施設老朽化対策に関する調査については、保健福祉課長、担当係長の出席の上、今年度計画し、予算化されている焼却施設、南種子町清掃センターの改修工事の状況等について説明を受けました。

主な工事内容として、1. 炉内耐火物補修、2. 燃焼設備補修、3. ガス冷却水加圧ポンプ補修、4. 灰出設備補修、5. 燃焼用空気余熱器下部シュート点検口補修、6. 誘引送風機出入口ダクト点検口補修、7. 煙突補修工事などが主な項目であり、解体した廃棄材については、炉内耐火物と同様、島外に搬出し、適正な処理を行うとのことであった。また、その他の発生する補修については、その都度協議を行い、予算内での処理を行う旨の説明。

以上の補修を今年度実施し、次年度の補修計画分まで行くと、一通りの改修が完了するが、それでも安定して運用できるのは、7年から8年程度ではないかと思うとの回答である。令和4年度以降も、適宜、予算投入していく必要があると思っていますとのこと。

ちなみに、種子島地区広域事務組合でも、毎年、5,000万円程度の改修予算をつぎ込んでいると聞いています。当然のことではありますが、改修工事を定期的に、的確に実施していくと延命化を図れると思います。

次に、令和3年1月22日13時より、ごみ焼却施設改修工事の状況等に関する現地調査を実施し、燃焼炉内の改修工事状況を調査、耐用年数をはるかに過ぎていることもあり、かなり劣化した箇所もあるが、補修等でできるだけ解消を図っているとの工事受注者川崎技研の責任者からの説明があったところです。

次に、所管事務調査のため、島間港整備状況調査及びロケット搬送道路となっている国道58号の拡幅等整備計画の状況調査と併せて、ごみ処理施設の調査のため、熊毛支庁建設課と種子島地区広域事務組合のごみ処理施設に出向いて調査を行うことと決定し、令和3年2月19日午後から、熊毛支庁建設課所管の島間港整備促進国道58号整備促進についての調査を熊毛支庁建設課技術補佐、道路建設係長、港湾空港係長、河川砂防係長に出席をいただき、実施しました。

事前に島間港整備促進関係で5項目、国道58号整備促進関係で2項目、その他で2項目の質問事項内容を示して、調査を実施しました。主な回答は、島間港内を令

和2年までに浚渫工事を実施し、まだ残りの必要な航路区域があるとのこと、早期完成に努めたいとのことであった。また、航路（-7.5メートル）への砂の流入防止の対策のため、令和2年度に砂防堤の調査、設計を実施し、砂防堤の早期完成に努める。

また、国道58号の整備促進については、町長、議長が昨年11月、国土交通省に大型ロケットの資機材や衛生輸送を円滑にする国道・県道の一部拡幅、線形改良等を要望されている。町においても、JAXAや県関係機関ともよく協議し、議会も万全を期して協力する事項を確認し、事業推進についての要請を行った。

次に、種子島地区広域事務組合へ移動し、種子島清掃センター会議室で、事務局長ほか担当職員の出席をいただき、種子島地区広域事務組合の設立経緯や運営状況、及び種子島清掃センター施設の概要等の説明をいただきました。

意見交換では、ごみ処理施設の経費負担の割合はどうかとの問いに、人口割が3、均等割が3、ごみ処理量割が4であるとの回答であった。また、この型の焼却炉については、細かな金属なども焼却できると聞いたがとの問いに、非常に高温で焼却処理することができ、24時間稼働していることもあって、効率的に高温で焼却処理できるとの回答であった。

以上で意見交換を終えて、その後、リサイクル施設、焼却炉施設、最終処分場、浸出水処理施設の運用状況の説明を受けて、調査を終了しました。

以上、今年度の閉会中の所管事務調査を実施してまいりましたが、ごみ処理場焼却施設は、住民の生活の中で欠かすことのできない重要な施設であります。毎年、数千万円の改修費を投入するのは仕方ないにしても、中長期的には施設の改善が必要と思われまます。財政が逼迫してくる状況であればあるほど、早期に新設備に移行し、効率的に施設運用することが求められます。

そこで、以上の調査を通して、当委員会の意見として、次の1項目を集約しました。

1. ごみ焼却施設については、有利な補助事業を活用し、早期に新たな設備に移行するよう協議検討すること。

以上、これを当委員会の意見として町当局に申し入れることが適当であると決定したところであります。議長において、よろしくお取り計らいお願いいたします。

以上で、産業厚生委員会の所管事務調査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（広浜喜一郎君） これで、産業厚生委員会の所管事務調査に係る委員長の報告を終わります。

お諮りします。ただいま報告の在りました委員会の意見につきましては、議会の意見として執行当局に申し入れることとしたいと思ひます。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の意見を、議会の意見として執行当局に申し入れることに決定しました。

ここで暫時休憩します。再開を午後1時10分とします。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 1時06分

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 委員長報告（請願審査）

○議長（広浜喜一郎君） 日程第14、委員長報告の件を議題とします。

南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会に付託していました請願につきましては、お手元に審査結果報告書をお配りしておりますが、審査の経過と結果について、南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長の報告を求めます。南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長、塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員長登壇]

○南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長（塩釜俊朗君） 南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長報告をいたします。

令和2年12月第4回定例会において、請願第1号として、南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書の採択について、請願者、前之浜の自然環境を守る会代表、熊毛郡南種子町西之5716番地、小田良広氏、紹介議員、濱田一徳氏より提出されたものです。同定例会において、南種子町前之浜の自然環境に関する特別委員会が設置され、請願第1号の審査について、同委員会に付託されて審査を実施しました。その審査経過と結果について報告いたします。

当委員会は、令和2年12月18日12時01分議会第1委員会室において、委員7人（1人欠席）の出席のもと、今後の審査の進め方について協議を行うために委員会を開催いたしました。その結果、提出者及び紹介議員からの説明聴取の実施を決め、次の委員会開催日を決定しました。

令和3年1月14日9時から第1委員会室において、委員6名（2名欠席）出席のもと、提出者及び紹介議員からの説明を求めました。

最初に、請願者、前之浜の自然環境を守る会代表である小田氏からの説明を求め、説明では「西之地区の前之浜の砂が近年なくなっている。このままでは砂利山

の状態になってきてくる。このままではいけないということから、この会を発足した」とのことです。

この請願書には、海砂採取を止めてほしいとしています。この前之浜の海浜地が狭くなった原因が、全て海砂採取が原因だとは私たちも思っていない。いろんな要因があると思いますが、この海砂採取も一因だと思っている。これ以上の環境悪化にならないようにしてほしい。911名の署名も集まり、町長にも説明し、要望書を出している。

とのことでした。

質疑に入り、委員から。

以前、一般質問で海砂採取を自重するようお願いした経緯がある。建設業の骨材としての重要性も認識している。しっかりとしたローテーションをもって採取していただきたい。西之表市の砂がなぜだめなのか、しっかりと説明を求めたい。毎年毎年の採取は大変だということは分かっている。

との意見でありました。

提出者から「できるだけ海砂を採らないでほしいと思う。同じ場所から採るのはおかしい。県が海砂採取の影響の調査を行っているのであれば、地域の住民にも知らせほしい」との意見でありました。

次に、紹介議員の濱田氏に説明を求め、説明では、平成27年に西之地区公民館で海砂採取についての説明会を、鹿児島県の担当者が来て実施している。3年採らせてほしいということの説明があり、その後は、中種子町・西之表市・屋久島町・南種子町の順番で採っていくとのことであったと聞いている。令和2年9月第3回定例会の一般質問で、再度海砂採取の件で質問した。町長は「地元の住民から要望があれば県にも要望するなどの動きができる」という答弁、町長の答弁内容を地元住民に説明したところ、海砂は経済的なことで絶対採らせないとはいえない問題であることは承知している。しかし、前之浜を守っていく必要があり、今回、町議会に請願書を提出し、町・県にも要望書を提出することにし署名を集めたとの説明であった。

質疑はなく、紹介議員からの説明聴取を終えたところです。

会議を再開し、今後の審査日程等を議題とし、次のように決定しました。

- 1、熊毛支庁建設課に出向き調査を行う。日程については、熊毛支庁が対応できる日程とし、細かな調整は委員長一任とする。
- 2、県・町に提出された要望書の写しの提供を依頼する。
- 3、提出者が考える意見書（案）の提出を求めることについては、提出する意見書は特別委員会で決定するものであるので求めない。

4、県が実施していると思われる海砂採取に関する環境調査の結果について、県に説明を求めていく。

5、土木研究センターなぎさ研究所関係の資料提供を町に依頼する。

以上のことを決定し、会議を閉会とした。

次に、令和3年1月21日10時5分から第1委員会室において、委員6名（2名欠席）の出席のもと、請願審査特別委員会の熊毛支庁建設課への聞き取り調査内容及び日程等の調整について協議しました。

協議に入り、聞き取り調査内容については、熊毛支庁建設課から「聞き取り調査時の質問内容について、調査を実施する前に知らせてほしい」との要望があり、同日の会議及び会議終了後に議会事務局で委員からの質問事項を集約することにいたしました。聞き取り調査の日程については、「できるだけ早く実施したほうがよい。熊毛支庁も、質問の回答準備ができてから行いたいと言っているが、回答可能な分だけ先に回答をいただき、残りについては後から報告を受けたらどうか」等の意見が出たところです。

決定事項については、以下のとおりです。

1、熊毛支庁建設課には、2月5日までに日程調整してもらおう。

2、聞き取り調査内容、質問事項の集約については、各委員からの申し出を議会事務局で集約し、委員長が確認する。

以上のことを決定し、委員会を閉会としました。

次に、令和3年2月5日12時から第1委員会室において、委員7名（欠席1名）出席のもと、熊毛支庁建設課への聞き取り調査についての事前協議を行い、熊毛支庁建設課に出向いての聞き取り調査を実施しました。

調査の方法として、先に質問事項を提出し回答の準備をさせていただいているので、各質問事項については、委員長が一問一答方式で質問を行うことで決定し、熊毛支庁に移動しました。

同日13時40分熊毛支庁第1会議室において、本町から請願審査特別委員会委員7名（1名欠席）と議長、事務局長計9名、熊毛支庁から建設課長補佐・技術補佐・担当者3名の出席をいただき、先に質問事項を提出していた47項目について一問一答方式により回答を求め、その後に補足の質問等を行い調査を進めました。

質疑では、委員から「強風によって水田とか人家に影響がある。塩害で枯れてしまう状況が見られ、影響がないとは言えない。砂浜の礫化した状況での塩害の影響度というのは、いろいろな方法を選択をして御一考いただきたい」という問いに対して、回答は「建設課所管の事業は、農作物の塩害ということではなく、高潮そのものや超えた波が人家などに直接影響するものに関して事業が導入できる可能性が

ある。波しぶきが飛んで農作物とか保安林に被害を及ぼすということに関しては、国土交通省関連の事業を導入することは厳しい」との回答であった。

また、委員から質問で「海砂採取船の採取の様子をよく見ているが、先ほどの説明では、海砂採取に対しての採取区域の長さ・幅・深さの説明がありました。採取の深さが15センチほどとの説明でした。15センチ程度掘って、採取船にあんなに早く積み込めるのか疑問に思う」との質問に対し、回答は「15センチというのは、その指定された区域を平均した場合に15センチということです。具体的にある箇所でのどの程度採取しているかというのは、深淺測量を実施中ですが、その結果が出ないとお答えできないのが実情です」との回答であった。

次に、委員から「深淺測量は、今年度初めてですか」との問いに、「平成28年度から30年度、令和2年度までの採取後、今回が初めてです」との回答であった。

さらに、委員から「海砂の流失について、砂の採取との因果関係が今のところ不明というのは、測量が終わっていないので不明ということなのか」との問いに、「お見込みのとおりである」とのこと。「その結果については3月末から4月までのところを予定している。測量そのものは3月末か4月末にかけて行う予定」との回答。

委員から、「海砂の採取は県が許可するのか。4キロ以上には漁業権はないのか」との問いに「そのとおりです」とのこと。

委員から「前之浜は礫化している。県も本腰を入れて、業者任せでなくて取り組んでいただきたい。ローテーションをして採取してもらおうというのを守っていただきたい」という要望を申し入れて質疑を終えました。

最後に、質問事項47項目についての回答について、本日の回答内容を回答書として書面にて回答いただきたいとの委員長からの要請を行い、聞き取り調査を終了しました。同日16時18分に、本町議会第1委員会室において委員会を再開し、熊毛支庁建設課での聞き取り調査後の内容のまとめについて協議し、下記のとおり決定いたしました。

1、聞き取り調査での質問事項の文書回答の要請は、調査内容の正確を期する観点から熊毛支庁長宛てに、議長名の文書再度要請する。

2、熊毛支庁建設課で聞き取りした回答内容は、県庁本庁の担当課に対して再度調査を行っても変わらないと思われるので、文書での回答を踏まえて意見書を提出する。

3、県が具体的な影響調査を行っていない点も問題であるので、その点についても意見を出す必要がある。

4、次回の委員会は2月15日9時から開催する。

以上のことを決定し、会議を閉会した。

次に、令和3年2月15日9時から第1委員会室において、委員7名（欠席1名）出席のもと、熊毛支庁建設課への聞き取り調査回答書の内容確認と、審査のまとめ、今後の審査についての協議をいたしました。委員長が回答書を読み上げ、確認作業を実施いたしました。

委員からの意見として、「同じ場所からの採取ではなく、しっかりとローテーションを組んで対応してほしい。海砂などの骨材の重要性は、社会資本の整備をしていく上で必要不可欠である。そのことを意見書としてまとめていく必要がある。県はもっと主体性を持って取り組んでほしい」、「採取した海砂の中にアサヒガニの稚魚などの死骸がないかなど、影響調査などをする必要があり、要請する必要がある」、「回答書では問題になっていると言っておきながら、『海砂採取は海岸浸食に因果関係はないと確認している』と回答していることに疑問が残る」、「深淺測量の結果については、継続して審査する必要がある」等の意見が出され、以下のとおり決定いたしました。

1、次回の委員会は2月24日13時から開会とし、採決を諮ることとする。

以上のことを決定し閉会した。

次に、令和3年2月24日12時58分から第1委員会室において、委員7名（欠席1名）出席のもと、南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会に付託された請願第1号南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書の採択についてのまとめと、総括質疑及び採決を行った。

総括質疑では、意見書を作成するに当たって、海砂採取は、海浜地の礫化に原因しているということが判明していない以上、さらに、海砂が骨材全体の四十数%現在もつかわれている必要性に照らし考えれば、当然、採らせないということは無理がある。社会資本の整備をするためには、海砂を絶対採らせないことはできないのでは等の意見が出され、総括質疑を終了し、協議の内容を踏まえて趣旨採択とすることについての採決をすることとした。

採決の前に、可否同数になった場合、委員長裁決で決定することを確認し、討論はなく、起立による採決を行った。請願第1号南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書採択については、起立多数により趣旨採択とすることとして、関係機関に意見書を提出すべきものと決定をいたしました。

なお、請願第1号が、本会議において趣旨採択として決議された場合は、意見書の発議を予定しておりますので、議員各位の御賛同をお願いをいたします。

以上で、南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会に付託された請願第1号の審査の経過と結果の報告といたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号について採決します。本件に対する委員長の報告は趣旨採択です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号南種子町前之浜の自然環境を守るための関係機関への意見書の採択については、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

日程第15 発議第2号 南種子町前之浜の自然環境を守るための意見書の提出について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第15、発議第2号南種子町前之浜の自然環境を守るための意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長塩釜俊朗君。

[塩釜俊朗南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員長登壇]

○南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長（塩釜俊朗君） 発議第2号について提案をいたします。

発議第2号は、南種子町前之浜の自然環境を守るための意見書の提出についてであります。別紙意見書を鹿児島県知事に提出するものであります。

提出者は、南種子町議会南種子町前之浜の自然環境に関する請願審査特別委員会委員長塩釜俊朗でございます。

趣旨については、南種子町の門倉岬東側に位置する前之浜海岸は、種子島最南端の門倉岬から種子島宇宙センターを一望できる海岸で、この界限には1543年の鉄砲伝来地や1894年のドラメルタン号漂着地などがあり、風光明媚な海岸線で観光地でもあります。

昭和47年6月には、南種子町の自然環境保護を目的に、自然保護条例が制定され、門倉岬から平山地区の浜田大浦川まで景勝保護区にも指定されています。

この前之浜海岸は、県内でも有数なウミガメの産卵地ですが、砂浜の減少により上陸頭数が少なくなりつつあります。このようなことから、海浜地がさらに減少す

ることを危惧をしております。

約50年前の航空写真と比較すると、大小の石が露出するなど侵食礫化が顕著となり続けています。

背後地には、本村地域の人家や田園地帯及び防潮林があり、塩害の被害があることから、このまま海岸浸食が進むと塩害による被害の進行が懸念されます。このような状況の中で、美しい海浜地帯の保全は、喫緊の課題となっています。

よって、海岸保全及び海砂採取許可に関する事並びに自然保護に関して、鹿児島県においては、次の事項について早急に取り組むことを強く要望する意見書提出を行うものです。

具体的な要請事項は次の5項目であります。

1、前之浜海岸の調査を行い、海岸線や砂採取箇所（海底等）の状況把握に努めるとともに、自然環境との調和・共存に配慮すること。

2、鹿鳴川河口閉塞した砂を前之浜海岸の養浜、サンドリサイクルとして継続活用すること。ほか礫化拡大防止対策を講じること。

3、海岸及び海底等の調査結果を住民に説明すること。

4、海砂に代わる骨材の研究をさらに進めること。

5、県下の海砂採取は調整を図り、整合性のあるローテーションとすること。その場合、経済活動の観点からも地元説明会を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出するものであります。議員各位の御賛同方よろしくお願いをいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号南種子町前之浜の自然環境を守るための意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

なお、意見書について、情勢の変更等で字句及び数字等の訂正が必要になった場合、文書の整理等について議長に一任願います。

日程第16 請願第1号 南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願書について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第16、請願第1号南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願書についてを議題とします。

お諮りします。この請願第1号については、8名の委員で構成する南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して閉会中の継続審査としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号については、8名の委員で構成する南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願審査特別委員会を設置し、これに審査を付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって濱田一徳君、福島照男君、廣濱正治君、河野浩二君、名越多喜子さん、大崎照男君、小園實重君、塩釜俊朗君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願審査特別委員会の委員は、濱田一徳君、福島照男君、廣濱正治君、河野浩二君、名越多喜子さん、大崎照男君、小園實重君、塩釜俊朗君を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩中に、ただいま設置されました特別委員会の正副委員長を選出をお願いいたします。

—————・—————
休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時42分
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の正副委員長が決定した旨報告がありましたので、お知らせします。

南種子町における自衛隊施設の誘致に関する請願審査特別委員会の委員長に塩釜俊朗君、副委員長に小園實重君。

以上、お知らせします。
—————・—————

日程第17 閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出

○議長（広浜喜一郎君） 日程第17、閉会中の継続審査及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査と所管事務調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決定しました。

日程第18 議員派遣

○議長（広浜喜一郎君） 日程第18、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配りました議員派遣のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。令和3年第1回南種子町議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

閉 会 午後 1時44分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議員 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 名 越 多喜子

南種子町議会議員 柳 田 博